

平成26年第2回定例会

(6月5日招集)

山都町議会会議録

平成26年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 諸般の報告	3
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	12
散会	16

○6月10日（第2号）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議	18
日程第1 一般質問	18
12番 中村益行議員	18
9番 藤川憲治議員	30
1番 吉川美加議員	42
散会	57

○6月11日（第3号）

出席議員	58
欠席議員	58
説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため出席した事務局職員	58
開議	59
日程第1 一般質問	59

4番 後藤壽廣議員	59
5番 藤澤和生議員	71
散会	85

○6月12日（第4号）

出席議員	86
欠席議員	87
説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した事務局職員	87
開議	87
日程第1 議案第26号 専決処分事項（平成25年度山都町一般会計補正予算第5号） の報告並びにその承認を求めることについて	87
日程第2 議案第27号 専決処分事項（平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正 予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	91
日程第3 議案第28号 専決処分事項（平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算 第5号）の報告並びにその承認を求めることについて	92
日程第4 議案第29号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその 承認を求めることについて	93
日程第5 議案第30号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告 並びにその承認を求めることについて	97
日程第6 報告第1号 平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て	98
日程第7 報告第2号 平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について	100
日程第8 報告第3号 平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について	101
日程第9 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について	101
日程第10 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について	104
日程第11 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告について	105
日程第12 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について	107
日程第13 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況報告について	109
日程第14 議案第31号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	110
日程第15 議案第32号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい て	134
日程第16 議案第33号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につい て	135
日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	136

平成26年第2回山都町全員協議会	138
日程第18 農業委員推薦の件	140
日程第19 委員長報告 陳情等付託報告について	140
日程第20 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	141
閉会	142

6 月 5 日（木曜日）

平成26年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年6月5日午前10時0分招集
2. 平成26年6月5日午前10時0分開会
3. 平成26年6月5日午前10時56分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	山本直樹
監査委員	森田京子	教育長	山下明美
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	佐藤珠一
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	田上博之
企画振興課長	本田潤一	税務課長	甲斐重昭
商工観光課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	水道課長	甲斐良士
農業委員会事務局長	山本祐一	住民環境課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

会議を開く前に、4月1日付の人事異動で、新たに課長になられた2名の方から、挨拶の申し出がっております。この際、これを許します。

水道課長、甲斐良士君。

○水道課長（甲斐良士君） 皆さん、おはようございます。

初めての議会ということでございまして、大変緊張いたしております。こうして、大変貴重な時間をいただきまして、発声の場を設けていただきました議長さんを初め、各議員の皆さん方には厚く御礼を申し上げます。

先ほど紹介がありましてとおり、水道課の課長職を預かりました甲斐でございます。私の仕事は、安心して安全な飲料水を供給することが第一の使命だと思っております。今後とも、水道行政全般にわたりまして、精いっぱい職務に専念をしてみたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、老人ホーム施設長、小屋迫厚文君。

○老人ホーム施設長（小屋迫厚文君） 皆様、おはようございます。

このたび、山都町立養護老人ホーム浜美荘の施設長として拝命いたしました小屋迫です。よろしくお願いをいたします。

浜美荘入所者の方々が穏やかで生活ができますよう、そして、入所者の方々の尊厳と人権を守る施設運営に努めたいと思っております。また、浜美荘のあり方につきましては、3月の議会で質疑を行っていただいたというふうに聞いております。皆様のお知恵をおかりしながら、よりよい施設のあり方を考えていきたいと思っております。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） お二人とも、全体の奉仕者として、それぞれの職責を自覚し、頑張ってください。このほか、清和総合支所長に佐藤珠一君、蘇陽総合支所長に有働章三君、健康福祉課長に門川次子君、学校教育課長に田中耕治君、農林振興課長に藤島精吾君、農業委員会事務局長に山本祐一君、地籍調査課長に藤原栄二君がそれぞれ異動しておりますので、紹介しておきます。

ただいまから平成26年第2回山都町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、江藤強君、8番、工藤文範君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から6月13日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおります。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。この際、これを許します。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

私から2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、自治振興区と区長制度の見直しについてということで、報告をさせていただきます。

地方分権化社会への転換が進みます中、町は地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進するとともに、みずから考え、責任を持って行動することを基本とする行政運営が求められております。そのためには、地域間の相互交流と理解を深め、住民が主体となったまちづくり活動の支援が重要でありますし、自立した地域づくり活動の推進を図っていかねばなりません。

本事案につきましては、町村合併以降、懸案となっております自治振興区と区長制度につきまして、今回、内部で検討、策定をいたしましたたたき台を提案させていただき、今後、各方面からの御意見を賜りながら、制度の見直しを図っていききたいというものでございます。

それでは、資料のほうをお願いしたいと思います。

(自席より発言する者あり)

それでは、資料、お手元をごらんください。

自治振興区、区長制度の見直しについてということでございます。自治振興区と区長区、これはいずれも地域住民による自治組織であることに違いはございませんけれども、区長区は小集落を単位としております。一方、自治振興区は、旧小学校区の範囲を基本とした複数の集落から構成される組織という点で、両者は大きく異なります。現在、本町では全区域に142区長区、28の自治振興区を設けております。

今回、この見直しを行います理由ということで、以下書いてございます。

合併時に策定をいたしました山都町新町建設計画、この中で、地域住民による自治組織について、現在の駐在区・区長制度を発展させ、新たに自治振興区（仮称）制度を設けるとされております。

この自治振興区の役割につきましては、集落間、各種団体間の連絡調整と協力体制の支援、それから、地域の課題解決、地域住民の意見の集約と行政への提案、それから、地域の特性を生かした地域振興等がございます。

これは、中山間地域が抱えます喫緊の課題、財政悪化による補助金削減、人口減少・高齢化に伴います集落・組の活動の担い手不足などです。これに対する打開策として打ち出したものであると同時に、従来の駐在区・区長制度をより発展させた、新たな住民自治組織の創設を提言したものでございます。

ところが、自治振興区が創設をされまして、既に9年が経過をいたしますが、自治振興区が住民自治の活動の中核組織として定着しつつある半面、自治振興区の位置づけや区長との関係が明確でない、そういった指摘が多いのも事実でございます。

このような状況を踏まえまして、町としまして、自治振興区を中心とした住民自治活動を、今後より一層充実させることを目的に、これまでの自治振興区と区長制度の関係をわかりやすくするために、必要な見直しを行っていきたいというふうに考えております。

めくっていただきまして、自治振興区、区長制度の見直しについて（たたき台）という資料でございます。これは右肩に書いておりますように、4月22日に、区長全体会で配付をした資料でございます。これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、具体的方針（案）としまして、3点、明示をしたところでございます。

まず1点目が、町が区長を任命する制度を廃止をし、区長を構成上自治振興区の中に位置づけます。区長区設置条例は廃止をしまして、自治振興区設置条例（仮称）を策定することを目指すということでございます。

現在、自治振興区が助成金の交付要綱にとどまっております現状から、振興区の位置づけが条例上、明確化されるということでございます。また、自治振興区設置条例につきましては、地域の運営や課題、地域振興に係る活動を自主的に行おうということを目的とするものでございます。下に例としまして、体育協会、公民館などと同様に、区長が構成する区長部を設置するという例

を一応示しております。

町による区長の任命を廃止をしますので、特別職の非常勤公務員という現在の地位はなくなります。そのことによりまして、区長が選挙への立候補ですとか、選挙運動に関して、法律による公務員としての制限を受けないということになります。また、要望書等の提出につきましては、振興区の会長さんと区長との連名を基本としてお願いいたしますということを書いております。

2点目が、町が区長へ囑託していました業務を自治振興区に委託するというごさいます。

町が区長へ囑託していた業務ということは、次のポツに書いておりますように、町の広報紙等の配布業務、各種調査業務等、これまで町が区長へ囑託していました業務を、自治振興区へ委託をするということごさいます。

また、先ほど申しましたように、公務員という地位がなくなりますので、区長につきましては、公務災害補償の対象から外れますけれども、以降は、自治振興区の活動業務の部分につきましては、自治振興区の保険にて対応可能ということにしております。

今回の見直しで、集落の代表者としての区長の役割はこれまでと何ら変わるものではございません。現在、区長におきましては、集落内の住民の相互連絡、そういったもののほかに、道路や水路、それから街灯等の管理など、公共的な活動を行っていただいております。また、集落の祭り等含めた行事等の運営、さらには町への要望伝達、そういったさまざまな役割を持っておられるということ認識しているところごさいます。これらの区長の役割については、これまでと何ら変わることはないということごさいます。

3点目に、区長報酬を廃止をし、自治振興区助成へ組み替えるということが、3点目の方針ごさいます。区長への報酬の直接支払いを廃止し、業務の委託分を含め、自治振興区への助成の積算について必要な見直しを行うというふうにしております。

現在、区長につきましては、基本割を3万円、世帯割を1世帯当たり4,000円という形で、報酬をお支払いしております。今年度、平成26年度の予算でも、約2,900万円の報酬を計上を行っているところごさいます。

これらにつきましては、今後、各方面の意見を伺いながら、検討を進めてまいりますけれども、行政と区長とのこれまでの囑託という関係から、行政との対等なパートナーシップの構築を図っていきたいということでの今回の提案ごさいます。

次の3ページ目、4ページ目は、見直しの方針に関しますQアンドAということで、今、ただいま申し上げました具体的方針をさらにわかりやすく、具体的にQアンドA方式で説明を、解説をしたものごさいます。全部で9点、お示しをさせてもらっております。

まず、質問の1番で、振興区の中に区長をどう具体的に位置づけるかということ、こういった質問を想定しまして、答えとしまして、総務部、公民館部、体育部などと同様、自治振興区の構成組織として、区長を構成員とする組織、例として、先ほど申し上げましたような区長部を設置することを提案いたします。

イメージとしましては添付しています組織図ということで、5ページ、一番最後のページに、自治振興区(会)組織図の例としてお示しをしております。その中に、左から、総務部、区長部、

公民館部、それぞれございます。こういった中に、区長部という形で構成の中に入っていていただく、構成組織として入っていていただくということに、例として提示をしているところでございます。

2点目が、二つ目の質問が、振興区会長と区長の役割はどう違うのかということでございます。

まず、住民自治組織の代表者という面では、両者、もちろん同じではございますけれども、区長は集落の代表として、集落内住民の意見の集約、それから行政の提案等の役割というのものが、非常に重要なものがあるというふうに思っております。これに対しまして、自治振興区では、集落間、各種団体間の連絡調整と協力体制の支援、並びに地域の特性を生かした地域振興策の取り組みなど、地域活動の維持を図る役割があるというふうに、ここで位置づけをしております。

3番目の質問としまして、振興区会長と区長は同じ者が兼務しても問題はないかという質問を想定しております。答えの中にありますように、何ら制約はないというふうに考えております。会長の選任に当たりましては、それぞれの自治振興区にて御協議をいただきたいということでございます。

質問の4番目です。町から区長の任命を受けないことで、今までと何か違いがあるのかという質問を想定いたしております。この答えも、先ほど具体的方針のところでも申し述べましたけれども、特別職の非常勤公務員としての地位がなくなることによりまして、主に次の三つの影響が生じるということが考えられます。

まずは、区長業務時の事故等についての公務災害補償の対象から外れて、そのかわりに自治振興区の事業である活動の部分については、自治振興区の保険対象となりますということでございます。それから2点目が、区長が選挙へ立候補したり、その地位を利用して選挙運動をすることに関して、法律による公務員としての制限を受けなくなりますということです。3点目が、区長への報酬直接支払いがなくなりますということでございます。

あけて、4ページでございます。

質問の5点目をごらんください。町への要望書等の取り扱いはどうなるかということでございますけれども、これも現地確認ですとか、境界立ち会い等につきましては、状況を熟知された地域の区長さんのみでも差し支えございません。基本的には、自治振興区会長と関係集落の区長さんとの連名による、要望書等については提出をお願いをいたしたいということにしております。

6番目が、町の広報紙等の配布を自治振興区へ委託するとは具体的にどうなるのかということでございます。

文書配送業務に関する事務取扱については、別途、整理を行いますというふうにお答えをしておりますけれども、これまで同様、区長に配布をお願いをしたいんですけれども、これが自治振興区経由をお願いするという形になりますので、自治振興区の中で、区長にかわる、別途、配達員等の、そういった定めが決められれば、そういったところで配布を行っていただく。基本的には、原則としましては、区長に配布をしていただくということで、御協力をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。これにつきましては、また今後、別途、整理を行っていきたいと考えております。

質問の7番目でございます。道路維持管理、環境整備、各種会費・寄付金の各戸徴収などの、

これまで区長が行政の補完的な役割として行ってきたことはどうなるのかということでございます。

これも先ほど、具体的方針で申し上げたとおりでございます。集落を単位としますこれらの活動につきましては、継続して区長へ御協力をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

質問の8番目でございます。区長会議、町との意見交換ですけれども、これは見直し後も開催をしていくのか。また、区長連絡協議会の活動は継続できるのかという質問を想定いたしております。

原則、区長は自治振興区の構成組織へと組織化を考えておりますので、以降は、町主催によります区長会議等、これは開催をしない見直しでございます。かわりまして、自治振興区会長の会議は継続して開催をしていくということでございます。また一方、区長連絡協議会そのものは任意設立の団体でございますので、廃止をするのですとか、活動ができないということではないと考えております。

質問の最後の9番目です。区長報酬をなくして、自治振興区への助成を見直すとありますが、具体的にどう見直すのかということでございます。

区長への報酬直接支払いを廃止しまして、自治振興区への助成として組み替えます。一旦、自治振興区への財源として組み替えるということでございます。これまでの区長報酬の積算は、先ほど申し上げましたような基本割と世帯割の二つを基礎としておりましたけれども、今回の見直しの案では、その積算につきましては、世帯割を基礎として考えていきたいというふうに思っております。

なお、振興区助成金の使途につきましては、町の交付要綱に定める範囲内であれば、柔軟に活用ができるというものでございます。

また、各区長への手当支給につきましては、自治振興区の裁量によるということで、具体的な手当の額については自治振興区内でお決めいただくというところを考えているところでございます。

以上、この説明につきましては、区長全体会、先ほど申しましたように、4月22日の区長全体会、それから、その後に行われました区長全体会の役員会におきましても説明をしておりますけれども、今後、各支部ですとか、自治振興区ごとに、今後も丁寧な説明を行っていきまして、皆様方の意見等を聴取しながら、また反映しながら、よりよい自立した地域づくり活動の推進を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で、自治振興区と区長制度の見直しについての報告を終わらせていただきます。

引き続き、2点目の山都町機構改革について、報告をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

この機構改革につきましては、平成18年に策定をしました行政改革大綱の具体的目標の中で掲げました、行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織編製の推進、これに基づきまして、組織のあり方を見直しを図っていくことを基本として取り組んでいるものでございます。

過去、平成18年度の機構改革におきましては、本庁及び総合支所における課、係の再編統合を

一部行いましたけれども、組織の再編統合のみで、具体的に業務並びに組織のあり方まで踏み込んだものではございませんでした。

今後、業務並びに本庁、総合支所間の組織のあり方を十分協議しながら、機構改革を弾力的に進めていくと同時に、新庁舎の建築に伴いまして、組織の集約化を図り、住民サービスの向上と各種機能の充実を図っていくこととしたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、お手元に配付をいたしました資料の説明と報告をさせていただきます。

山都町の機構改革についてというものをごらんいただきたいと思います。まず、あけていただきますと、1ページでございます。

1としまして、機構改革の必要性ということで、そこに明示をさせていただいております。合併以降、職員数は73人減少、合併時420人おりました職員も、本年4月1日現在では347名と、73人が減少する中で、本庁、総合支所の組織や事務分担の変更が、先ほど申し上げましたように、ほとんどなされてきておりません。このため、住民サービスを可能な限り維持しながら、社会情勢や住民ニーズの変化に対応し、少ない職員の中で最大の業務効果を発揮できますよう、不断の組織の見直しが必要ということを考えております。あわせて町の重点政策を強力に推進できるよう、組織の見直しも必要ということで、機構改革の必要性を明示させていただいたところでございます。

2ページ目をごらんください。機構改革の概要でございます。

本庁につきましては、新庁舎移行にあわせ、平成27年1月から、町長の重点政策の実施に向けた体制整備をするとともに、企画立案・総合調整・まちづくりに関係する総務課、企画振興課、商工観光課を中心に改編をいたします。また、一部、事業課の統合も進めます。

この本庁再編案のポイントでございますけれども、町が掲げております重点政策の推進ということで、まず1番目のポツにありますように、総務課に防災係を新設をいたしまして、防災・消防を集中して担当すると考えております。

二つ目のポツに書いておりますように、九州中央自動車道開通に向けたまちづくりをさらに進めるため、平成25年度まで休眠状態にあった、山の都づくり推進室、現在、企画振興課にございますけれども、こちらから商工観光課に移管をしまして、移住定住推進、それから企業誘致を含め所管するというふうに考えております。これらの業務と、商工観光業務を一つの課で一体的に所管し、山の都づくり課として、山都町の対外的な営業活動を一層強化をしていきたいというふうに考えているところでございます。

あけて、3ページ目が、ポイントの二つ目としまして、課の数の削減でございます。行政改革の観点から、水道課、住民環境課、税務課の3課体制を、環境水道課、税務住民課の2課体制とし、課数を削減するという考えでおります。

それから、ワンストップサービスの実現ということでございます。新庁舎の建設に伴い、千寿苑などを含め、矢部地区に分散して配置しておりました役場事務所を新庁舎に移しまして、健康福祉課を初め、各課の住民に対するワンストップサービスを実現するとしております。

なお、総合支所につきましては、合併協定書において、合併後10年間は、本庁・総合支所方式

を採用するとされていることを踏まえまして、27年1月の新庁舎移行時には改編をせず、今後、総合支所に関する機構改革の基本的な考え方、後で述べますけれども、この案に基づきまして、検討を進めていきたいというふうに思っております。

総合支所の組織改編は、新庁舎移行後、周知・経過期間、人事異動の時期を考慮しまして、平成28年4月に実施をしたいというふうに考えておるところでございます。

あけて、4ページに、本庁の組織再編案の概要というカラー刷りのペーパーがあると思います。この中で、このペーパーを使って、概要を説明したいと思います。

左側が、現行の組織でございます。矢印の右側が、新庁舎完成後の案でございます。

まず、総務課でございますけれども、総務課には、まず、先ほど申し上げましたように、防災係を新設をいたします。そこに、現在、総務係が担任しております消防防災、交通安全、防犯、火薬類の取り締まりといった業務を、防災係のほうに移管をいたします。

それから、文書情報係というのが、かなり薄く印刷されていると思いますけれども、ここにつきましては、係の業務が他の課や係に移管をするということで、今回削減を予定している係でございます。この文書情報係の業務につきましては、まず右に書いておりますように、電子計算処理ですとか、地域情報化の事務につきましては、企画政策課の情報システム係のほうに移管すると。そして、今申し上げました電子計算、それから地域情報化以外の分につきましては、総務係のほうに文書情報の事務を移管するというところでございます。

そして、財政係の現在担任しております管財部門を監理係のほうに移管をして、財産管理をさらに強化、充実をさせていくということを考えておるところでございます。

それから、企画振興課が企画政策課ということでございます。先ほど申し上げましたように、防災無線、演習通報につきましては、企画政策係から防災係、新たに設置します防災係のほうに移管をいたします。

それから、広報、公聴、それから町のホームページ等につきましては、情報システム係、こちらに移管をするということに考えておるところでございます。

なお、また移住定住、広域協議会、ふるさと会、企業誘致等々、こういった業務につきましては、一番下の山の都づくり推進室に移管をして、こちらで一体的に推進を図っていくというふうに考えておるところでございます。

次の税務課、住民環境課、水道課、これにつきましては、完成後案にありますように、それぞれ税務住民課、環境水道課の2課に統合するというふうに考えております。具体的には、住民環境課の戸籍住民係の部門が税務住民課へ、住民環境課の環境衛生係部門が環境水道課へということを考えておるところでございます。

それから、商工観光課が山の都づくり課ということで、先ほど申し上げましたように、九州中央自動車道開通に向けたまちづくり、こちらをメインに山の都づくり推進室ということで、対策室を立ち上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

この4ページの枠の、一番下の枠に書いておりますように、この再編案の課、それから係の名称はあくまでも仮称でございます。何かこのほかに、非常に住民等にわかりやすい課の名称、そ

れから、係の名称がございましたら、また御提示をいただければというふうに思っております。

それから次の、上に掲げました部署以外のうち、一部については、以下の点に留意をして、それ以外は現状から変更はございませんということにしております。

健康福祉課が千寿苑に配置をされておりました健康づくり係及び高齢者対策係は、本庁に配置をいたします。

農林振興課におきましては、鳥獣被害対策、これにつきましては、その全般を今現在、農政係と林政係に分離されておりますけれども、その全般、駆除、防除、その他を林政係に集約をするということで一元化をして、その対策をさらに強化していきたいというふうに考えております。

建設課におきましては、現在ございます新庁舎建築対策室は、新庁舎完成に伴いまして廃止を考えております。

農業委員会の矢部事務所につきましては、本庁農林振興課に並べて配置をするというふうに計画をしているところでございます。

この、今申し上げました概要、それを含めまして整理をしましたものが、次の5ページの表でございます。ここに、本庁全課についての課、係名、それから配置場所等々をお示しをさせてもらっております。

ただいま申し上げてきましたこと以外では、配置場所としまして、地籍調査課がそのまま現状の清和総合支所に配置をするということ。それから、健康福祉課は、先ほど申し上げましたように、現在の係は全て新庁舎に配置をするということに考えております。農業委員会は、矢部の事務所は本庁農林振興課と並んで配置というふうに考えております。それから、現在、中央公民館に配置しております学校教育課、それから生涯学習課につきましては、配置場所にありますように、これもまた、新庁舎に配置をしたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思えます。総合支所に関しましての機構改革の基本的な考え方（案）ということでございます。

総合支所に関する機構改革につきましては、合併後10年を経過し、旧町村の垣根のない、さらなる一体感のある統一した行政の推進のため、本庁、支所間の連携、意思疎通を強化する体制とするとともに、本庁で一括して実施したほうが効率的、効果的である業務につきましては、本庁で実施することや、行政改革の一環として組織のスリム化を検討をしております。

あわせて、山都町が広大な面積を有すること、また、各地域において住民に身近な行政を実現する上で、総合支所が果たしてきた役割を踏まえ、住民サービスを可能な限り低下させない観点から、住民生活において支所機能として必要とされる消防・防災関係、窓口業務、地域振興・コミュニティ関係、保険・福祉関係、住民に身近な施設等管理と、山都町の基幹産業であります農林業関連業務につきましては、支所において受け付け、実施する体制を基本というふうに考えております。

総合支所の機構改革の実施時期につきましては、周知・経過期間、人事異動の時期を考慮しまして、平成28年4月をめどに考えておるところでございます。

今回のこの考え方につきましては、この資料の表紙にございますとおり、本庁組織につきまし

ては、新庁舎建設に伴って行います組織の改編、総合支所につきましては、見直しの基本的な考え方、ありますように、平成28年4月を目途に行っていくということをお示したものでございます。

説明が繰り返しになりますけれども、これはさきの3月の第1回定例会におきまして、稲葉議員の質問に副町長がお答えをしましたとおり、総合支所につきましては、合併協定書に基づき、合併後10年間は、本庁・総合支所方式を採用するとされていることを踏まえまして、まだ10年を経過しない新庁舎移行時には、今回改編を見送りまして、今後並行して、総合支所の組織の見直し案を検討し、役場、議会、住民の意見を伺いながら進めていきたいとしていることによるものでございます。

総合支所につきましては、本庁と比較しましても、機構改革については多様な意見もありますし、慎重に議論しながら進めていく必要があるというふうに考えております。さらに、本庁、総合支所の全ての機構改革を一挙にまとめて行おうとしますと、結果として、本庁部分の改革も進まない状況も懸念をされたということもございます。そこで今回、まずは新庁舎建設にあわせて本庁の改編を行い、総合支所につきましては、各方面の御意見を伺いながら、検討作業を並行して進めていくということにしたいところでございます。

なお、ただいま申し上げてまいりました組織の見直しにつきましては、課設置条例等の改正も伴うものでございますし、これからもさらに内部でもしっかりと議論を進めていくことは当然ですけれども、議員の皆様方からの御意見や御提言、これを真摯に承りながら、着実に、そして決して拙速とはならないよう進めていきたいというふうに考えております。今後とも、機会を捉えましてお諮りをしてまいりますので、何とぞよろしくお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 議会としての考え方でございますが、今2件の行政報告がありました。大変重要なことでありますので、議会として、この件につきまして今後どう取り扱っていくか。議長、取り組みを聞きたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ただいまの6番、赤星喜十郎君の件につきましては、次回の議会運営委員会にお諮りしたいと思えますが、いかがでしょうか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、赤星議員が言いなつたことは大切なことだけん、議運で諮るんじやなくて、全協の中で話し合いばしていったがよかと思うんですよ。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 議運でどういうふうにするかを、議運で取り計らっていただきたいと思えます。

次に進みます。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

提案理由の説明を行います。

平成26年度スタート早々、町の結婚対策事業「YOU&YOU」で、成婚30組目のカップルを記念して、桜満開の山神山公園でお祝いのセレモニーが開催されました。御夫婦の愛情あふれる感動的なセレモニーで、私も出席をして目頭が熱くなり、とてもうれしい気持ちとなりました。活動開始から9年目を迎えました「YOU&YOU」事業ですが、町の活性化、後継者対策として、今後も支援を続けてまいります。

大野小学校、蘇陽中学校の出身の栗屋大志君が、アメリカ、ロサンゼルスで開催される国際学生科学技術フェアに、日本代表メンバーとして派遣されるという、とても喜ばしいニュースが飛び込んできました。この国際学生科学技術フェアは、70カ国の高校生が競い合う世界最大の科学コンテストで、熊本県からの代表派遣は46年ぶりの快挙です。「飛翔する昆虫の体温変化」について、英語で発表されました。山都町として大変名誉なことであり、栗屋君の今後の活躍が大いに期待されるところです。

平成26年第2回定例会を招集しましたところ、御参集賜り、ありがとうございました。

九州中央自動車道の今年度の国と熊本県の予算は、関係する全ての皆さんの御尽力により、補正予算とあわせて、昨年度53億円を大幅に上回る73億7,000万円と、過去最大の予算規模です。整備されますと、先日開通した小池高山インターチェンジから矢部のインターチェンジまでは、無料の高速道路です。観光、物流、防災、救急搬送、町民の定住に絶大な効果を発揮します。開通を見据え、その効果を最大限享受し、山都町の発展につなげるため、まずは先般の3月の定例議会で議決いただいた農林振興、観光振興、防災・まちづくりを三つの柱とした26年度の当初予算を今後確実に実行し、この町の魅力をさらに磨き上げていきます。

平成26年度は、山都町にとって極めて重要な節目の年であります。年末には、いよいよ新庁舎が完成し、新年当初から、新庁舎による役場の業務がスタートします。新庁舎の建設がおくれ、役場機能が分散した状態が長引き、住民の皆さんには大変な御迷惑をおかけしました。新庁舎完成を機に、矢部地区の分散した事務所を新庁舎に集約して、住民の皆さんへのワンストップサービスを実現します。あわせて本庁の組織を見直し、職員の力を結集して、さらに暮らしやすい山都町の実現に向けたまちづくりを、新庁舎を核に強力に進めてまいります。

今般の定例議会において、現在検討している機構改革の見直し案の内容について、御報告します。特に、本庁とともに、住民サービスの拠点の役割を果たす総合支所のあり方については、今後、皆さんの御意見を伺いながら、さらに検討を深めていきたいと考えています。

加えて、26年度は、山都町の最上位の計画であり、まちづくりの目標、基本指針となる次年度からの総合計画を完成させなければなりません。そのほかにも、子ども・子育て支援事業計画、

第6次の老人福祉計画、介護保険事業計画、農業振興地域整備計画など、町にとって重要な分野別の計画を策定するという、町の将来を決めていく極めて大切な年度であります。

来年2月、山都町は合併して10周年を迎えます。記念の式典を開催し、3町村で合併した山都町が持つすばらしい資源やこれまでの歩み、そして今後の飛躍を皆さんで確認する機会にしていきたいと考えます。

26年度当初予算の三つの柱に加えて、町政を預かって1年が経過し、皆さんの意見を伺いながら、改めて腰を据えて強力に進める必要があると考えるのが、住民の皆さんにとって最も身近な役場の仕事である福祉であり、中でも、子育て環境の整備です。

山都町の将来を担う子どもたちは、町の宝であります。町民の皆さんにとって、子育て環境の重要性は論を待たないところです。加えて、九州中央自動車道が開通すれば、通勤の便利さにより、山都町外に職場を持ちつつ、山都町に居住することが容易になります。急激な人口減少に直面する山都町にとって、定住の場として選ばれる町となるためには、この町で子育てをしたいと多くの方に思ってもらえる町にならなければなりません。

条例に基づき設置する山都町子ども・子育て会議を通じて、まず、自然豊かで文化や歴史の香り高い山都町ならではの、ゼロ歳から保育園、小学校、中学校、高校へと、切れ目のない一貫した子育ての考え方を構築します。

そして、その考え方にに基づき、山都町の子ども・子育て支援事業計画を策定し、安心して子育てができる環境を計画的に整備していきたいと考えます。

最近、矢部高校の生徒は、間伐材を活用し、みずからの作成した通潤橋の木製模型を県立盲学校の児童に届けたり、明治初期から昭和30年ごろまでつくられていた浜町和紙の再現に取り組むなど、地域社会に貢献し、大いに存在感を発揮しています。これからの山都町の子育て環境の整備が、この町の発展に決して欠くことのできない山都町唯一の県立高校、矢部高校の生徒数をこれ以上減らさないことにつなげなければなりません。これは小手先でできることではありません。誰かに責任を押しつけるのではなく、町行政、教育委員会、議会、学校、保護者、地域など、山都町民の英知を結集していきたいと考えます。

ふえ続ける医療費に対応するため、昨年度、町民の皆さんの生活が大変厳しい中、平成26年度からの国民健康保険税の税率の引き上げをお願いしたところであります。税率をこれ以上引き上げないために、ひいては町民の皆さんが健康寿命を延ばし、生き生きと仕事や地域活動などに取り組んでいただくため、健康づくり対策がますます重要な課題です。

山都町はそもそも、健康づくりを初めとした住民福祉に先進的に取り組む地域が多くあり、それは全国にも誇れるものです。旧蘇陽町の健康むら長制度を中心とした住民主体の健康づくり活動は大きな成果をおさめ、全国から視察が殺到しました。

また、最近では、高齢者の居場所づくりで成果を上げておられる島木地区があり、さらに下矢部西部地区では、改修した旧小学校校舎を核に、高齢者の居場所づくりにとどまらず、災害時の避難宿泊体験の実施など、高齢者の見守りと防災対策を同時に実現する取り組みが行われています。ことしの3月、下矢部西部地区社会福祉協議会は、これまでの先進的な取り組みが評価され、

熊本県知事表彰を受賞されました。

平成25年度の特定健診の自治振興区ごとの受診率を見ますと、町全体で61.5%の中で、28振興区中、1位が島木地区の73.7%、2位が下矢部西部地区の71%となっています。特定健診の受診率と住民の皆さんの熱心な福祉活動は、いかに強い相関関係があるかということが、改めて実証されたと思います。

健康づくりで成果を上げるには、地域住民の皆さんの主体的な活動が不可欠です。自治振興区ごとの健康づくり推進員と協力し、町全体に循環器系を初めとした生活習慣病の予防の必要性を改めて浸透させ、町民の皆さんが、みずからの健康を守る行動を起こすためには何が必要か、皆さんとともに考えていきます。その結果として、さらに健診受診率を向上させ、特に、将来に向け、青壮年期の特定健診受診率の向上と保健指導の強化に向け、取り組んでいきます。

これまで議会や、やまトーク（みんなの座談会）で御指摘をいただいていた自治振興区と区長制度の関係について、4月に開催された区長全体会議において、見直しのたたき台をお示しました。内容としては、区長を構成上自治振興区に位置づけるとともに、区長報酬を廃止し、自治振興区への助成に組み替えることなどを提案しております。今般の議会でも御説明するとともに、住民の皆さんに大きくかわる住民自治の基本となる仕組みについてですので、今後、各方面の意見を伺いながら、丁寧に検討を進めていきます。山都町の地域づくりと行政との協働、連携を深めていくためにも、自治振興区の活動がさらに充実するよう取り組んでまいります。

以下、議案について説明します。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告5件、報告8件、補正予算3件、その他1件です。

議案第26号は、平成25年度山都町一般会計補正予算第5号です。この報告と承認を求めることについては、3月定例会において議決いただいた第4号補正後に判明、確定した内容について補正を行ったものです。

議案第27号は、平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号で、この報告並びにその承認を求めるものです。

議案第28号は、平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号で、この報告並びにその承認を求めるものです。

議案第29号は、所得税の最高税率及び軽自動車税の税率の見直し、並びに法人住民税の法人税割の引き下げ等を内容とした地方税法の一部改正に伴い、山都町税条例等の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第30号は、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の引き上げ、並びに減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、山都町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

次に、報告第1号は、平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費の金額のうち、実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うもので、繰り越しに係る事業数は20事業、繰越額は8億6,175万

3,000円です。

報告第2号は、平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費の金額のうち、実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第3号は、平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第1号同様、繰越明許費の金額のうち、実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うもので、県道改良に伴う水道管移設工事に係るものです。

報告第4号から第8号までについては、町が2分の1以上を出資・出捐している株式会社や財団法人等に係る経営状況の報告です。

次に補正予算ですが、議案第31号、平成26年度山都町一般会計補正予算第1号については、1億4,100万円を減額補正し、補正後の額を123億9,900万円としています。

歳出の主なものとして、2款総務費では、地域資源利用活用型就職促進支援事業費に459万円、3款民生費では、高齢者福祉施設人材確保支援事業754万7,000円を計上しました。

5款農林水産業費には、農業用ハウスやイチゴの病害防除施設整備を内容とした農林振興事業補助金578万2,000円、トマトハウスやイチゴ高設栽培施設を主な内容とする、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金6,420万5,000円、トラクター等の農業機械導入に対する経営体育成支援補助金749万4,000円を計上しています。

6款商工費では、合併10周年を契機として、本町のPRを目的としたビデオ制作経費200万円を計上しました。

7款土木費では、補助金の内定額決定に伴い、道整備交付金事業費を2,000万円、社会資本整備総合交付金事業費を2億7,040万円、それぞれ減額しています。このほか、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、2橋の補修工事費2,420万円を計上しています。

このほか、4月の人事異動に伴う人件費の補正を、該当の科目にそれぞれ計上を行ったところ です。

議案第32号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算第1号については、生活介護支援サポーター養成事業82万1,000円を補正し、補正後予算26億7,267万1,000円としています。

議案第33号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号については、職員異動に伴う人件費と水道管移設工事費を主な内容として、776万8,000円を補正し、補正後予算を4億6,939万7,000円としています。

諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに候補者として推薦する方1名についてお諮りするものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにお

願います。本日はこれで散会とします。

散会 午前10時56分

6 月 10 日（火曜日）

平成26年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年6月5日午前10時0分招集
2. 平成26年6月10日午前10時0分開議
3. 平成26年6月10日午後1時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

12番 中村益行議員

9番 藤川憲治議員

1番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 山本直樹

教育長 山下明美

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 佐藤珠一

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 田上博之

企画振興課長 本田潤一

税務課長 甲斐重昭

商工観光課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

水道課長 甲斐良士

農業委員会事務局長 山本祐一

住民環境課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長 藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日3人、明日2人したいと思います。順番に発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） おはようございます。

早いもので、きょうは6月10日ですね。今朝の熊日を見ていましたら、小さな記事でしたけれども、矢部小学校に沖縄から疎開をしていたその人が、大変その節はお世話になったと、六十何年前の話ですけれども、その感謝の意を込めて挨拶にお出でたという記事です。そこで、その人の名をとって、学校では、新垣文庫というのをつくろうということが載っておりました。そのことから、私は、当時のことをよく知っています。沖縄の子供たちがふるさとを遠く離れて、そして、日本の各地に疎開させられた。当時は公民館と言いませんでしたね。集会所やお寺や、あるいは大きな民家に預けられたりして、大変さびしい思い、そして、また、差別を受けながら肩身を狭くしておったその姿をありありと思い出しております。その中に、あの対馬丸事件の大悲劇もあったんですけれども、そういうのを思い浮かべながら、先日見ました標的の村という沖縄のこれは新垣島だったかな、そこが基地になされる、静かに暮らしておる家庭がそれで壊されていく。たまったもんじゃないという怒りというよりか、悲しみですね。私はそのドキュメントを見ながら、何回も込み上げてきました。あの悔しさというのが、70年前から……。70年以上ですね。沖縄の子供たちが疎開させられたのが1943年——昭和18年ごろからだったと思います。あの悔しさをずっと続けていると、そういう中で、国会では、この国が戦争のできる国にしようということで、今、大詰めになっております。

憲法には、第1章に、天皇は象徴とするとなっております。そして、第2章、いきなり戦争放棄をうたっております。これが、我が国の憲法が世界に輝いている何よりの証でもあります。第3章に国民と国民の権利義務をうたっております。そういう形で、第8章に私どもが日常携わっております地方自治というのが規定されました。これは旧憲法時代になかった規定なんです。地方自治は全て直接民主主義です。住民が——主権者が直接議員を選ぶ、直接首長を選ぶという、これはかつてなかった画期的な規定であります。国会は間接民主主義ですね。総理大臣は議員が選ぶわけですから。

そういうことで、あれやこれや考えてみますと、今度のように、今、論議が行われているよう

な政権与党の考え方——政権党の考え方一つで憲法を変えていくということになれば、私たちの地方自治だって、どうなるかわからない。昔は、県知事は内閣総理大臣の任命でした。全く今と違った形です。将来、中央集権になして、絶対権限を内閣府で握ってしまおうと思えば、そういうことだってできるんですね。国民の声も聞かずに、それは簡単にできる。だから、それが、今、大変問題になっている。ぎりぎりのところで、連立与党の公明党が頑張っていられっしやいますけれども、私は、ぜひ、これは頑張りぬいてもらいたいと、そういうことを思った今朝の新聞記事でした。

さて、私は、いつも原稿なしで質問をしておりますので、執行部には、時々、失礼になる箇所があるかもしれませんが、御了承願いたいと思います。

まず、今回は、合併10年目を来年迎えます。それに当たって、どういう課題があるのか。そのことについて、まず、聞いておきます。

それから、2番目、大変奇異な感じを受けられたかもしれませんが、契約書あたり、いわゆる、町と私人——町民とが結ぶ契約書に不適切な箇所が多々あるように思われます。契約そのものに不適切とは言いません。表現や形式において、実情からしてどうかと思うことは、後で、実例を上げて質していきます。

それから、3番目、あの旧浜町会館跡を中心とした街並みづくりは、どういう方向をたどっておるのか、私たちのほうにさっぱり見えてきませんので、そこをつまびらかにしていただきたい。

最後に、教育問題。教育には、さまざまな課題があります。今、国では、この教育改革という名のもとに、国家主義的な教育がどんどん、どんどん取り入れられようとしております。時代が変わるときには、真っ先に手をつけられるのが教育なんですね。一番やりやすい。そして、教育を変えて、そこから次第に国民の思想、信条を変えていくという手法を必ず権力者はとっていきます。これは、過去の歴史に学んで、十分、それは伺えるところでございますが、そういう中であって、特に、今、焦点になっている教育委員会制度の改革——改革と言うのか、改悪と言うのかな、そういうことが盛んに論じられております。まだ最終的な結論は至っておりませんが、とにかく、教育委員会を総合教育会議かな、そういうものに変えていって、教育委員会を首長のもとに置くという方向が出ております。

そのことは、教育委員会としては、真正面から答えるには、デリケートな問題があるかと思っておりますので、その辺についての御感想なり、何なりは、答弁の許す範囲内でお答えをいただきたい。

何よりも、具体的に我が町が、今、直面している教育課題というのはたくさんある中で、少子化の中で、どんどん複式学級がふえてきております。これは、親にとって、大変な深刻な問題です。意外と、これはもう仕方がないということで、諦めの空気が支配しておりますけれども、そうじゃあ、いかんと、やっぱり行政としてはどうあるべきか、どう対応すべきか、その実情についてお伺いしておきます。

あとは、細かいことは発言台からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、町長に、合併10年を区切りに、どういう課題を、今、持ってお

るのか。今度の提案理由の中に、もろもろのことが書いてありました。特に、この町は農業振興、観光振興、そして、防災という三つの柱を立てておるといようなことが強調しておられますが、私は大事なことが抜けちゃいけないかなと、教育と福祉というのが、やっぱり行政の柱にならなきゃならない。その他の課題として第一に教育と福祉をあなたは上げておられますが、その辺の視点の、私は、ずれを若干感じておるところです。

そういうことを踏まえた上で、御答弁をいただきたいと。お願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

合併10年目の課題について、中村議員のほうから御質問でございます。合併から10年目を迎え、町民の皆様の御活躍、関係各位の御活躍により、県内では山都町の名が知られるようになったというふうに思います。町内では、グラウンドゴルフ大会など、スポーツの大会などを通して、交流が盛んに行われるようになっており、町民の方々の親睦、融和は確実に深まってきているというふうに考えております。

しかし、合併前からの3町村の共通の課題であった少子高齢化、人口減少、脆弱な町の財政、そして、基幹産業である農林業の停滞、それなどは本町だけの課題ではなく、全国の中山間地が抱える共通の課題とは言え、現状としては、さらに深刻化をしているというふうに思います。

一方、九州中央自動車道北中島インターチェンジが平成30年に開通するとの見通しが、昨年、国土交通省から発表されました。今年度の予算規模から推定しますと、矢部インターチェンジまでは、その数年後には開通すると予想できます。整備されると、先日開通した小池高山インターチェンジから矢部インターチェンジまでは無料の高速道路であり、観光、物流、防災、救急搬送、町民の定住、これらには絶大な効果が発揮できるというふうに考えております。開通を見据え、その効果を最大限享受し、山都町の発展につなげるため、本年度策定する山都町総合計画、これは、特に重要であるというふうに考えております。

よって、合併10年目を迎える本年は、山都町にとって、極めて重要な節目の年であるというふうに考えております。ことしの当初予算で、農林業の振興、そして、観光振興、そして、防災まちづくり、これを3本の柱として掲げておりますけれども、議員御指摘のとおり、福祉、そして、子育て環境の整備、教育問題、これは十分に重要なことだと承知しております。今回も、子ども子育て支援の会議のことについても、ほかの議員さんから御質問があつておりますので、私の考えは、そのときに述べさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いちいち、もっともなことですが、それは余りにも事務的な発想だと思います。当然、今、あなたがおっしゃったようなことは重要な課題ですね。10年目を迎えて何を大事にすべきかは、合併の総括を、まずすべきですよ。合併の総括を。

皆さん、御存じのように合併については、賛成反対ありました。私は、反対でした。3カ町村合併には反対でした。だけれども、これは法的な手続がとられて、決定した以上は、よりそれを具体的に中身のあるものにしていかなきゃならないということで、その後は、是々非々でやって

きたつもりです。庁舎問題についても、そういう立場から、私は間違っただ反対キャンペーンに対しては、徹底的に戦ってまいりました。まず、合併に当たって、あのとき、住民の意識が分離しておりました。蘇陽地区も二分した考えでした。北と南では、全く反対の考えでした。矢部地区でも、私どもがとりました住民投票条例を求めるこの署名だけでも7,000近くの署名をとったんですよ。これは普通の署名のとり方と違う。いわゆる、法的な根拠を持った手続をとってやったわけです。この受任者をきちんと決めて、選管に届け出をしながらとったのが、7,000ですよ。これが議会では否決された。それをそのまま引きずりながら、奇妙なことに、後では、反対した私が庁舎推進の旗振りをしたような感じになりました。いけいけ、どんどんで、早く合併しろと言った勢力は、庁舎について大変なブレーキをかけて、そして、この分裂した住民意識がねじれ現象をたどっていったと。そういうことを含めた総括を、まず、いわゆる、住民感情についての総括が、まず、第一ですよ。

そして、合併のメリットを考える場合、行政効果、サービスの範囲内、サービスの範囲と、それから行政コスト、この二極を中心にした楕円形ができるはずですよ。この重なる部分の面積が広いほど、これは合併効果があったと言えるんです。そういうことも含めた、やっぱり検証を、まずすべきだと。その中から、あなたが、今、言ったようなもろもろの課題が当然出てきます。

そして、特に、10年目で総括をしなきゃならないのは、ずっと私は言い続けてきましたこの第三セクターの問題、この問題を置き去りにしたまま、観光振興をあなたは唱えている。あるいは、執行部の皆さんは盛んに唱えている。何事もないかのような話ですね。

今度の三セクの決算報告書、先日いただいて、私もざっと見てみたんですけども、そよ風パークが、ことしは400万円の黒字という数字になっています。営業利益ですね。果たしてそうなのかと。これは委託費の三千何百万円かな、これは後で、檜林課長から数字をはっきり教えていただきたいと思いますが、これを売りに上げて、400万円というそういう数字のからくりがある。実際、どれだけの利益があったかと言うと、営業利益としては赤字です。ずっと赤字続きなんです。その結果、超過債務が約4,000万円ぐらいあったと思います。資本金1億円——合併直前に1億円にふやして、合併したわけですけども、その後、ずっと赤字続きで、一億四千何百万円かの累積赤字なんですよ。このことも、前任者時代から、うまく行っている、うまく行っていると、バイキング行ってみたら、大変にぎわっていたとか、そういうちょっとした現象面だけ捉えている。国民宿舎だって、ことし驚いたことに、もう700万円の赤字ですね。これは委託は入れていません。虹の通潤館としては何百万円か入れてはいますが、国民宿舎は独立して計算をしておりますので、これは700万円の赤字ですよ。文楽館だって700万円の赤字です。これは、私が皆さんからいただいた決算書を一瞥して、そういうふうには、これはまたまた大変だなと、全然改善されていないという印象を強く思いました。専門家に貸借対照表の分析もしてもらいたいと思っております。

そういうことを置き去りにしながら、この細々した技術的な、事務的なことを言っても、根本解決にならないというふうに思います。今、町長の答弁の中身は間違っていない。当然、そういう方向で行かなきゃなりません、基本的な認識をきちんとしての上で、そういったもろもろの

課題に取り組んでほしいと、あえて申し上げておきます。

後で、この三セクについては、また後段で、ちょっと榎林課長と論議もさせていただきたいと思っております。

それから、契約書問題です。契約書問題と言うと、何のことかちょっと理解しづらいところがあったかもしれませんが、私はここに地域支援事業の高齢者生きがい等健康づくり推進事業というのがあります。この委託書の契約書をここに見ながら申し上げますがね。契約と言うのは、当然のことながら、対等な関係で双務性がなければなりません。法的には、お互いに権利と義務、あるいは債権と債務という形で法的には言えますけれどもね。ところが、この文書を見ると、これは6万円の委託をするんです。何も担当課を攻撃しているんじゃないんです。一事が万事、こういう形で、いろんな契約をしているんじゃないかなということで、たまたまこの資料がありましたから、これを取り上げます。

その前に、もう一つ奇異に感じたのは、町が町民と町民の物件を借りて、それに賃貸契約をする、そして、幾らで借りるということを決めて、払うときになると、貸したほうの町民、いわゆる、乙ですね、乙は収入役室に、これは町長に何月何日までに請求しなければならないとなっている。そういう手続をとらせる。あなたたちの内規では、これは債務負担行為としてそういうこの申請書が出なければ、収入役室——今は何と言うか、会計課の田上課長のほうは支出することはまかりならないという、これは財務規則かな、そういうふうになっております。それは、執行側の義務としてはそうなんです。そういう手続をとらなければならない。だから、借りたほうも、おまえのほうはちゃんと請求しなきゃならないという文書が出てきて、これは相手の気持ちを逆なですることになるから、これはそのままストレートに相手側にお見せするのはいかがなものかと私は担当課長にお話したことがありますね。ただ、財務規則を見てみますと、これは財務規則だったかな、これは債務負担条例、これを見てみますと、原則はそうだけでも、実情によっては、それがふさわしくないときは、ほかの方法をとってもいいというふうになっています。

私の村の共同アンテナ組合、これはキャンプ場が年間1,500円だったかな、1,300円か、組合費をいただいているんですよ。私は会長で、いつもそのような手続をしなきゃならなかった。加入した町のほうが、わずかなその千何百円のやつを組合のほうに面倒な手続をさせるというのはいかがなものかと。何か簡便な方法をとってくれということで、これは改善させてもらっております。さっきの物件の賃貸契約についても、形の上は、まだそら改善されていません。

それで、前置きが長くなりましたが、この健康づくり推進事業について、6万円で委託するんです。自治振興区の担当の人にです。6万円で委託します。そのたった6万円のことに、14条20項目の規定が、ずらっと事細かに手厳しく書いてあります。これは、町民からすれば、これは大変なことだと、ある意味では、恐怖感を覚えるかもしれません。一節読みますと、権利義務の譲渡の禁止という項目があります。第6条、乙は、この契約によって生じる一切の権利または業務を第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。健康づくりに善意で受けておる。その役職に就いた人も善意で、私がそれは責任持って、村の人を集めて、いろんなことをしましょうと。だから、健康体操をしたり、いろんな教室を開いたりしてやってるんですよ。たった6万円です

よ。6万円のことを第三者に譲渡または担保の目的に供してはならないと、非常に厳しいんです。あるいは、乙は、事業の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を負担しなきゃならない。契約保証金は、これを免除すると書いてある。たった6万円のことで保証金やら要りません。大仰な話ですよ。全体から言えば、非常に大時代的な言い方をさせてもらおうと、官尊民卑ですね。お役人は偉くて、住民は下に見ていると。契約というのは、双務性ですね。まさに、全体を見ると、身分制時代の契約じゃないかなという感じさえするんです。身分制。身分制時代だったら、その庄屋さんが何の何兵衛に年貢米どれだけ払え、はいはい、かしこまりましたというそういう契約をしておったんですね。そういう感じがします。

有名なこの民法の中で、一つの考え方は、身分より、身分から契約へという言葉があるんです。もう身分制時代は卒業した。近代文明社会においては、身分から契約。これは17世紀か、18世紀ごろの……。これからそういう思想が世界的に生まれてきております。

そこまで言わなくても、この文章だけでも、もっと優しく威圧感を与えないような書き方はないのか。これを見ると、条例をそのまま契約書に丸写ししているんですよ。条例を。条例はこれでいいんです。条例は。抽象的にこういう形で、いろんな場合を想定しますから。条例は、いわゆる、法律はそれでいいんです。それを現実に当てはめるときに、こんな表現の仕方はいかなものか。

これについては、総務課長、あるいは企画課長、どういう感想を持っていますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま町と住民が交わします契約書等で、官尊民卑的な印象があったり、またそこで使用します、いわゆる、法律用語、こういったことをもっと丁寧かつ平易なものにできないかという御趣旨の御質問をいただきました。

法令が社会生活の規範として住民にその遵守を要求するというものである以上、申すまでもありませんが、そこで使用する用語は住民の理解することのできるものでなければならず、そのためには、その内容が丁寧かつ平易なものでなければならないということは、御指摘のとおりだというふうに思います。しかしながら、一方で、それが成文化された権利義務の規範とされる以上、その表現に規範としての厳密性、論理的統一性などの一定のルールがあることもまた事実でもございます。

用語の表現につきましては、ただいま申し上げましたように、相矛盾するものがございませけれども、用語表現の丁寧かつ平易化ということは、大変望ましいことではあります。しかしながら、特定の言葉に特定の意味が込められていたりですとか、なかなか容易にその実現を見ないというのが現状でもございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そういう答えしかできないところに、あなたたちの硬直性と言うか、事務屋的な発想。それは、原則論はそのとおりなんです。その原則を踏まえた上で、平易な書き方があるはず。たった6万円の委託料ですよ。ここまで事細かに縛って、本当にやる気が起こりますか。

これは、たまたま私の連れ合いがこの役を受けたんです。そして、読みながら言うには、まあ、こういう面倒なのは、ほとんどの人が読まんだらうから、あんまり問題なつとらんだらうけれども、もし、読んだとすれば、大変びっくりするだらうと、ある意味では恐怖感を覚えるだらうというようなことを言っております。

これは、今、坂口課長の答弁は、間違いじゃないけれども、余りにも原則そのまま言い過ぎる。そこをどう表現の仕方があるはずだと。ケースバイケースで。そら、基本的な条例に規定された基本的な原則は、それは曲げられないけれども、表現の仕方があるんですよ。しかも、場合によっては、たった6万円の権利を他人に譲るなんていう規定が必要でないんです。契約というものは、信義誠実の原則が大前提ですよ。信義誠実の原則が大前提。もちろん、公序良俗に反しちゃならん。あのベニスの商人のシャイロックが肉1ポンドやれと約束した。あれは公序良俗に反しているから、そういう契約そのものがそれは成り立ちませんけれどもね。

だから、たった6万円の権利を人に譲るなんて考えられますか。健康づくりですよ。健康づくりで、それをやっているグループに。うちの場合、第三小学校区の自治振興区では、目丸と津留にそれは折半しながら、それを基本式にしながらやっているんですよ。だから、これがあるからといって、別に支障は今のところ来しておりませんが、こういう14条、たったこれだけのことを14条もの条文を掲げて、そして、20項目ですよ、規定が。そういうのが必要だらうかと。

それは、町長が提案理由で言っている健康づくりで成果を上げるには、地域住民の皆さんの主体的な活動が不可欠ですと書いています。これが、主体的な活動を促進することになるでしょうか。そこは、皆さん、これは何も坂口課長だけの問題じゃないです。執行部全体の問題として、それぞれの課長さんたちが、常に問題意識持って、自分たちの契約している中身はどうかということ、一遍、検討してみてください。そういう課題を問題提起の意味で、これは聞いたところでは。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま御指摘いただきました点につきましては、今後、契約書の中身ということは精査をしてまいりますけれども、簡明な、特に、文体を用いまして、しかも、正しい用字及び用語を使用するよう努めながら、契約相手方が、先ほどおっしゃったように、高圧的と感じられないような表現については、文意の趣旨を損なわないように、また意味が不明になることがないように注意しながら、可能なものについては、なるべく懇切丁寧に、優しく書きあらわすこととしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

（「よろしくお願ひしときます」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 3番目に、教育問題に入ります。

さっき申し上げました教育委員会の改革という言い方で、私から見ると、いわゆる、国家統制的な方向に進んでいるような気がしてなりません。このことについて、全国教育長会あたりからも大変な批判も出ていることも私は知っています。そういうことを踏まえたところで、野党側か

ら、今度は、総合教育会議だったかな、野党側からもあんまり変わらんような方向での対案も出されておるようでございます。このきっかけがいじめ問題で、どこだったかな、滋賀県のある教育委員会がそれを隠蔽をしたと、たったそれだけのことで、ここを先途とばかりに攻め込んできたという印象を私は持っております。戦後の民主主義は、民主教育によって支えられてきた。この民主教育が、時の政府にとっては、とても目の上のたんこぶにずっと思ってきたようです。だから、ここを先途とばかりに攻めておるといふ気がしてなりません。

その辺について、教育長のほうでどういう御感想を持っておられるのか。お答えできる範囲内で結構です。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） お答えします。国のほうで教育改革が出てきたとき——2年ほど前からです。東京で説明を受けました。2回、3回受けました。その後、私たちは、要望を出してきたり、いろいろ会議を持ったりしました。が、この法律がこの6月にまとまるという運びになっているそうです。一番大きな見直しは教育長の任命です。一般の方々の中には、教育長はこの議会で決めると思ってる方もいらっしゃるようですが、教育長というのは、この町に教育委員が5人います、その5人で話し合いをして決める。これは本町だけでなく、日本中全部です。教育委員が話し合いをして、教育委員長と教育長を決める。しかし、この教育改革後は、首長、つまり、町長が教育長を任命する。しかも、期間が3年となるそうです。現在は4年です。それを3年とすると。こういう方向になっていくらしいんです。

時間がないので、あとは申しませんが、今の御質問での山都町としての教育方針、これは、今回の改革の趣旨が、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつと、まず最初に上げてあります。だから、私は、これを信じたいです。それで、山都町の教育の基本姿勢を出しました。人権尊重を基盤に、郷土を愛し、仲間を大切に作る人づくり。主体的に学ぶ意欲と実践力を育成する。健全な心身の育成と学力充実を図る。最後に、学校、家庭、地域社会との連携及び学校教育、社会教育の連携を図る。こういうことを上げました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） おっしゃるとおり、中立性、そして、主体性を持つということは大事なことです。戦前から教育がこの政治権力のしもべにされて、その中で本当に子供たちを大事にしようと思っておった教師たちが、あちこちで細々と教育実践を積み重ねておったことも私は知っております。その中の有名なあれは、北方綴方教室だったかな、こういうところに連綿と、本当のリベラルな精神を時代がどう変わろうと子供たちにはきちんとした判断力、そして、創造性、そういうものを持たせていこうという取り組みがあっておりました。それがいつの間にか、権力のしもべになってしまったんでは、子供たちに大変気の毒ですね。首長に教育長の任命権を持たせ、そして、場合によっては、最初出てきたのは、教職員の人事権までそこに握らせるというような非常にドラスチックな提案でありました。これは大変なことになったなと思いましたが、そこは世論の批判を受けて、随分、後退はしておるようですけれども、やっぱりここは

私どもはきちんと注視していきたいと思ひます。

そこで、教育課長、私たちの当面の課題としては、複式学級の問題があります。これは、教育委員会、教育行政には、大変なさまざまな課題がありますが、その中で、親たちの深刻な問題というのは複式学級。このデメリットを最小限に、最小化してほしいというのがずっと続いております。その辺のところをどうなさっておるか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 済みません。私に答えさせてください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

法の下での平等とか、教育の機会均等、こういう言葉、法的な言葉はあります。しかし、それは都市部のことであって、地方の私たち町には当てはまらない部分がある。したがって、私はもっと教育に光を当ててほしいということがたくさんあります。

その中の一つが複式問題です。でも、複式だからと言って、デメリットではありません。メリットもたくさんあります。これは、子供にも、先生にも、両方ともあると思ひます。複式学級を経験された方たちは、これはおわかりと思ひます。

まず、デメリットを最小限にするにはという御質問ですけれども、幾つかありますが、子供たちが勉強しやすいように、先生が指導しやすいようにと、教科、それから、教室の環境など、または研修等の要請があれば、優先的に対応する、これが教育委員会の仕事と思ひます。

次に、支援の先生を入れて、現在、入れております。以前は人数の多いところ、それから、ちょっと授業中に時間のかかる子供の学校にだけ入れておりましたが、今は人数の少ないところが大変で、全部の学校に入れております。人数の少ないところの学校にも、支援の先生を入れておりますが、本当は1人の先生が二学年の指導をするのではなくて、やはり1人の先生は一つの学年の指導をする、これが本当と思ひます。それが子供にとっても、先生にとっても、望ましいことです。担任を国の基準でふやせないなら、今、複式学級のある中島小学校、それから、御岳小学校、こういう学校には、せめてもう1人、あと1人でも、支援の先生が入ればとそういうことも考えております。

今後、それをどうやれば、そういう形にできるのか、または、複式学級にそれぞれの担任を置いて、単式にはならなくても、お互いに教室を分けてでも授業を進める形、それをどうやったらいいか、県のほうにも、この議会が終わってから相談を持ち運ぼうと思っております。とにかく、今、山都町の教育現場で進めなければならないことは、複式学級の解消のために授業のできる先生を入れる、これが大きな問題、今後、考えなければ、進めなければならないことと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） おっしゃるように、戦後教育の一番の特色は、機会の均等でした。学習機会の均等。これをずっとうたってきた。そして、法の下での平等をうたってきたんですが、実際は、そうになっていなかった。私がPTAの現職時代に、矢部P連の機関運動として始めたのが、この複式学級解消運動でした。ちょうど沢田知事のときから、熊本県が独自の基準を決めて、引

き下げをして、県費負担でずっとそれを削減をしてきてくれました。そして、文部省の基準もずっと下がってきたわけですが、今、おっしゃったように、それでもなおかつ、御岳小、中島小は複式ですね。そして、現実問題は、やっぱりAB方式をとらざるを得ない。一方に、教えながら、片一方は自習させると。低学年は気持ちが落ち着かないと思います。私なんか、ずっと小学校時代から複式でしたから、私の学力なんか、小学校4年の学力しかないんですよ。半分しか教わってないんですね。そういう悲しい目にあわせないでほしいと。機会均等をうたいながら、実際は、機会均等でないということを申し上げておきたい。ぜひ、今、おっしゃったようなことを努力をいただきたいと思います。

最後に、余り時間ありませんが、街並みづくり問題でどうなっているのか。また、いろんな方が、今後、お尋ねになると思いますので、概略だけで結構です。そして、やっぱりこういうものを、私はいつか町長にもお話したと思うんですが、街並みづくりをする以上、何も浜町だけに限ったことじゃないんですが、ひとつ浜町を例にとりて言いますが、やっぱり航空写真なり、場合によっては自分でヘリで飛んでみて、空から俯瞰した形で、具体的なイメージをつくってほしいと思うんです。

来年、庁舎ができ上がると、浜町庁舎はそれを別の方向で、あの広大な広さを活用できると思うんですね。あのスペースを、まずは、町長が言う定住者をふやしていく、子育てを支援していくということに一番適切な若者住宅をあそこにつくると、公営住宅をつくるということによって、商店街振興にもなりますし、この町は本当に若者を大事にする町だなと。この子育て、あるいは定住というのは、特効薬はありませんから、総合的にやらなきゃならない。住宅や、あるいは、保育園、そして、学校、そういうのを総合的に結びつけてやると。そういう発想の上から、この街並みづくりも、それと有機づけた街並みづくりを考えなきゃならないと思います。何も観光だけが街並みじゃありません。どうしても観光のほうに目が行きやすいんですが、これも大事なことですけれども、その辺も含めてどう考えているか。概要だけでも教えてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 街並みづくりということで御質問でございますけれども、本来、観光振興という点でちょっとお話ししようと思ったんですけれども、ほかの若者向けの住宅とか、そういう視点でということでありましたんで、その点について私のほうからちょっとしゃべらせていただきたいと思います。

高齢者が多くなるということで、高齢者のことを一番に考えたところで言えば、コンパクトシティという考え方——ここで病院から、いろんな、1カ所にとどまって、買い物から何からできるというようなまちづくりが一つは求められているというふうに思いますし、そして、もう一つは、先ほどおっしゃったように、若者向けの公営住宅、これはやっぱり不足しているというふうに考えております。それは、アパート一つをとっても、非常にアパートのほうは空きが多くなっております。というのは、ある程度、子供が大きくなってくれば、アパートの居住空間ではなかなか難しいというところがあると思います。

一方で、千滝住宅というのが、一戸建てのちょっとこじやれた建物なんですけれども、そこは

やっぱり若者の御夫婦の子供さんが二、三人いらっしゃる御家庭が非常に多くて、そして、非常に活気があるということでもあります。高齢者もワンストップでできるコンパクトシティというところも外せませんけれども、若者が、そして、子供連れの家庭も多くなるような、そういうところのまちづくりを進めるべきであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 榎林課長には、時間があれば、後で。ちょっと時間が足りなくなってまいりました。

その一つの考えです。あそこにお年寄りの集合住宅をつくると、住宅群をつくるということも一つの考えですけれども、これは若者と混住させる形での考え方も、一方ではあるわけです。千滝では、旧矢部町時代に、子育て世代を応援しようということで、あそこにつくりました。いかんせん、あれは物すごい坪単価が高かった。いろんな政治的な要素も入ったと思いますけれども、いずれにしても、この浜町庁舎跡については、そういう形で大いに活用していただきたい。今からその青写真をつくってもらいたいということを要望しておきます。

ただ、この事業を進めるに当たって、ちょっと私は、今度の一般会計の補正で心配なところがあるんです。あなたたちが、どれだけきちんとした財政見通しを立ててやってくれるのかなと心配の面があるのは、これは予算審議のとき、また出ると思いますけれども、道路関連の予算が二億二、三千万円だったかな、いきなり減額されていますね。国の減額が確定したからと。内定しておったのが、減らされたからと。国にどういう事情があったのか、あるいは、町のほうの見通しが甘かったのか。これは、予算審議のときに、またお尋ねしますけれども、そういうのが出てくれば、非常に心配なんです。当初予算——3月で議決したやつが、6月には一億何千万円だったかな、1億4,000万円の減額補正なんです。私は長い間、議員しとして、3カ月後に——6月段階で減額補正というのは初めてなんです。これは異例な形ですね。この辺の見通しはどうだったのか。せつかく副町長が中央省庁からお出でて。その辺の連携はどうだったのかなという気がするんです。

これは答えは要りません。後で、予算の中で各議員さんたちから意見も出ろうかと思えます。質問も出ろうかと思えます。そういうのが、一事が万事、そういうのがあれば、これからの、ことし策定しようとしている平成26年度以降の総合計画、これは今度は企画課長、あなたのところ、十分各課長さんたちと意思を通じながら、きちんとした見通しの立った計画を立ててください。だから、幾らここでお互いにやりとりしても、一つほころびるならば、次々にほころびていく。そうすると、町民の信頼が失われる。町民の信頼がなくなれば、行政は成り立っていかないという面もありますから、ぜひ、そこはしっかりやってほしいなと思えます。

ちょっと質問が冗長になってしまって、時間がなくなりましたが、最後に、榎林課長、今の旧浜町会館はどうなったのか、そして、どういうふうにしようと思っているのか。せつかくですから、概要を説明してください。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、榎林力也君。

○商工観光課長（楢林力也君） 浜町会館のことにつきましては、これまで議会のほうでも議論を重ねてきたところでございます。やはり、今、通潤橋に約20万人のお客様が来ていらっしゃるんですけども、この20万人のお客様を浜町商店街に誘導する仕組みづくりをつくりたいというふうに思っております。その中で、この拠点施設がやはり魅力ある建物になる必要があるとも考えております。そのためには、やはり八朔の造り物の展示であったり、交流スペースであったり、山都の歴史を紹介したりするスペースをつくって、そちらのほうに誘導できる機能を持った施設にしたいというふうに思っております。

3月の議会で、基本設計についての予算をいただきましたので、今、有識者、あるいは、商店街の方々とその機能について議論をしておるところであります。また、八朔の大造り物の展示小屋等もつくることにしておりますので、その辺とあわせて、有機的につながる、それから、商店街のそれぞれの魅力ある商店をつくっていただいて、回遊できる仕組みをつくっていきたいというふうに考えております。

それから、昨日、6月1日の熊日新聞のほうにも、誇りある町の歴史ということで、浜町の歴史は、神社とか、仏閣とか、いろんな阿蘇家にまつわるいろんな歴史の貴重な物がございます。そういったものを浜町の歴史の誇りとして思っていていただいておりますので、そういったものを中心にとめながら、まちづくり、環境づくり、景観づくりをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。

この浜町会館につきましては、私たち議会も大変な責任があります。私は、これは大変高くついたものだというふうに思っております。非公式に、私は高過ぎるということをしきりに言い続けてきたんですが、最終的には、議会で、みんなで決めたわけですので、これをどう活用するかというのは私どもも連帯責任があるんです。やっぱり高過ぎた、この高過ぎたことが足かせになって、思い切った活用案が出てこないということはないでしょうか。あの建物、中途半端で、あんまりうちの町としての現状では、使い物にならない。しかし、壊すわけにはいかん。8,000万円もしたから。8,000万円だったかな。とにかく、敷地を入れると2億円近かったわけですから。それが足かせになってしまっておる。これは、私たちも反省しながら、あなたたちだけに責めを負わせるわけにはいきませんが、とにかく、そこは早くやってほしい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） これをもって12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、10分間、休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） おはようございます。9番議員の藤川憲治です。

久しぶりの一般質問の機会を得まして、いささか緊張しております。常に、緊張と初心に戻って、議会活動に、あるいは議員活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

自然と環境とあらゆる資源に恵まれた私たちの町——この山都も、田植えも順調に進み、一部には水不足のところもありますが、既に、田植えが終わった稲田も、周囲の野や山とともに、日一日と緑が濃くなり、躍動感を感じる季節となりましたが、私はなぜか心高ぶるものがあります。ただ、この秋の豊作を祈るだけであります。

町の基幹産業も、ともに厳しい問題を抱え、一貫しない農業政策に翻弄され、地方——この山都もそうでございますが、有害獣の被害が深刻であります。現に、この町でも、毎年1,000頭以上のイノシシを捕獲しながら、今なお、ふえ続けているということは、将来どうなるでしょうか。政府も、本腰を入れて対応をとると言っていますが、私は、本当に抜本的な対策が必要であると思います。

工藤町政も、農林振興、観光振興、防災まちづくりの三つの重点施策を掲げ、議会も予算を議決したところであります。この重点政策については、今後、機会あるごとにチェックをしていきます。昨今のような異常気象、天候では、いつ何どきに集中豪雨や台風の影響で被害や災害が発生するかわかりません。この町も、平成17年、平成18年と、また過去にも、何度となく、集中豪雨などで甚大な被害が発生しました。禍は忘れたころにやってくる。これは天災についての言葉ですが、私は禍は忘れずにやってくると置きかえたがよいと思います。禍は、いつどこに潜んでいるかわかりません。平素から、そのような心がけが大切であり、防災、減災のまちづくりに本腰を入れる必要があります。

さて、今回、私は4点ほど重点質問として通告をしております。

まず、第一に、人材育成については、町民を対象にした人材育成事業は、各種の研修などが行われ、町も補助や助成をして支援をしています。各関係団体や各組織も、独自で幅広く行われていますので、今回は、職員の人材育成に的を絞って質問をしてまいります。

2点目の公共施設については、合併統合により、この町には類似の建物や施設が多くあります。町としての現状を把握し、解体撤去の検討をしているのかを問います。

3点目に、教育問題と通告していますが、町長も提案理由の説明で、子育て環境の整備に力を入れると述べておられますが、どこの市町村でもこの問題については力を入れて取り組まれています。独自の思いがあるのかを問います。そして、地元高校の矢部高校についても、生徒数が減る傾向にあり、行政としての支援について質問します。

最後に、2年間の約束で就任された山本副町長に所管をお伺いいたします。

では、質問席に移ります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） さて、この町の最大の課題、問題であり、平成17年の合併以来、長年にわたり、幾度となく大きな論争や政争の具になった新庁舎も、いよいよことしの12月には完成いたします。現場に行きますと、多くの人が働き、重機が動き、着々と工事が進んでおります。その進捗状況も予定どおりであると聞くと、今までの庁舎建設の流れが、一コマ一コマ鮮明に思い出されてきます。これから、この町の、この山都の顔として、まちづくりの拠点として、町民の皆様方の拠り所として、その果たす役割は大なるものがあると思います。町民の皆様方には、今まで、大変御迷惑と御不便をおかけしました。町長も、提案理由の中で述べておられますが、後の質問に関連しますので、庁舎建設についての今の気持ちを簡単に述べていただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 庁舎建設についての御質問であります。

私の気持ちとしては、本当に大変長い間、町民の皆様方に御不自由をかけたということを本当に申しわけないという思いの中で、今、ことしの12月には建つということで、これを機に、本当に町民の皆様方がこの庁舎ができてよかったな、そして、本当に行政がうまく行っていると言われるような行政体をつくっていかなければならないという思いでいっぱいあります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 建物が新しくなっても、そこで働く職員の皆様の意識改革がなされなければ何の意味もありません。そこで、今回は、職員の能力を開発するための施策について質問します。

私は、今回、人材という言葉をあえて、人はたから——「財」と呼ばせてもらいます。普通、人と材料の材と書いて、人材と言いますね。子供は地域の宝ともよく例えられますが、その宝ではなく、財宝の財のほうです。人は「財」なのです。

企業、あるいは会社は、人、物、金を動かして、そして、それを生かして、経営をやっています。何をするにも、人が最初に来るのです。我が国は、中央集権国家であり、国が政策を指導し、結果として、全国均一に整備が進められてきました。今は、地方の時代とか、地方分権の時代とか、あるいは魅力あるまちづくり、あるいは魅力ある地域づくりと言われていています。時代は進み、ときが移り変わり、全国画一の政策では不可能なのです。まちや地域がそれぞれ独自に問題や課題を設定し、それに見合った政策を展開していくこと、つまりは、自治体——この山都の政策能力の問題であります。自治体の政策能力は、結局は、そこに働く職員の能力につながってくると思います。職員の果たす役割、使命というのは、非常に大切に重要なのです。

町長に質問します。職員の能力開発について、どのような考え方をされているかをお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 職員の能力開発について御質問であります。

私は、いつも考えるのは、何事も意欲的に取り組む姿勢というのが、少し欠けているんじゃないかと。と言うのは、非常にうまくこなすということはやれるにしても、意欲的に攻めていくっ

ということについては、経験だとか、そういうことが非常に必要でありますので、その辺が欠けてるのではないかというふうに考えております。そのためには、やはり課題であったり、何をするかというその本質を見極める力というようなことを持つことが、本当に重要視しなければならないというふうに思います。

そして、そのためには、本当に資料をきちんと揃えて、自分が勉強できる体制をつくる。そして、その取り組みの方法を探るといことが、力がつかなければならないというふうに思います。そして、この町、そして、相談者のために、町民の皆さん方の相談することがあれば、そのために何がベストなのか、数案をやっぱり自分で立てて、そして、その中から選択をしていくというようなことをやらなければならない。そのための研修が必要だというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） よく理解をされているようでございますが、やはり今言われたように、個々の能力をいかに伸ばしていくか、これが私は大きな課題だと思います。

総務課長。合併以来10年を迎えますが、その当時の人口や職員数、あるいは職員の男女比、給与総額など、当時と現在の比較がわかる範囲で説明をお願いいたします。わかることだけで結構です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの藤川議員からの御質問ですけれども、正確に数字としてお答えできるものにつきましては、職員数のことでございます。合併時420名おりました職員数も、本年の4月1日現在では347名と、73名の削減を行ったところでございます。

あとの御質問につきましては、正確な数値が、今、手元にはございませんので、これはまた後で、議員さんのほうにお伝えしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） あとのほうの資料は、適宜わかり次第、御報告をお願いしたいと思います。

先ほどから町長とも話がありましたが、合併から73名の職員が減っております。

私は、人はみずから育てるものであって、他から育てるものではない。すなわち、自学と言われておりますけれども、それと同時に、また一人では練磨できないのも事実でございます。このようなことを思うとき、職員の能力向上については、各種研修が行われてはいますが、その現状と成果について、総務課長、お答えいただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 研修の件につきまして御質問いただきました。

まず、私たち職員と言いますのは、行政事務を効率的に遂行し、的確な住民サービスを提供するために、勤務能率の発揮及び増進に努めなければなりません。このため、地方公務員法で、職員には研修を受ける機会を与えなければならないというふうに義務づけをされております。

本町では、平成18年に人材育成の基本方針を定めまして、その中で、職員自身の主体的な取り組みと管理監督者等によります多様な学習機会の提供、こういったことをうたっております。こ

のような考えのもと、現在、研修を、職員自身が行います自己啓発、それから、職場内での職場研修、それから、日常の職場を離れた場所で行います職場外研修として区分をいたしまして、計画的に行っております。

現在、本町職員の研修につきましては、職場外研修として、県の市町村職員研修協議会主催が主ですが、この研修では、新規採用職員や5年及び10年在籍者並びに新任課長、係長等の階層別研修と契約事務ですとか、市町村民税研修等の専門研修に毎年50名から60名等を出席をさせております。また、より広い分野での行政手法ですとか、先進的な施策、派遣先との人的ネットワーク形成などを目的に、現在、熊本県へも1年、あるいは2年という期間をもって派遣を行っており、現在も1名、廃棄物対策課へ研修を行っております。このほか、自治体学会ですとか、市町村振興協会等の各種研修機関が行います研修会へも職場内パソコン等を通じ、自主的な研修を促しております。

特に、昨年度は、独自研修としまして、職員の意識の向上を目的にスターボックス等を併設するなど話題を集めました佐賀県の武雄市図書館、こういった新たな挑戦を続ける武雄市役所の職員を講師に招きまして、先進的な取り組みや目指す自治体職員像等について、本町職員との意見交換等を行いました。

さらに、今年度に入りまして、職場研修としまして、平成25年度及び26年度の採用職員を対象に、町長訓話や副町長講和のほか、公務員としての心構えですとか、基本的な知識習得を目的に4月1日から3日間の研修、それから、5月には3日間にわたりまして各課の課長を講師に業務説明を行ったところでございます。また、この各課業務研修の一環としましては、明後日の12日、午後から議会傍聴も予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） それぞれ各種研修が行われまして、成果も上がっているようですが、ここで質問をいたしますが、民間によるところの研修とか、あるいは、セミナーの受講を奨励するとか、結局、私は、皆さん方——自分自身ですよ、自分自身を高めるのは自分しかないんですよ。このことを十分理解し、取り組んでいられる方には——職員で何かしらのそういう研修、あるいは受講をされている方については、何らかのそういう手当とか、何とかはやっているのでしょうか。総務課長。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お尋ねの研修成果につきましては測定等のことですが、これは研修後のレポートですとか、アンケートをとりまして、その経過を見るようにしておりますけれども、今、御指摘のように、人材育成を効果的に推進をしますためには、適正な研修成果の効果測定を実施しまして、これを任用に活用することも重要だというふうに考えております。

現在、昨年度からですが、職員から異動希望調書を徴取する制度を導入いたしまして、その調書の中で、研修等で得ました能力ですとか、資格を記載させまして、これを人事異動に反映させていくと、そういったことで組織の活性化と適正配置のほうにつなげていくという方策を

とっておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） わかりました。

あと、一つ、これは要望的な質問になるかと思いますが、やはり議会でも、同じ会議規則であっても運営の仕方がそれぞれ違うように、行政運営についても同一の地方自治法ではありますが、そして、それに基づいていますけれども、私はそれぞれ行政手腕には違いがあると思います。短所もあれば、長所もあるかと思えます。その中に行ってみなければわかりません。類似町村に対するところの職員を派遣して、行政手法の長所を学んでいることは、これは一つの有効な研修方法ではないかと思っております。これは答弁は要りません。

先ほど、県の出向について少し述べられましたけれども、私はこのことについてもう少し詳しく、何年ごろから始まって、どのような人が行っているのか、そして、今まで何人帰町されたのか。そして、帰町されたならば、その人たちの帰ってからの組織、そういうものはあるのか。ただ行きっぱなし。誰が行っているのかもわからない。私たちどもに対しても報告もない。その辺のところはもう少ししっかりさして、県出向にするならば、確固たる信念のもとにやっていただきたい。そして、このまちづくりの先兵として、職員の皆さんの意識改革のリーダーとして、県まで行ってきたならば、帰ってきたならば、それぐらいのことはしなければいけないと思えますよ。ただ県に1年間行ってきた、2年間行ってきた。何のために行ったか。県のお手伝いに行ってきた。そういうことだったら、やらないほうが良いと思います。税金を使ってですね。やっぱりこの町のために、そして、組織のリーダー的存在になるためにそういうところの考えはどうでしょうか。これは、どちらかに答弁をお願いしたいと思えますが、総務課長、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの県への出向——研修のお尋ねでございました。

先ほど御紹介しましたけれども、より広い視野での行政手法ですとか、先進的な施策、それから、効果としましては派遣先とのネットワーク、県とのネットワーク等とこういったことを目的に派遣を行っております。

期間につきましては、1年、あるいは2年ということでございますけれども、これは旧町村の時代から行われておりまして、私も旧矢部町のことしか、ちょっと、把握、今現在しておりませんけれども、旧矢部町では、平成4年度からここに派遣を行っているところでございます。ほぼ毎年派遣を行ってきておりますので、おそらく、人数としましては、また後で御報告いたしますけれども、20名以上は研修のほうに参加しているというふうに思っております。

帰ってまいりましては、そこで得ました知識、または経験等を反映できますように、関連の課、係のほうに配置をしまして、それぞれそちらのほうで県で学んだことを生かしていただいているということでございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） そうですね。20名以上の県で学んできたということを聞きまして、果たして、この人たちは、今、どうなっているんだろうかと、非常に懸念をいたします。やっぱり

1年、ないし2年、県に行って学んできたならば、この町のために、そして、職員の意識改革のリーダーとしてやってもらわなければいけません。どうか、これから先、この県出向については、基本に戻って、取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

さて、先ほどからるる説明もいたしましたし、工藤町長の答弁もいただきましたね。私は、町長答弁に対する意見として、やっぱり変化する社会経済情勢の中で、求められる人材とはどのようなものでしょうか。地方への分権をけん引するのは町長です。職員の政策形成能力の向上を図り、地域づくりの担い手を積極的に育成しながら、強い意志とリーダーシップを持って事に当たる。そして、町長が目標に掲げる政策の実現を図っていくためには、組織の総体として幅広い知識、視点、高度な専門性を持って、そして、実効性の高い政策を企画立案し、その具現化を図らなければなりません。どうか町長、みずから旗振り役になってください。そうしなければ、人材はできません。その点は、しっかりした自覚がトップには必要なのです。

では、これから具体的に職員の資質向上について質問をいたします。職員の資質向上は、いつの時代にあっても、必要な対策であり、財政難、あるいは地方分権、職員の削減など厳しい時代となりましたね。職員は、政策課題を上から与えるものではありませんよ。行政というものは、法律、規則、通達に従って、能率よく執行するものであると皆さん方は認識されております。しかし、こうした認識では、視野も視界も感性も広がりません。

先ほど12番議員もおっしゃっていました。全くそのとおりなんですよ。わかるんですよ、行政というのは。わかりますけれども、そこには人間としてのあり方、ものの見方、考え方というのがあるんです。ただ、言葉と知識だけが豊富になる、このことだけではだめですよ、管理職の皆さん。しっかりと胸に刻んでください。職員一人一人の資質が問われ、また、その向上に取り組む大きな課題であります。

先ほどから申し上げております研修や能力開発と重なる面もあるかと思いますが、今度は具体的に取り上げていきます。坂口課長、職員の提案制度の状況について説明をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 職員の提案制度ということで御質問をいただきました。

これは、非常に研修の、今、人材育成基本方針を先ほど策定をしたと申し上げましたけれども、この中で、職員提案制度、これにつきましても策定を行っていくということで基本方針にはうたっているところでございます。

ただ、現在、まだ具体的な方針というのは出てきておりません。職員の意見を具体的に徴取しながら、これを行政内部で反映していくと、非常に極めて組織としては重要なことだというふうに考えております。昨年から、この問題につきましては、総務課内で中心になって進めていこうということで議論を進めております。何とか、早急に提案制度につきましては、まとめていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 今、347名の職員がいらっしゃる。何の問題意識も持たない。提案もし

ない。本当に残念です。ぜひとも、このあたりのところは、早急に取り組んでいただきたい。このように思います。

次に、毎年、異動が行われます。そのローテーションというのは、確実に行われているのでしょうか。長い人は長い。短い人は短い。すぐ異動する人はする。このあたりのところの状況というか、その辺のところはどういうふうになっているのでしょうか。これも簡潔にお願いします。

それと含めて、適材適所のこともお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど、私の答弁の中で、異動希望調書というものを御紹介いたしました。昨年度からこの制度を導入いたしまして、職員から自分に向いている職種ですとか、適正、こういったものを記載をしていただきます。それから、先ほどの資格ですとか、適正、こういったことも自己申告をしてもらいます。あわせまして、自分が向いている仕事ということで、具体的に職種も書いてもらっておるところでございます。

これらを適正に勘案しながら配置を行っていくということでございますけれども、特に、期間の長い職員につきましては優先的に異動希望をかなえていくというようなことで、平成26年度の異動については配置を行ったところでございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） よく理解をされているようでございますので、どうか、ぜひ、その辺のところはそのような取り計らいをお願いしたいと思いますが、さて、非常にこれは難しい問題でございます。行政マンにとりましてはですね。民間企業だったらいいんですけれども、皆さん方は管理職です。果たして権限の委譲をされているのでしょうか。これは、公務員の皆さん方はこれまで職務分掌によって仕事をしていけばよかった時代でしたね。しかし、もう時代が変わっております。このあたりのことも、権限の委譲というものも考えていただきたい。何でもかんでも自分がしなければ気が済まないというふうな人も中にはいらっしゃいますけれども、それでは部下は育ちませんよ。

それと、職場内活性化。みんな、元気を出してくださいよ。私も、よく庁舎に行きます。元気のある人。元気のない人。私は活性化、すなわち、人は元気な人が元気な人をつくるんですよ。そして、元気な人が元気な組織をつくるんですよ。どうでしょうか、皆さん。このあたりのところをしっかりと胸に刻んで、本来ならば、それぞれに皆さん方に意見を聞きたいんですけれども、時間がないので、これはみんなが胸に秘めてください。

そして、もう一つ、人材育成基本方針というのを、私はどうせできていないと思いますよ、この町には。新庁舎建設ができます。これを機会に、組織も変更されます。どうか、この人材育成基本方針を作成されまして、目指すべき職員像を掲げられてはどうでしょうか。これは、ひとつ早急なる対応をお願いし、最後になりました。

最近の皆様方職員を見ていると、気になることがありますので、基本的なことをお聞きします。坂口課長、ちょっと座ってください。

まず、電話対応。自分の名前を言っていない人がたくさんいる。私は、あえて、あんた誰かい

と聞きます。最近では、はい、何々課、何々ですと言われる人が大分ふえてきました。しかし、中には、課だけ言って名前を名乗らない。電話に出るのは確かに早いです。ベルが鳴るか、鳴らんうちに出来ますから、これはいいといたしましても、やっぱりいろいろな人がいらっしゃいますけれども、クレーマーがいたりされますけれども、やっぱり自分を名乗らないかんですよ。まず、これを課長さん方、徹底してくださいね。

そして、ネームプレート。課長、ネームプレートをつけてない課長もいらっしゃる。そういうことで部下指導ができますか。ちゃんとネームをつけてくださいよ。

それから、挨拶。だめです、元気よくしなければ。まず、挨拶のできる人でなければなりません。挨拶人間に不幸はありませんよ。このことを肝に銘じてください。

それから、スピード感。これは、なかなか行政マンとして、自分の判断でスピードを持ってやっていくということは、いろんなしがらみがありますので、難しいとは思いますが、やっぱりもう少しスピード感を持って事に当たっていただきたい。一般的に、とかくお役所仕事というのは、遅いというイメージがありますね。ここで払拭していただきたいと思います。

それから、専門的なこと、スキル向上の取り組みはなされているか。これは、先ほど総務課長も説明されておりますが、採用時に専門的分野、あるいは資格取得者、あるいは一芸に秀でた人たち、この人たちの採用、こういうことをしながら、ただ頭でっかちな職員では、これから先はできませんよ。このことを強く申し上げておきます。

それと、もう一つ、これは大事なことです。さて、それぞれの各課において、皆さん方はミーティングをされておりますか。私は、それぞれ皆さん方がミーティングをされている時間帯がちょっと早いから、なかなか会う機会もありませんが、おそらく、ミーティングなんかやっていないんじゃないでしょうかね。その辺のところはどうでしょうか。課長。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ミーティングにつきましては、詳細には把握はしておりませんが、各課によりましては、月に2回ですとか、月曜日ごとに……。失礼しました、教育委員会では毎週月曜日にミーティングをなさっておられるということでございます。ほかの課でも、定期的に開催されているということは聞いておりますけれども、どれぐらいのスパンでやっておられるかということは、私も把握はしておりません。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） わかりました。

ミーティングなんか、毎日せないかんですよ。1カ月に1回とか、2回とか、そういうことはいかんですよ。やっぱり毎日ですね。ちょっとしたことでいいんですよ。ニュースでもいいし、きょうはどういうことがあった、みんなどう考えておるかとか、ちょっとそこに5分間でいいんですよ。長くは要りませんよ。ぜひ、徹底してくださいね。答弁は要りません。時間ありませんから、次に行きます。

まず、それと、皆さん方に言うておきます。これは人財、さっき言った人は財——たからということを行いました。それを高めるためにいろんな方策があるんですが、そこに壁があるんです

よ。それはなぜかと言いますと、皆さんは身分保障されておりますね、公務員として。そのために、自分さえよければいい。そうじゃなかつですよ。公僕に徹せないかんですよ。「人財」にならなくても何とかなるさという、そういう切迫感のなさ、これでは今から先はだめですよ。専門性が高まりませんね。異動がずっと頻繁に、半ば恣意的にあるために専門性が高まりません。

それから、人材不足というか、これは人の材料ですが、これが専門家が少ないということも言われますね。そして、先ほど申し上げておられたように、若手職員は基本的な接遇能力、そして、中堅以上で政策立案能力、そして最後に、皆さん方管理職。管理職の仕事は何と思ってるしゃいますか。ただ印鑑押すだけではだめですよ。やっぱりマネジメント能力。そして、部下も育成せないかんですよ。部下育成能力。そして、課長として町民の皆さん方、あるいは関係各団体、そういう対外交渉力も持たないかん。非常に能力のある地位なんですよ。どうか、ひとつここにお座りの皆さん、皆さん方は、ここにはすばらしい能力を持っていらしゃいます。先ほど申し上げましたように、自分自身を高めるために自分で頑張っていたきたい。このように思います。

少し職員のことについて時間をとってしまいましたけれども、次、急ぎます。次の質問に移ります。議長、よかですか。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 我が国は人口減少の社会になりまして、税収の不足や高齢化に伴う福祉の充実などを考えると、自治体の今後は財政的に非常に厳しいものが予想されます。公共施設につきましても、昨年12月に総務省が発表したことによりますと、人口減少や老朽化を受けまして、地方自治体が解体撤去を検討している公営住宅や学校などが全国で1万2,251棟に上がっています。自治体の公共施設は、住民生活向上のため、自治体が整備した施設でありますけれども、その中には、公営住宅とか、福祉施設とか、学校などがあります。全て、やっぱり人口がふえた高度経済成長時代のものでございますが、先ほども少し話が出ていたように、政府は社会インフラの管理方針を示した基本計画で、必要な施設は計画的な修理で長持ちさせ、不要施設は撤去するように自治体に求めております。

私たちの町にも、合併により類似の施設や老朽化した施設、または利用していない公共施設などが多数存在すると思っておりますが、現状は把握できておるのでしょうか。担当課長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 公共施設についてのお尋ねをいただきました。

現在、本町には、庁舎、学校、体育館、公営住宅、それから公民館等々、こういった公共施設につきましても約300施設存在をいたしております。その約4割が築30年以上、もう既に大規模改修ですとか、更新時期を迎えておるといふふうに認識をいたしております。

特に、昭和40年代から50年代にかけて建設されました学校、公営住宅等につきましても、来る平成30年代から40年にかけて一斉に更新時期を迎えることになるということが現状としては認識をいたしております。

このままでは、非常に厳しい財政状況の中、その維持管理費だけではなくて、老朽化した施設

の改修、それから建てかえに要する経費が、非常に財政を圧迫するという事は必至になるということで、今、その対策を検討しておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） わかりました。

やっぱり一番の問題は財政の問題ですね。先ほど申し上げました総務省の調べでは、撤去費は全国で4,000億円を超える試算になっております。老朽化の進行、あるいは住民や生徒児童数の減少、あるいはまた利用者が少なくなったことが原因です。取り壊しも検討されているかと思いますが、国は自治体を支援するために、2014年度から地方債——借金ですね、地方債を発行して解体費用を賄いたいと、特例的に求める方針を固めているようでございます。どうか、その辺のところはしっかりと情報をつかんで、対処していただきたいというふうに思います。

結論といたしまして、とにかく、箱物をつくれれば、後々まで大変であります。だから、これはより慎重に、これから先の箱物をつくるときの対応は慎重にしていかなければいけない。いずれにしても、解体撤去については、住民の皆さん方の御理解が必要ということが基本でございますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次の質問に移ります。急ぎます。山都町子ども子育て会議についての質問は、この後、午後、吉川議員と重複するかと思いますので、私はもう時間がありませんので、簡潔に質問しますけれども、この条例に基づきとありますが、まず、この所管の課はどこでしょうか。生涯学習課ですかね。

（「健康福祉課」と呼ぶ者あり）

健康福祉課。健康福祉課が所管の課になるわけですね。わかりました。

条例に基づき設置とありますが、方針目的などはもういいです。しっかり、せっかく勉強されてきたと思いますけれども、これは後の方にお任せします。

この子ども子育て会議については、どこの市町村でも力を入れていますね。情報を見ますと、この山都町だけではありません。やっぱりこれから先のそういう若い人たち、子供、児童、生徒、このあたりの育成に力を入れていかなければならないというふうなことが言われておりますが、この設置につきましては、町長の思い入れというのは、町長、何かございますか。簡単をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 済みません。その前に、人材育成の中でミーティングの話がありましたけれども、それは定期的なことを総務課長は言ったままで、日ごろのミーティングはしょっちゅうやっておりますので、それは御承知おきいただきたいと思います。

済みません。子ども子育て会議のほうについては、将来を担う子の、山都町の将来を考える上で、それを担う子供たち、これをしっかりと育てていく、これは当然のことであり、これは、私もそれをしっかりとしなければ将来の絵を描くことはできないというふうに考えます。それをもとに、本当にしっかりした考え方をもとに、子育て環境の整備をやっていきたいということであります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） やっぱりこれは基本的なことですが、子供は、家庭——親で教え、学校で学び、地域で育てる、これが基本だと思いますよ。また教育というと、すぐに学校教育のことだけ思い出されますが、教育は、本来、学校の仕事である以上、親の仕事なんですね。今、盛んに親学ということが言われております。親として必要なこと、大切なことは何かについて学ぶ、親になるための学び、親としての学びのことです。

そうは申し上げましても、少子高齢化の時代になりました。ぜひとも、子育て環境、熊本県一、いや、日本一を目指して、福祉課長には頑張っていたいただきたいというふうに思います。

さて、同じ教育問題でございますけれども、矢部高校の問題に移らせていただきます。少し足早に進みます。

矢部高校——私の母校であります。そして、この山都町唯一の地元高校であります。明治29年、矢部実業補習学校として出発した矢部高は、来年——平成27年度に創立120年という大きな節目を迎えます。県下で3番目に長い歴史と伝統を図り、地元はもちろん、県内外に多くの人材を輩出してきました。そしてまた、この町と地域を守り、支え、発展させる活動やそれぞれの立場で活躍されている方も多くの方が矢部高卒業生です。120年。私は昭和40年3月、矢部農林高校最後の卒業生として学び舎を後にしましたが、この地域唯一の高校として、その役割と期待に応えて今日に至っております。しかし、今、この矢部高も生徒数の減少によって、せっかく数年前に蘇陽高校と一緒にになったのが、また元の木阿弥になっているということを思うとき、卒業生の一人として断腸の思いでございます。

このことについては、町長の提案理由の説明の中に、全てを網羅してこの矢部高校の存続を、あるいは、発展を図っていかねばならないという強い思いが書いてありまして、卒業生の一人としても感謝を申し上げたいと思いますし、どうかして行かなければいけないというふうな気持ちで、今、胸がいっぱいです。

これから、出生者も減っています。100人を切っております。そしてまた、進学する人たち——中学校から高校に行く割合も減っております。通学区の変更もありました。これから先、熊本市内や平坦地の学校に行くのは、ますますふえてくるのではないかと考えておりますし、学歴と偏差値、いろいろなことを取り上げるとき、どうしてもやっぱり地元の高校として残していかなければ大変なことになりますね。

このことを鑑みながら、町として矢部高に対するとおりの助成——補助をやっております。時間もありませんけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） 御質問の矢部高校に対する助成金ということでございますが、山都町におきましては、今、申されましたように、高校への入学の奨励ということで、また保護者の負担の軽減を図るということから、そしてまた、多くの子供たちが地元の高校へ進学し、活気あるまちづくりに貢献するために支給する助成ということで要綱を定めております。それで、新1年生に入学生の入学支度金ということで1人2万円、本年度は59名の入学でしたので118万

円を支給しております。

それから、2年生、3年生には、教科書を全額補助ということで、2年生70名、3年生85名、77万6,423円を交付しております。

それから、下宿助成といたしまして月額1万円の補助ということで、本年度は四国のほうから1名来ておりますので、その1名の方に年額としては12万円を交付する予定でございます。

それから、本年度新たに通学助成といたしまして、以前、蘇陽高校に通っておられました五ヶ瀬町の地区の方が入学されるのに、熊本県のほうでは高校再編に伴いまして、まだ通学する手段として通学事情が著しく困難なところということで、清和、蘇陽地区に限って、県のほうから補助をいただいております。しかしながら、五ヶ瀬地区から通ってくる子供には、その対象外ということでありませんでした。今年度から五ヶ瀬町のほうから通ってくる生徒に対して交付するということで、定期代が月にいたしまして1万8,500円なんですけど、個人負担が6,500円ということで、残りを1万2,000円、県の交付要綱に従いまして、町でもその負担をする予定にしております。現在、バイク通学を除いたバスで通ってくる子供たち3名に交付する予定です。

以上が、助成の対象でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ありがとうございます。

そういうことで、町としても、大変な助成、補助をやっておりますし、また、夏には、中学校を訪問され、町長、あるいは教育長が、各中学校を訪問されて、勧誘されているという話も聞いております。やっぱり魅力ある、そして、特色ある高校、地域に根差す教育と学校、これらのことを踏まえて、原点に戻って、学校、家庭、地域社会が一体となって誇りの持てる、愛され、そして、親しまれる地元高校を育成していかなければならない。これが、私たちの務めではないかと思っております。

もう時間があれば、いろいろとほかの、これは皆さん御存じかと思えます、島根県の隠岐郡、島前高校というのがございます。テレビでも放映されていきましたね。見られた方はいらっしゃいますか。そういうことで、ここも児童生徒数の減少で、閉校しなければならないというような大変な時期があったんですけども、島全体を島留学という形で売り出して、今では、全国からこの隠岐島前高校に定員をオーバーするような状況になっております。このあたりのところも参考資料にしなごら、やっぱりここも特別進学コースとか、あるいは、地域創造コースとか、いろいろと特色のあるコースを設定されております。

時間がありませんけれども、最後になりました。最後に、山本副町長にお尋ねいたしますというか、これは私が一方的に言います。

副町長、話に聞くと、2年間の約束で、平成24年の7月の27日だったですか、臨時議会において、副町長就任は満場一致で承認されました。早いものでございます。それから、8月3日から職務につかれましたけれども、私は、この副町長は本当に偉いなと思ったのは、家族を連れて来られました。そして、小さいお子様方は小学校、または保育園という形で、地元の施設に通わせていただいております。本当にこれもすばらしいことではないかと思っておりますし、私も、最

初見たとき、わー、この人が総務省のキャリアかなと一瞬思いながらも、本当に物腰もやわらかくて、腰は低いと。そして、この町の住民になりきるというその信念、その思いですね。そして、いろいろな行事に参加されましたね。私も、大分、一緒に参加をしましたけれども、また、農業後継者を中心に、若い人たちから大変信頼をされております。

本来ならば、ここで副町長に言葉を述べていただきたいんですが、もう時間がありませんので、私が代弁して言います。気持ちをですね。

副町長。おそらく、2年間で約束でしたから、後はどうなるか、まだ辞令をもらってらっしゃらないから、わからないかと思えますけれども、どうか、本省に帰られましても、地方のこと、特に、この日本の疲弊した地方、総務省ですから、この地方のことは忘れないでください。特に、この山都町の2年間の勤務は、副町長におかれましては、私は終生の思い出となるのではないかと考えております。最後の定例会ですから、町民の皆様を代表して、本当にお礼と感謝を申し上げます。副町長の今後の御活躍を心から祈念を申し上げまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。少し、管理職の皆さん方におかれましては、辛口になりましたけれども、私は、それは裏を返せば、皆さん方に期待をしているからやかましく言うんですよ。どうでんよかなら、言わんとですよ、ほんなごて。みんな期待しとるから、頑張る。公僕、基本に返って取り組んでいただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長(中村一喜男君) これをもって9番、藤川憲治君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで、休憩いたします。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時0分

○議長(中村一喜男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番(吉川美加君) 皆さん、こんにちは。1番議員、吉川でございます。

梅雨に入り、野山の木々も大変ボリュームを増し、美しい緑の色を増しております。1年の中で一番緑の爽やかな充実した季節ではないかというふうに思っております。

さて、6月1日に行われたお田植え祭 in 通潤橋のイベントが、JA上益城青壮年部と山都町商工会の青年部の初めての共同開催で行われました。当日は、田植えの体験と大人と子供と泥んこにまみれての泥んこサッカー大会が開かれ、子供の部に8チーム、大人の部に8チーム、あわせて16チームもの参加があり、大いに盛り上がりました。これから約160年前に子供たちの労働を見るにみかね、通潤橋の架橋に尽力された布田保之助さんも、きっと目を細めていらっしゃる

のではないかと想像いたしました。通潤橋の架橋によって子供たちは水汲みの労働から解放され、勉学に励み、この町を盛り立てる人間に育ってきたのではないかと思います。このイベントを見学しながら、この企画をした若い人たち、若い生産者と販売者が共同で会議を重ねて、懇親を深めたことをこの町の振興と発展にとって大変重要なことだと想像いたしました。そして、サッカーに参加した子供たちや若い人たちの活躍できるまちづくりを緊急に進めていく必要があると思います、きょうもまた、この町について人づくりの基本中の基本である教育問題について質問いたします。

では、質問台のほうに移らせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 教育環境の問題についてでございますが、まずは、町長にお伺いいたします。

町長は、さきの提案理由の説明の中で、山都町の将来を担う子供たちは町の宝である、子育て環境の重要性は論を待たない、また、安心して子育てができる環境づくりを計画的に整備していくと述べられましたが、その計画とは、どのようなものでしょうか。お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 子育て環境の整備についての認識ということで、お答えをいたしたいと思います。

御案内のとおり、幼児については、3歳までに脳内神経細胞の80%が完成されると言われております。また、この時期が性格形成の原点であるとも言われております。このことを考えても、家庭や保育所等での食事のこと、そして、語りかけやまなざし、これがいかに重要であるかということがわかるというふうに思います。そして、保育所などの団体生活の中で学ぶ、情緒の安定、協調の態度を養う、そして、道徳性の芽生えを培う、このようなこと、重要なことが団体生活の中で学ばなければならないということがあります。そして、学校で学ぶ基礎学力、これが十分に備わっているかどうかで、その人のその後の将来の人生を大きく変えてしまうほど影響があるというふうに認識をしております。

したがって、幼・保・小・中・高、この連携、そして、家庭の連携、これは非常に重要であるというふうに認識しております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 理念的なことは、もちろん、当然でございます。理想ですね。今、おっしゃったことの理想は、本当に全国どこの親も、どこの自治体も考えていることではないかと思うんです。しかし、やはり、先ほど午前中の質問の中にもいろいろと出てまいりましたが、やはりこの町ならではの教育の政策でありますとか、施策でありますとか、子育て環境でありますとか、そういったところをもっと具体的に具現化をしていただきたいというふうに思うわけです。

そして、具体的に申し上げますと、2番目にちょっと用意しておりますが、保育園の統廃合についての件に、ちょっとお伺いいたします。

この件につきましては、山都町保健福祉総合計画策定委員会というものが開かれておりまして、

その委員会より、平成25年3月に統廃合に関する素案が町長に対して提出されております。それには、浜町保育園、浜町第二保育園、白糸保育園を統合し、新しい園舎を建てる前提で進めるものとし、金内保育園、矢部同和保育園については、新園舎を整備後に検討するとなっております。そして、平成26年3月24日には、町長に対して、新しいこの策定委員会のメンバーが変わったようですが、そちらのほうから答申がなされております。そこには、矢部地区の浜町保育園、浜町第二保育園、白糸保育園を閉園し、矢部同和保育園に統合する、同和保育園を増改築することを前提とし、そのほか、菅尾保育園等、平成27年度をもって閉園するほか、あとは現状のままというふうにあるようですね。このような保育園の整備関係は、どのように進んでいるのか。ちょっとお伺いしたいです。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 二つ、言われましたけれども、平成25年度に、山都町保健福祉総合計画策定委員会において検討された保育園の統廃合のあり方ということをやっぱり一番、親ではありますので、そこを答申をいただいたことについて、その答申は尊重しながらも、現在、準備している山都町の子ども子育て会議において公立保育所の保育のあり方も、当然、議論をされなければならないというふうに考えております。その内容をよく検討して、保育園の統廃合について決定をしていくということに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 検討、検討というふうに申されますけれども、本当にこの2年越し、3年越しに検討されてきた中で、そのような答申まで出ている中で、さらに、ほかの会議で検討を進めていくということでしょうか。

それには、また、どのぐらいの時間を要し、ただいま私が問題だと思っておりますのは、やはり公立保育所の数が多過ぎるという点だと思います。それは、いろんなデータを見ましても、職員の数しかり、それから定員割れの問題しかり、それから老朽化している園舎しかり、いろんな問題で公立保育所の統廃合というものは、本当に急いで片づけていかなければならない問題ではないかと。

そして、これは全体を含めた問題であります、本当に高速道路がやってきたときに、まだ保育園の問題もうろうろしているというようでは、ここで安心して子育てをしたいと思う人がいるでしょうか。

そういったことも含めて、しっかりと、先延ばし、先延ばしではなく、今度の子ども子育て会議がどのような方向に、どのような段階で、どのような年月をかけて進めていくものか、詳細には知りませんが、そういったところももっと、先ほどもありましたが、本当にスピード感を持ってやっていただきたいというところではありますが、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 子ども子育て会議のことから、少し話をさせていただきたいというふうに思いますが、まずは、ゼロ歳から保育園、小学校、中学校、高校に至るまでの切れ目のない一貫した子育ての考え方について構築をするということになります。

2番目に、次に、子ども子育てに関する支援事業計画を策定しなければならないということになっておりますので、それを策定いたします。

次に、その支援事業計画を進めるためには、家庭はもとより保育園から小・中・高まで連携できる体制づくりとそれぞれの役割分担というのが必要だというふうに考えますので、その役割分担を決定いたします。

そして、それぞれが事業等を推進するとともに、確実に推進できているか、検証を随時行っていくと、このような段階的なことを考えています。

また、公立保育所の統合のお話がありましたけれども、出生数が平成24年が76人、去年は83人ということで、本当に100人を切っております。公立保育園が5カ所、矢部地区においては民間保育園が4カ所、へき地保育園が1カ所、全体で10カ所あります。これにつきましても、現在は、公立保育園の定員に対して入所率が56%、民間の保育園は122%、こういうことになっております。公立保育園が、やはり統廃合ちゅうのは、当然、出てくる話ではありますけれども、公立保育園がないでもいいかということになりますと、それはまた違うんじゃないかなど。やはり、この町の、言葉が適正かどうかわかりませんが、基準保育みたいなどころはあってしかるべきだと、私は考えているわけです。その辺の考え方を、山都町子ども子育て会議において、きちんと整理をする、そして、山都町の保育というのは、どういった保育がいいのか。それをやっぱり対外的にもお示しをして、山都町ならではの保育というのを確立をして、そして、山都町で子供を育てたいという人がふえるようなアピールもしていかなければならない。そういう体制づくりも、また必要だということで、子ども子育て会議については、大変重要視をしているということでもあります。

スピード感を持ってということでもありますので、これは何年もかけていくという話ではありません。できれば、7月ごろには立ち上げて、そして、それがいろんな話し合いが進むことによって、その方針はことしにも出していきたいというふうなことを考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 7月という具体的な数字が出てきましたので、ぜひ、それにならって、前向きに進んでいっていただきたいと思います。

きょうは、ちょっと答弁者に対して予定はしていませんでしたが、門川課長に、子ども子育て会議のことについて、もうちょっと具体的にお伺いしてもよろしいですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、子ども子育て会議のことについて説明します。

この子ども子育て会議につきましては、平成24年の8月に交付されました子ども子育て支援法に基づきまして、子ども子育て支援事業計画が義務づけられました。そのことにより、山都町の子ども子育て会議を設置し、支援事業計画を策定するという事になったわけです。

この計画には、幼児期の学校教育、それから、保育、地域の子ども子育て支援事業に係る需要量の見込みや提供体制や実施時期などを記載し、乳幼児期から高校へと一貫した子育て、家庭教育ができるような支援や環境の整備、また、地域における安心した子育て環境の整備ができるた

めの方策等を出し合いながら、まとめていきたいと考えております。

この会議は、山都町のこれからの子育て等について見直す重要な場となります。遅くとも、先ほど町長のほうが申されたように、遅くとも7月初旬までには委員会を開き、子ども子育て会議の委員には、児童福祉及び幼児教育から高校教育の分野における学識経験者、保育施設や幼児教育施設、それから、小中学校、高校の利用者、子育て支援センターなどを利用する子育て当事者等、大学の先生をアドバイザーとして入っていただく予定です。

策定に当たりましては、昨年度、ニーズ調査を就学前の子供434名、それから、小学生433名の方に行っていますので、今年度は、その分析結果をもとに、子ども子育て会議の中に反映させていきます。9月には、素案ができるようにしていきたいと考えております。

自然環境に恵まれ、安心、安全な農産物が豊富な山都町ならではの特色を生かし、体験活動や食育の推進などから進めていくことで、命の大切さ、思いやり、優しさなどが暮らしの中で身をもって経験でき、保育園の体験が家庭や地域へとつながり、小・中・高へと切れ目のない取り組みが必要と考えています。高齢化率40%の山都町においては、地域全体の中で支え合い、高齢者の豊かな経験や知識を生かした子育て環境の整備も重要であると考えております。

こういうふうな子ども子育て会議の中で議論して、9月には素案を出していきたいというふうと考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 御説明ありがとうございます。

ぜひ、横の連携、今、たくさんのその支援会議の中にも、いろんな職種であり、いろんな各会の中から選ばれていくことだろうと思えますけれども、やはり誰もがおっしゃるように、子供は地域の宝ですので、いろんな分野からいろんな人の目を見て、育てていくということが大変重要かと思っております。ぜひ、横の連携をとり合いながら、皆がやっぱり子供たちのほうを向いて、山都町で子育てをしたいよというふうなことを目指していただきたいと思えます。

そして、私は、今、食育の問題もおっしゃっていただきましたけれども、最近、シャベルのほうからの通信をよく拝見するんですが、あそこでもとてもいい食育を子供たちにしてらっしゃるなというふうな。やはり地元でとれた物、自分たちで料理して、自分たちで手で食べると、親子との触れ合いがあると、そういったこともぜひぜひまた拡大していけるように、各保育所あたりでも取り組みができるようにというふうな願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

スムーズな連携とスピード感のある取り組みをよろしくお願ひしたいと思えます。

では、続きまして、小学生の学力向上と体験活動の重要性というふうに書いておりますが、これは、後に、教育長のほうの質問と重なりますので、町長へもう一つ御質問いたします。

若者定住についての話です。先ごろ出されました日本創生会議の分科会が発表した統計、これ皆さんも御存じだと思いますが、2040年には、若い出産可能な生産人口の女性の人口が約半数に減り、自治体の消滅につながる可能性があるという大変ショッキングな報道がございました。何を言っているんだと、みんな、きっと思ったと思えます。消滅なんかさせてたまるものかという

ふうと思ったと思います。

ただ、少子高齢化を語るときに、高齢化はもちろんとめようもないことです。皆さん、元気で長生きしていただくということに尽きるわけなんですけれども、少子化のほうは、まだ何とかなるという希望的な発想から言えば、この町もまだまだ考える余地はあると思います。

若い人たちが定住を考えると、何が問題でしょうか。もちろん、働く場所づくりがあります。そして、同様に大きなポイントは、子育ての環境です。山都町で子育てすると、こんなにメリットがあると、こんなに素敵な子供が育つと、そんな点をもっともっとアピールして、今の子育て会議等々を経て、本当にこの基本的な山都町での子育ての方針をつくり、それに皆さんが賛同して、ここに住みたいと思えるような住環境を整えて、そういうことが大切だと思います。高速道路ができることを、こんなに素敵な環境で子育てをして、また短時間で職場に通えるとしたら、もっとここに住みたい人がふえるのではないかというふうに私は単純に考えるわけなんです。

そういう点についての町長のお考えを聞かせてください。何もせず、高速の開通を迎えても、逆のほうにしか向かないということは自明の理でございます。ぜひ、打開策、前向きな話を聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 若者が定住したいと思えるまちづくりの条件ということで御質問であります。

まず、第一には、地域に相談できる人が必要であると、私はそういう人づくり、これも重要であると考えます。

それと、2番目には、いざというときに子供を見てくれるというファミリーサポートセンターですね。これは、今、あるということでありましてけれども、まだこれを充実させていく必要があるというふうに考えております。

次に、仕事をしながら安心して子育てができるということですね。これが、その環境整備が必要だというふうに考えます。

4番目に、地域の人たちとの交流や見守りの環境を整備するというのも重要だというふうに考えています。

そして、子育て世代が集まれるような場所、それと、子供たちを遊ばせることができる公園等の環境整備が必要だというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ、午前中にもございましたように、若い人たちが定住したいと思えるような家づくり、それから、子育ての環境づくり、今、もろもろおっしゃいましたけれども、そういったものもなるだけ急いで整備をしていただきたいというふうに思います。

やはり、私が昔ここに16年前に引っ越してきたときも思ったのは、公園がないなと思ったんですよね。公園がないですねと近所の人にお伺いしても、空き地がたくさんあるからいいじゃないのというふうな、その当時はそういった認識でした。ですが、やはり、今、若い人たちが定住してくるに当たり、今のような集まれる場所、本当に今さっき申し上げましたようにシャベルのよ

うな場所が16年前にはございませんでしたので、私は本当に放浪しておりました。子供の2歳半の子供を連れてですね。どこで遊ばせたらいいんだろう、どこに行ったら同年代の子供がいるんだろうというふうなことを思っておりましたが、ぜひ、そういった子育てのお母さんたちをサポートするシステムを考えていただきながら、この町で安心して子育てができる環境づくりに努めていただきたいというふうに思います。

では、さて、次は、教育長に対して質問をさせていただきます。私は、議員になって、これで半年がたちました。議員になって以来、この町の教育問題について、質問をたびたび重ねておりますが、先ほども町長にもお伺いしましたが、この町で育つ子供たちの将来が明るいものであるように、この町の将来を担う子供たちがきちんと育ててほしいという願いの一点からです。私は、具体的な数字は把握してはおりませんが、子供たちの様子や子供たちの進学先、または就職先からの話を聞くにつけ、危機感を持っています。極端な話、掛け算や割り算ができない、アルファベットが読めない高校生がいるということです。さまざまな事情から町内の中学校に進学しない子供がいるということです。これは、この町の教育への不信感が少なからずあるのじゃないかというふうに思っています。合併前から小中学校の統廃合が進み、コミュニティバスを利用して登下校することによる体力や感性を磨くことの低下への心配、家庭学習の時間の確保の難しさが学力の低下を招いているなど、心配の種がつきません。

また、午前中は藤川議員が矢部高校の存続についてもちょっと言及されましたけれども、私も、ついこの間まで育友会の会長をしていたことから、矢部高の問題には大変深くかかわってきたいというふうに思っております。いろんな町の支援があります。先ほど藤川課長のほうから御答弁がございました。町も一生懸命やっています。また、町を支える私たちも矢部高がなくなってしまうと思っています。

ただ、そのために一番必要なことは、やはり保護者の意識の改革ではないかというふうにも思っています。やはり町頼み、何て言うか、学校頼み、そういうことじゃなく、やはり今、若い小学生ですら、矢部中に行くとか、行かないとか、矢部高に行くとか、行かないとか、そういうことを口から発しているということが、本当に由々しき事態ではないかというふうに思っています。

そんなことを解消していくためには、一つ一つ粘り強い取り組みが必要かというふうに思います。そして、教育長が就任以来、ずっと取り組まれてきたさまざま施策があると思いますが、そのかねがねおっしゃってます知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育てるために、今まで取り組んでこられた内容から、これほど、私は一生懸命やってきたというようなことを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 学校に行っても勉強するのは、生きる力をつけるためです。その生きる力とは何かと言いますと、小学校1年生から発達段階に応じて身につけていくもの、それが知——知識、徳——徳育、それから、体です。続けて言いますと、知・徳・体で何だろうかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっと知・徳・体のことをちょっとお話を後でしたいと思います。

小学校1年生から発達に応じてつけていくもの、それが知・徳・体ですけれども、毎日学校で国語とか、算数とか、体育や給食、掃除、こういういろいろなことを学びます。当たり前の勉強です。これが、知・徳・体。

知育というのは、その知識の理解、その幅を広げる、その基礎基本を確実に身につけることです。例えば、国語や算数などと言えば、多くの方たちもおわかりと思いますが、これだけではありません。

それから、徳というのは、豊かな心、豊かな人間性を養うため、道徳の時間だけじゃなくて、学校に来てから全ての教育活動で人権尊重を通しながら、学んでいくこと。これが徳です。

体というのは、たくましく生きるために健やかな体をつくる。体育の時間、給食、部活動など、たくさんあります。

このように、知・徳・体は、学校で子供たちが先生からならって勉強していくことです。私は、教育基本法、それから学校教育法、人権教育とか、社会教育とか、特別支援教育、いろいろありますけれども、そういうものを総合して上益城の教育事務所からおりてきたもの、それを学校へつなぎます。これが教育長の仕事です。学校につないで、先生方にしっかりと子供たちの指導をしてもらおう。つまり、知・徳・体の指導をしてもらおうということです。

具体的にと言われましたので、一番最初の入学式のことから、ちょっとお話をします。入学式のときには、教育委員会からの告示というのがあります。まず最初に、台の上に向かって、1年生に向かって、新入生の皆さん、入学おめでとうございませうと言って、頭を下げ、顔をしっかりと見ます。と、子供たちはかわいい声で、ありがとうございますと言って、みんな一斉に頭を下げ、つまり、礼をされるわけです。これが、まず、徳育のスタートと思っております。

その告示の中では、皆さんはきょうから〇〇小学校の1年生です、先生と一緒にこうこうこう勉強してくださいという知育のことを子供たちに話をします。最後に、知・徳・体の体として、お友達と元気よく遊んで、給食をたくさん食べて、強い体をつくる。もう一つは、自分の命は自分で守ってくださいと、こういうふうに具体的に話をしていく。これは、入学式のときの告示の一コマですけれども、このように直接子供たちに対して、私は、学校での授業はできません。先生方が授業をされますので。だから、子供と接するときには、そういうことで知・徳・体の子供に少しでも伝わればと思って出しております。相手がどんなに小さくても、やはり式のときには、丁寧な言葉を使って、頭を下げる。1年生もちゃんと応えることができる。徳育、これはやはり家庭からのつながりと思っております。

次に、これは入学式の一コマですけれども、学校生活が始まると、時々、学校訪問をしたり、授業を見に行ったりして、先生方がちゃんと知・徳・体の指導をされているか、そういうことを話を聞きながら、または授業を見ながら、校長先生と常日ごろのことを話をしながら、時々、学校に行ってみてもらおうということをやっております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 教育長、済みません。今、教育委員会のほうで学校訪問等をされてい

るというふうなことを伺いました。それから、入学式でのお話とか、大変大事なことでありうふうには認識しております。

教育委員会の、先ほど中村議員のほうからも言いましたが、教育委員会制度のことについても、いろいろ世間が騒がしくなっておりますね。教育委員さんたちの学校訪問並びにその他のお仕事について、もしよければ、ちょっときょう予定しておりませんでしたけれども。例えば、学校訪問と言うと、すごく形式的なものだと思うんですね。学校側もすごく準備をされると思いますし、そのような授業をされると思いますし、ただ、今おっしゃったような日ごろからの子供たちの様子を見に行くような気軽な訪問と言いますか、そういったことは実施していらっしゃるのか。それから、教育委員さんたちは、実際、先ほど教育長の仕事というのは、文部科学省からおいてくるさまざまなものを各小中学校につなぐことでありますというふうに私は伺ったように思うんですが、そのほかにも、もちろん、さまざまな仕事があると思います。

そして、その教育委員会、どうしても一般の人たちは混同してしまうんですね、事務としての教育委員会——今、中央公民館にある教育委員会と、それから、教育委員さんたち5名で教育委員長初め構成されている教育委員会というものが、どういうふうな違いがあるのかということも余りわかってらっしゃらない方が多いと思います。詳しく言えば、本当に限りがないと思いますが、教育長のほうから教育委員会というのは、5名の教育委員というのは、こういう仕事をしているんですよというようなことを二、三、御紹介していただければというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 私も、言葉が教育委員会というときに、混同するときに以前はありました。中央公民館で、今、教育委員会として仕事をしているのは役場の方たちが派遣のような形で、私が教育長として、事務のお仕事をする方たちが、今、20名ぐらい、教育委員会の中に生涯学習課と学校教育課に分かれていらっしゃいます。

もう一つ、教育委員とか、教育委員会とかいう言葉を使いますが、先ほども申しましたように、山都町内、教育委員が5名おります。これは、5名という数字は日本全国どこでも、特別なときに6名のところも大きい都市部ではあるそうです、しかし、各市町村5名が普通です。

その5名の教育委員が何をしているかということですが、先ほども学校訪問という言葉を使いましたが、年に1回、それぞれの学校に行って、学校経営の様子、それから、学校の施設、環境の様子、例えば、校舎内の掃除の部分とか、どこか壁が割れているとか、何かそういうのですね。今は余りありませんけれども、学校の環境の様子とか、そういうのを見たり、一番大事なのは、先生方の授業を見ます。そして、その後、気がついたことをいろいろと討議をしながら進めていく。それが学校訪問です。

教育委員5名だけではありません。上益城の教育事務所——御船にありますけれども、そこから専門の指導課長、指導課、そういう先生方が多数お出でになって指導していただきます。特に、授業に関しては、学校の経験者があるのは私1人です。だから、授業に関しては、ほとんどが教育事務所の先生方の御指導を仰いでおります。

そのほか、学校訪問って特別な言葉じゃないけれども、私が突然ぼんちと行って、何か変わった

ことはありませんかとか、または、ある学校に行って、きのう、こんないい話聞いたけれども、よかったですねと、そういうふうに連絡もなしに、ぼんぼん行くことがあります。そのときには、本当に、学校の本当の姿が見えます。改めて迎えるからとかじゃなくてですね。そういう学校訪問を私しています。

それから、教育委員としての5人の教育委員の仕事。最低、月に1回は教育委員会を持つ。その5名で。そのときは、最低と言いましたけれども、臨時的に持つこともあります。最低、月に1回の教育委員会を持ちますが、それは町内の学校現場、学校教育に関してと、それから、生涯教育に関して、誰か特別に何とか委員さんを交代されるからその承認とか、それから、公民館活動とか、体育的なものとか、生涯教育たくさんありますけれども、そういうのに携わっている部分もあります。

それと、もう一つは、子供たちが学校に来て、経済的に困らないように、そういう支援をする。そういうことも教育委員会ですべて持っています。子供が学校で勉強する上で、差があってはならない。その差は、特に家庭ではどうにもならないこと、いろいろあります。しかし、町として子供たちを見て行く、そういう責任もありますので、そういう会議を持つこともあります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 御説明ありがとうございます。

ただ、何か、今、お伺いしたところによりますと、教育委員会は月1回開かれるということ、私も2回ほど傍聴に行ったわけなんですけれども、日程が余り決まっていないというのは、ちょっと問題じゃないかなというふうに思いました。私も、議員になってから、委員会の傍聴は誰でもできるというようなことを知りましたので、これは、ぜひ、伺わせていただきたいと思いながら2回ほど傍聴させていただきましたが、やはり今おっしゃったような承認事項でありますとか、そんなことに、私がたまたま行った回がそうであったのかもしれないかもしれませんが、もっと教育委員会と言うからには、日ごろからやはり子供たちの教育環境はどうであるかとか、どういう教育を目指していったらいいのかとか、そういう追認だけの教育委員会ではなくて。そして、傍聴できるのならば、やっぱり毎月決まった日を決められて、いろいろ御都合ありますでしょうが、決まった日があるなら決められて、傍聴できますよということを町民に対しても広報されたいかがかなというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 5人の教育委員それぞれ仕事を持っています。それで、仕事の関係で日程がなかなか合わない。だから、毎月この日の何時と決めても、合わないことが多いです。

もう一つは、行事——町の行事、それから、学校の行事、その他いろいろありまして、日にちが前もって教育委員会の日と決めることはやっぱり難しゅうございます。

それから、もう一つ、追認——後からいろいろ、または確認をするじゃなくて、午前中に12番議員のときに町の教育目標とか、そういうのがあって、質問がありましたが、そういうのを見ていくのも教育委員として。だから、今年度はこういう形でやっていきますというのは、4月に教育委員として全部で確認をしております。だから、事前の計画等もしております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ、計画的にやっていただきたいと思いますし、やはり、今、教育委員会制度をいろいろ言われている中には、教育委員の制度というものが本当に形骸化しているんじゃないかというふうなことも各地で言われているような気もいたしております。なので、ぜひ、実のある教育委員会を開催していただけるようにと思いますし、人の都合によってというふうにはおっしゃいましたが、やはり教育委員会に選任されて、皆さんの期待をしょって、任命されていらっしゃるわけですから、御自分のお仕事というよりは、やはり例えば、毎月第三金曜日の午後は教育委員会ですよというふうなことをあらかじめ申し上げることができないんでしょうかねというふうに思いますね。何かそういうふうなことで、じゃあ、みんなが自分の個々の仕事を都合してその日は教育委員会に行きましょうというふうに段取りされるほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 例えば、そのように第三金曜日と決めて、5人がお互いに日程をやりくりしながら、何とかできる、しかし、町の行事がそこに入る、または学校の行事が入る、郡の行事が入るで、その行事はやっぱりどうしても避けられないんですよ。それで、前もって日にち決めるとするのは、ぎりぎりのところでしかできないときもあります。これは、もう私の力ではどうにもなりません。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） さまざまな町の行事、突発的なものもございましょうけれども、あらかじめそれぞれ年間行事というものを持っていらっしゃると思いますので、それはなるだけ調整しながら、あらかじめの日程を公開されたほうがいいというふうに申し上げて、この件については質問を終わります。

時間も押してまいりましたので、次に、済みません、これもかねがねお願いしているところなんですけれども、生きる力を育てるために欠かせない読書の問題です。例えば、今会議の一番前にも町長のほうから提案理由の説明がありまして、大変きれいな文章が並んでおりまして、私はさぞかし町長のほうも読書力が深いんじゃないかなというふうに感心しているところなんです。やはり、ああいうふうに自分の考えを文章にしてあらわすというような力は、読書力によって必ず培われるものだというふうに思っております。そのためにも、学校図書の充実が不可欠というふうに思うんですね。学校は、とにかく、子供たちが毎日行く場所でありますので、家庭での不備、あるいは、図書館に通えない子供、そんな子供たちをカバーするためには、学校図書室の充実が一番急がれるところではないかというふうに思っております。

先日、総務常任委員会では、学校図書室の視察をさせていただきました。まず、現状を知ることが目的でございます。学校を幾つかでした。全部の学校を回ったわけではございませんが、学校によっては、学校図書ボランティアさんが入っているところ、入っていないところ、また、学校支援員として入っている方が大変読書に興味を持って頑張っているところ、また、そうでないところ、というところで、はっきりとその差を感じたところです。また、ことし

の、私先ごろちょっと資料を拝見したんですけれども、これは毎年出されているというふうにも伺っていますが、文部科学省を通して国の財政担当のほうから学校図書館関係の地方財政措置というものが発せられておまして、これは、目的はまさに学校図書の整備、学校図書館への新聞の配備、学校図書館担当職員の配備などに単年度に15億円、あるいは、5年トータルで150億円というふうな大きな予算が準備されているというふうに文章的に読みました。

ただ、これが、どうしてこの町には、これを何と言うかな、受けとれないと言うか、これに乗っていかないのかというふうなことをちょっと私のほうでは疑問に思っております。町で養えないものならば、こういう国からありがたいお金があるならば、それを利用してはどうかというふうに単純に思うわけなんですけれども、これを受けられない何か条件等があるのでしょうか。そのあたり、担当課、あるいは総務課のほうからお教え願いたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

ただいまの吉川議員御質問の件は、たしか平成24年度ぐらいから文部科学省のほうから通じておりにきている文書だというふうに認識をいたしております。その財源と言いますのが、地方交付税ということを通して町のほうにおりてくるものですから、どうしても地方交付税というものの性格が一般財源ということでございますので、これは町にその使い道は委ねられているということが大原則でございます。それで、事業等、いろんな優先順位等を考え、勘案しながら、交付税も一般財源として配備をしていくということになっておりますので、そういう特定財源的な扱いというのは、財政のほうとしては考えていないということでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ちょっと何か私、聞き捨てならなかったです。優先順位をつけなければならぬというふうにおっしゃいましたね。直接的な補助金でないことは、今、理解しましたので、ここにかくかく、こういうふうに学校図書館の整備に200億円であるとか、学校図書館への新聞の配備に15億円、学校図書館担当者への配置に単年度で150億円というふうなことが書いてあるんですね。私は、これを見たら、単純に、なら雇えるじゃないというふうに思うわけなんです。

でも、そして、県下の学校図書館担当者の配置率は、今、77%かな、ぐらいに達しているんですね。それで、これは、もちろん、12学級以上のところには完全に配置をしなければいけないという決まりもございますので、それは県のほうから配置をしているものだと。しかし、その残されたと言うか、なぜ、77%という数と言うか、ここに平成25年の資料があるんですが、熊本県では、学校が388校、小中学校がございまして。その中で、12学級以上の学校が144校、そして、11学級以下の学校が244校あるんです。もちろん、12学級以上の学校に対しては、100%の措置がされております。ただ、244校に対しては、これは県の措置はもちろんゼロですね。しかし、全体からするならば、75.5%と、私がちょっと計算しましたところ、244校のうち、149校、61%には司書が配置されているということなんです。

これは、どういうことかと言うと、その町が必要を感じて、お隣の美里町もそうですけれど

も、町が必要と感じて措置をしているというふうにはかえらないというふうには思うんです。だから、そういうふうには、せつかくこういうお金があつて、地方交付税としておりてくるならば、なぜ、先ほどから町の子供は宝だと、子供のことを一番にしなくてはいけないというふうには美辞麗句と言いますか、並べていただいておりますが、実のところ、道路のほうが大事だったり、実のところ、建物を建てるのが大事だったりしているんじゃないかなというふうにはちょっと思ってしまうわけなんです。なぜ、この子どもの教育に対して一番にお金を割けないのか、そこら辺を町長でも、総務課長でも、担当教育課長でもいいですけども、よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど私が申しました優先順位と言いますのは、総合計画ですとか、そういったまた基づきました予算編成のときに、いろんな必要性ですとか、緊急性、妥当性、そういったことを勘案しながらやっていくということで、その中で財源を配備していくということでございますので、交付税が確かにそういった物差しで基礎になって構成されているということは重々私も存じ上げておりますけれども、それは町に来た段階で一般財源になっておりますので、それをまた町がどういうふうに使っていくかということについては、そういう総合計画の中でしたり、予算編成の中で審議しながら使っていくということで考えておりますので、もちろん、先ほど冒頭申しましたように、平成24年度にそういった文書が来ているということは、重々私も認識しておりますし、そういったことで、非常に国の施策としても力を入れていらっしゃるということは、私自身も十分認識はしておりますけれども、そうありながらも、また町の事情等も勘案しながら、それを考え合わせながら、一緒に予算編成をしていくということで考えていっているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません。それじゃあ、学校教育課の課長に伺います。

今のような、数字をちょっと申し上げましたけれども、措置ができない11学級以下の学校についても61%がそれを実施していると。それは、その一つの学校に1人の司書ということではないと思われませんか。二校だったり、三つを掛け持ちしての図書司書だというふうにも考えますけれども、そのことを残りの39%のほうにうちは入っているわけですね。だから、そういうふうなことをいつまでも放っておいていいのかと。やはりほかの学校がどんどん読書力が上がっていく中で、山都町に行ったら、本も読めんよねと、山都町に行ったら、図書環境が揃ってらんよねというふうな評価につながっていくというふうなことは、大変いかんことじゃないかなというふうには思いますし、本当に読書力、読書力って本当にやかましく言いますけれども、課長、皆さん、どのぐらい図書館に足を運んでいらっしゃるか、どのぐらい本を読んでらっしゃるか、投げかけておきたいと思えます。

やはり、本を読む、そして、個々の自分の中でだけでは体験上理解し得ないようなことも、本の中にはたくさん出てきますね。もちろん、それ御存じだと思います。そして、いろんな見聞を広めて、いろんな先進的な考え、あるいは、昔の人の伝記でもいいでしょう、そういった先進の人たちの話をいながらにして体験できるのが読書だと思います。そんなことで、先ほどの問題意

識とか、問題提起をして、こんなふうにしたら、山都町はもっとよくなるんじゃないかということの子供の読書、読書じゃなくて、大人——私たちもきちんとやっぱり本を読んで、そこら辺から学ぶということも大変大事じゃないかというふうに思っておりますので、ここでちょっと一言、本当余計なことですけども、申し上げておきます。

そして、学校教育課長、どうですか。残されたほうに入ってきている我が町の行く末と言いますか、やはり頑張って学校図書司書を2校に1人、3校に1人でもいいんですけども、とりあえず、頑張ってくださいませんか。ひとつお答えをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） ただいま学校図書司書の補助の件についてのお話だったと思います。

その前に、まず、今の学校の図書館というのは、先日、総務常任委員会のほうでは視察をいただきましたが、ほかの議員さん方のほうにも少しお伝えをしていきますと、町内は七つの小学校と三つの中学校がございます。以前は、やはり本が昔購入したばかりの本とか、あとは百科事典とか、そういう物がただ単に置いてある的な状況の学校も見受けられたところもありますが、その後、地域のボランティア、地域支援のボランティアの方たちとか、町立図書館からの月に1回、2回程度の学校訪問をしていただいて、本を選んだり、本を並べたり、レイアウトをつくっていただいたりしていることで、今、非常に見やすく、子供たちにより本を提供しやすい環境になってきているというふうに思います。言うまでもありませんけれども、教育活動の一番基本にある読む力、書く力、表現する力、そういうことを図書活動の中では得ていくことができるというふうに考えています。

図書司書の件につきましては、先ほど総務課長のほうからありましたように、町の施策の一つとして取り組んで行かれるわけですが、山都町の中には、さきの12番議員のほうからの御質問にもありましたように、複式学級の解消とか、いろんなことがまだ教育課題は、先生方が鋭意努力されています。私たちも努力はしておりますが、まだ残されている課題もございます。そういうようないろんな部分を精査しながら、できるものからやっていきたいというふうに考えております。図書活動が、だからと言って、要らないということではなくて、十分必要なことであります。そのことは私たちもしっかり認識をしておりますが、その中で、これから取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ、頑張ってくださいというふうに思います。

今、生涯学習課のほうから図書館から1人増員で、各学校に回っているというふうにありましたが、今、図書館のほうも1名増員になったとはいえ、大変厳しい状況です。移動図書館も始まりまして、やっぱりじっとしてはなかなか来館者数もふえないというようなことで、外に出てやはり本を配布していく、配布というか、配本していくというところにポイントを置いていきたいというふうな考えも聞いておりますので、ぜひ、学校独自のそういった措置をよろしく

お願いしたいというふうに思います。

今後とも、本当に継続的に頑張ってくださいことを強く強くお願いして、この質問を終わります。

そして、またこれは、ちょっとこの間、新聞で読みかじったんですけども、玉名のほうでは玉名学という地元を愛する子供たちを育てようという独自の教科ではないんでしょうけれども、学校でそういったことに取り組み始めた。また、あるいは、山鹿では、ハンドボールがすばらしい実績を持っていますので、ハンドボールを子供たちにやらせようとか。そういうそこそこ独自の教育というふうなものが設けられていると思います。そこで、私も議員就任以来、山都町らしい教育をやってほしいというようなことを申し上げているんですけども、いろいろな手かせ足かせもある中で、やはりせっかくこの自然の中で、この歴史の中で子供を育てていく上で、そして、やはりいつかはこの町に定住してほしい、一旦出ていったとしても、やはりこの町を愛して、この町を支援していく子供たちを育ててほしい、そんな思いから、玉名学になったところでは、山都学のようなものを子供に、先ほど教育長がおっしゃったような、知とか、徳とかいう部分をそういったものを通して教えていくという必要があるんじゃないでしょうか。そうすると、今、土曜日の復活というものもいろいろ言われていますけれども、やはり学校の先生方がきつきつとした授業実数が足りない、足りないとおっしゃる中で、やはり私たち地域の人間が協力隊みたいなことで、今、学校のほうにも読み聞かせが入ったり、いろいろしておりますけれども、それプラス、やはり自然のことを教えてくださる地元の先生たち、先輩たちなどの力を利用しながら、放課後、あるいは土曜日の時間を利用しながらの地元を愛する学というふうなものを考えていけるのはどうかというふうにも。もちろん、文部科学省が言ってきていることを全部やってしまうというようなことも大変大事なことはあるかと思いますが、学力の均一化と言いますか、均等化と言いますか、そういったレベルは大切なんですけども、やはりプラスアルファの山都町に来たから、この学問と言うか、この教育心が生まれたよねと、愛する心が生まれたよねと、やはり山都町で子供を育てたいよねというふうな独特なそういった教育環境をつくっていただくということも考えていただきたいというふうに思っております。

この辺について教育長、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 突然の御質問で、十分な答えはできないと思いますが、どの子にも学力をつける、学力というのは、点数だけではないんです。いわゆる、何回も言いますが、生きる力。その中にいっぱいありますけれども、子供たちが体験——この山都の自然を生かした体験学習、それだけじゃなくて、仕事とか、地域とか、いっぱいありますけれども、今、学校でキャリア教育というのを私たちはなっております。多分、この中でキャリア教育という言葉聞きながら勉強した方はいらっしやらないと思います。つまり、自分のうちの家庭から親の仕事、地域のこと、会社の仕事、そして、それを知っただけじゃなくて、体験をする。中学生になったら、図書館の体験で1週間お世話になるとか、そういうことをしております。それで、地域の方たちの力を借りながら、体験をしていきながら、生きる力をつけていく。

山都町の、やはり特色と言うか、山都町で生かす教育、指導というのは、やはり学校を卒業した後、この雄大な自然、これを無視しない人をつくる。つまり、部分的に言えば、また学校を卒業した後、戻ってくるとか、または戻ってこなくても、この山都町の自然を生かした仕事をほかですとか、何かそういう人を目指していきたいと思っております。

それから、先ほど、山鹿のスポーツ関係ですか、出ましたけれども、一つだけ余分ですけれども、言わせてください。山都町も、近ごろ、町長が前の表明で、アメリカに英語で研究発表したということを出されました。それは物すごいことですが、そのほかに、例えば、清和の子が——中学生が、熊本県代表で全国大会に陸上競技で出るとか、または矢部を卒業した子供が、今、高校生ですけれども、その子もこの熊本県内全体の陸上競技で優勝したとか。または、今、女子サッカーが盛んです。その中のアンダーと言いますか、今、高校生です。その中に、この山都町出身の子もそういう大きな女子サッカー、それに、今、選ばれようとして、実力を十分つけて、中央部で活躍をしております。高校生です。そのように、マイナス面もたくさんありますけれども、山都町の子供たち、いい面もたくさんあって、あちこちで発揮しているということも知っていただきたいと思っております。済みません。余分なことを言いました。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） いえ。余分なことではないと思います。そういったことをどんどんやっぱりアピールしていただきたいと思えます。そして、やっぱり地元の先輩がそういったところで活躍するということを小さい子供たちが目標にし、頑張る、そういったまちづくりが、ぜひ、必要だと思います。

残り時間もございませんが、とにかく、やはり私としては、この町の子供たちが健やかに育っていくことを全面的に考えながら、ぜひ、町全体として取り組んでいただくことをお願いして、終わりたいと思えますが、教育長につきましては、今年度3月までですかね、一応、任期はですね。その後のことはあれですけれども、その期間に、ぜひとも、今の放課後学習塾と言うか、地元学のこととか、学校図書司書の配置とか、そういったものの取り次ぎをつけていただきたいと思います、この長年の経験を生かしながら、ぜひ、明るい山都町の子供たちの未来が支えられますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これを持って1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後1時58分

6 月 11 日（水曜日）

平成26年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年6月5日午前10時0分招集
2. 平成26年6月11日午前10時0分開議
3. 平成26年6月11日午後0時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

4番 後藤壽廣議員

5番 藤澤和生議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 山本直樹

教育長 山下明美

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 佐藤珠一

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 田上博之

企画振興課長 本田潤一

税務課長 甲斐重昭

商工観光課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

水道課長 甲斐良士

農業委員会事務局長 山本祐一

住民環境課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長 藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

-
10. 出席した事務局職員の職氏名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

開会前に申し添えます。

本日も一般質問を行います。通告外の質問が見受けられます。質問をされる方は通告に従って質問を行ってください。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） おはようございます。4番、後藤です。

今回の質問につきましては、町長より3本の柱を言われております。農林業の振興、及び商工・観光の振興、及び防災の充実と3本の柱を立てられております。その中で、本日は、農林業の振興及び商工・観光の振興の点についてお尋ねしたいというふうに考えております。

なお、私の質問に関しましては非常に提案的な質問が多いわけでございますけれども、これは、執行部の皆さんとともにこの町を何とかしていきたいという気持ちからのことですので、お許しを願いたいというふうに考えております。

なお、放送を聞かれたある一部の町民の皆さんから「後藤君、君はちょっと口が早いので、丁寧にゆっくりわかりやすく話してくれ」という指摘も受けました。そういう中で、今回は丁寧にゆっくり質問をしていきたいというふうに考えております。

なお、執行部の課長におかれましても、専門用語をでくだけ避けて、丁寧に、町民の皆さんにわかりやすい答弁をお願いしたいというふうに考えております。

質問席のほうより質問させていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず、農林業の振興及び商工・観光につきまして、町長の提案理由にたびたび出てくる3本の柱のうち2点について質問するわけですが、まず、農林振興課長のほうに質問したいと思います。

町長の言われる農林業の振興については、農林振興課において、町長指示のもと、今後の振興策等について多種多様なアイデアと施策が考えられていることと思います。農林振興課においても、支所を含め約40名程度の職員で構成され、振興策についていろいろと意見が出たり、研修等にも行かれていると思いますし、私たち凡人以上に施策については考えていただけることと思います。そういう中で、今、国の施策として、また、当町の抱えている問題に触れなくては、農林業の振興、将来についての施策は語れないというふうに考えております。今、農業を取り巻く環境は非常に厳しいところでありますけれども、TPPの問題を初め、これは例外なき関税撤廃です。

第2に、昭和46年から導入された減反政策ですが、まずこれらの2点について、減反政策及びTPPに関して、導入した場合町の農業振興にどのような影響があるのか、十分考えられていると思いますので、導入された場合の山都町における結果がどのようにになっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。4月1日付で農林振興課長を仰せつかりました藤島です。

本日、一般質問いただきました。まだ2カ月ちょっとしか過ぎておりませんが、町長が掲げる3大柱の一つ、農林業の振興。非常に奥深く、幅も広いものということで、毎日、課員と話をしながら仕事をしているところであります。

まず、後藤議員の質問にありました、現在の状況を踏まえて、TPP、それから今度終了いたします転作の影響について御説明を申し上げたいと思います。

御意見のように、今、農業をめぐる環境がさま変わりしようとしております。一つに、TPP問題です。御承知のとおり、これは例外なき全品目関税撤廃が原則です。特に関税が高く、日本が聖域としている米を含む重要5品目も例外はあり得ないと、アメリカ通商代表部は強調しております。もし、このまま実施され、国の試算どおりに当てはめると、国で48%、県で38%。山都町でいいますと、農業の総生産額72億円に対し、その影響額は約45億円と推計いたしました。農業生産額の56%が影響を受けるということです。言いかえれば、今の農家の56%の収入がなくなる可能性があるということで、極端な言い方かもしれませんが、56%の農家の方が近い将来収入源がなくなるということだと思います。この中で、主な物で申し上げますと、本町の主要作物であります米ですが、今、外国産米の4倍の値段をしております。品質のよさは、今後解消され、90%が置きかわると言われ、有機米等に差別される米が10%残る。そのほかは、安価な米の流通により価格は低下するため、94%の影響を受け、影響は14億円出るものと思います。そのほか牛肉が83%、牛乳はほぼ100%、豚肉は80%、鶏肉は65%、鶏卵は33%と予想いたしました。先行きが見えない不安だけが先行している現在ですが、農林業や医療分野、労働分野など、幅広い分野での影響が懸念されています。

二つ目に、昭和46年度から導入されてきました減反政策の廃止です。

本年度の米の生産調整は、43%熊本県から配分がっております。しかしながら、平成29年度をもってこの制度は終了を迎え、平成30年度以降は生産者の自由な裁量で米の生産を行っていくこととなります。また、現在の直接支払交付金も10アール当たり1万5,000円から半分の7,500円になり、29年度までの支給となります。米は自由化となり、解放され、米価は急落し、生産性がなくなり、このままですと山間部の水田は耕作放棄地化する可能性が非常に高いと思われます。米を中心に続けられてきた複合経営の根底が、今、変えられようとしております。減反終了後の水田活用方策を中心に、農村農業構造を早急に構築する必要があると思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、非常に悲観的な農業に対する考え方というか、国の政策により非

常に影響を受けるということを言われましたけれども、国の政策だから仕方がないと考えるのは、町としては失格じゃないかなというふうに考えます。そのような将来が見え隠れする中、山都町の現状はまだまだ厳しい状況にあるわけです。それに追い打ちをかけるような国の政策なんですけれども、町の考える、町長が農業振興策と言われましたけど、具体的な対策はなくて、話からすれば、農業振興はしなくちゃいけない、当然のことです。先般の議員も言われましたけれども。そういう中、町が考える農業所得の向上、これはブランド化に向けた販売強化対策とか農業集落の維持、つまりは高齢化による農用地の荒廃化、既に多くの地域でこれは見られている現状であります。それと、農業後継者の不足、挙げれば有害鳥獣駆除とか、たくさん問題点を抱えているわけです。

そういう中、私の知っている仲間の中で、家族で頑張って農業をしながら、和気あいあいとしている。私、そこによく遊びにいくんですけども、本当に頑張っています。農業というのは、勤務時間も自分で定められますし、楽しく頑張っていけばできると私は考えております。こういう楽しい農業を構築していかなければならないわけです。そういう問題を踏まえながら、町単独でもいいですけど、課長として、今後、課員の皆さんの意見を聞きながら、本当に何をどうやらなきゃいけないのか。これらの問題点に対して、どう考えていращやるのか。私も役場におりましたけれども、国の、県の仕事がどんどんどんどん出てきて、そぎゃんとを考える暇がにやあとと言われればそれで終わりなんですけど、そういう問題じゃなくて、ここをどう踏みとどまって考えていくかということ、ぜひ課長の口から、これらにつきまして、計画がなければ、私だったらこのようなことを考えるとかいうことを、若い人たちと相談しながら町長に提案していき、考えていく時代じゃないでしょうか。今しか私はないと思いますが。何か問題が起きて、ああ、しもた、そうすりゃよかった、ああすりゃよかったというようなことではなくて、見えているわけですので、問題点は。それに対する解決策、あるいはアイデア、いろんな形で、やっぱり今、あなたたちは考える時期だと思います。それをぜひ、課長の考え方で結構です。今やろうとしていることでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） ただいま、非常に厳しい条件というものを申し上げました。特に、中山間の現状について、まず、申し上げておきたいというふうに思います。

山都町の農林業をめぐる状況につきましては、人口減少、さらには高齢化、後継者不足や耕作放棄地の増加などで、将来の見通しは描けない。そのような地域がふえています。平成26年5月8日、昨日、吉川議員さんも言われましたが、日本創世会議の人口減少問題検討分科会においてショッキングな報告がありました。2040年度まで、30年後ですが、若い女性が50%以上減少する市町村が全国の約半分に上ると推計される。また、これらの市町村は、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが非常に高い。高齢化、少子化、集落機能の維持ができなくなるなど、T P P の影響とあわせて悠長に構えている、そんなレベルではないということを御認識いただきたいと思います。

このような状況を打開するためには何ができるか、この町に何が残されているか。これが、町

長が言ってらっしゃいます農林業を再生させ、元気を生み出すことが必要であるということだと思います。第1次産業である農林業の振興には、所得を生み、農業後継者、若者が住み続ける環境を整えること、生活できる環境をつくる必要があります。しかし、現在、集落では農地の耕作放棄地もふえ、さらには有害鳥獣による農林産物への被害も大きく、農林業を取り巻く環境は劣悪な状況であります。担い手農家に限って申し上げますと、減少を続けており、平成25年度の認定農業者数は284名です。5年前の平成21年度は335名いらっしゃいましたので、5年間で15%の減少であり、この認定農業者も高齢化が現在進んでおります。総数の35%が65歳以上となっているような状況です。

このように、農村部において、地域を支える担い手農家の減少も進み、現実的に集落機能を失おうとしているところが発生しております。農地を守り、収入を上げ、生活基盤を整備し、将来、人が住み続けるための事業が緊急な課題と捉えました。

また、昨年から開催されておりました集落座談会「やまトーク」にて要望が多かった案件については、積極的に取り組みをしていきたいと思っております。上位から申し上げますと、有害駆除対策、基盤整備の促進、集落営農、6次産業化、ハウス導入などが主なものでした。具体的に、農林業所得の向上であります。主産業である農林業従事者の所得の向上です。すなわち、経済活動により、そこで生活ができるという環境をつくることです。農林業で生計を支えることができれば、そこに就業先が生まれ、人が住み続ける農村機能が維持されます。

第1に、農業基盤の整備の促進を進めます。所得の向上を図るため営農活動を行うにはまだまだ条件不利地が多く、農作業に支障があります。農地の流動化、作業の受委託も進まない原因にもなっておりますので、これを進めたいと思っております。生産性の向上とコスト削減のため、農業基盤の整備が必要であります。あわせて、気象変化などの環境変化に左右されないハウス導入等の施設も進めてまいりたいと思っております。施設整備につきましては、土地基盤の圃場整備、それから農道改良、用排水路整備、かんがい排水、このようなものを率先して行っていきたいと思っております。

なお、土地基盤整備事業につきましては、採択規準となります面積要件が大きいなど、取り組みができない状況にあるので、中山間地のような条件不利地をカバーする事業の採択と、単独事業を有効的に組み合わせられた基盤整理に向けた取り組みも必要と思われれます。また、ハード事業一辺倒でなく、ソフト事業の組み合わせによる集落営農へ導くことが重要かと思っております。町内においても、まだまだ事業が必要な圃場整備や、農業施設の整備箇所が見受けられますので、町内を点検の上、事業の実施可能性がないか地元との調整も含めながら推進してまいりたいと思っております。

第2に、農地等の保全活動。鳥獣害防止対策事業です。

鳥獣被害は深刻な問題となっております。平成25年度の農林業被害は推定で約1,722万円となっております。駆除班による捕獲頭数も、平成24年度が1,726頭、平成25年度においては、イノシシ、鹿で995頭捕獲されております。捕獲奨励金も953万円となっており、町の財政においても大きく影響しております。しかしながら、生息区域が里山から農用地、住宅地等へ移行し、今後

も被害が予想されることから、徹底した捕獲と被害防止策を講じてまいります。特に、侵入防止柵の設置などの被害防止だけではなく、これと並行して緩衝帯の設置など、鳥獣を農地へ容易に出没させない対策、生息地管理と、野生鳥獣の生息密度を適切に保つ個体数管理、これらをバランスよく進めることが被害対策の効果を高め、コスト削減につながります。捕獲班におきましては、平成26年度において、46班334名の方々にお願いをしております。わな・銃器による絶対的な個体数の減少に努めたいと現在実施中であり、本年は、一般狩猟期間——11月15日から翌年の3月15日までですが、この期間も有害鳥獣の捕獲期間として設定しておりますので、猟友会等と関係機関と連携を密に、事故がないように実施したいと思っております。

平成25年度には捕獲実施隊を編成いたしました。鳥獣害被害が日常的に、そして慢性的に発生している集落等においては、捕獲隊の御協力をもとに、住民の皆さんの御理解で集中捕獲を実施してまいりたいと思います。さらに、里山と隣接する国有林は有害獣の生息地ともなるほか、森林資源においては被害も多く、森林管理所の協力を得てくくりわなの貸し出しによる捕獲を実施いたします。捕獲されたイノシシや鹿の肉につきましては、食肉を初め利活用策を検討中であり、具体的には、捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備を目指しております。設置地域の住民の御理解をいただき、活用促進につながるよう運営方式を模索中であり、施設は旧小学校の調理室を利用し、熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドラインに沿った衛生管理の徹底により、地域のジビエ食材となるほか、食肉利用等への流通を図ります。

これにより、資源として活用ができれば、鳥獣被害対策のコスト削減に役立つだけでなく、対策にかかわる方々の意欲を向上させ、地域の活性化につながることを期待され、利活用の促進は重要な課題であると思っております。なお、施設の運営に当たっては、地元猟友会などの御協力により、民営を基本とした町の管理運営で行う方向を思っております。

九州内の流通促進としましては、熊本県のジビエ利用促進事業を活用し、くまもとジビエ研究会等の支援を受けながら、情報の収集に努めたいと思っております。また、獣肉を扱う流通専門業者も育ちつつあり、一部では需要に供給が追いついていない状況もあるようです。持ち込みから加工までの検討を今後進めたいと思っております。これから、9月の議会にて予算計上ができるよう、関係者の方々と内容を十分打ち合わせ、施設の整備を進めたいと思っております。

第3に、農産物の販売促進についてです。

農産物の販売促進については、次の3点について強化策として進めたいと思っております。

まず、町、県、JAとの連携を強化いたします。山都町の農産物、米、そして高冷地野菜は県内においても他の市町村に引けをとらない品質があります。現在のところPR不足も否めない状況ですので、生産者団体や町、県、JA、観光協会と関係機関との連携によるPR活動を強化させたいと思っております。具体的には、町独自での農産物パンフレット、ポスターや桃太郎旗の作成、各種イベント等での積極的なPR活動を行います。

また、流通も大切な要素となりますので、山都町営農対策協議会の中で推進方策等を検討してまいります。流通の手助けの部分では、共同出荷に乗らない少量生産、規模が小さい農家の方々をサポートできないか検討を進めたいと思っております。交通の便が悪かったり、運搬の手段がな

いなど、出荷の手助けができないか、それにより収入につながればと思っております。

次に、有機農産物の販売促進です。本町は他町村に先駆けた取り組みにより、県内でも有数の有機農産物の生産地であります。栽培技術は安定しておりますが、販路拡大については町からのサポートが必要だと思っております。パンフレット、ポスターやセールスに関する経費など、県やJA、出荷協議会等と協議しながら推進いたします。

また、環境保全型農業推進条例による認証制度が、県が推進しておりますくまもとグリーン農業と重複するので、条例を廃止し、くまもとグリーン農業と連動させた有機農産物のPR活動を推進いたします。その代替案につきましては、くまもとグリーン農業のマークを利用した町独自のシールを作成する等、検討を進めておるところです。特に、前段で申し上げましたとおり、食の安全性は、山都町の生き残りをかけて、山都ブランドにて全町を上げて取り組むことといたします。また、この有機農産物は安全で安心な農産物であります。地産地消と食育への展開を学校、それから関係機関と連携しながら進めていきたいと思っております。

次に、山都町農産物への付加価値についてです。本町は、豊富な農産物がそろそろ好条件の割には、付加価値をつける6次産業化の取り組みが進んでいない状況にあります。物産館や観光施設等で加工品の製造販売等、独自で取り組みをされておりますが、当面は流通や製造技術等の情報交換と全町的な連携を図りたいと思っております。また、近年、国・県においても6次産業化の推進を積極的に行っておりますので、補助事業等の活用も視野に入れ推進していきたいと思っております。あわせて農産物の集出荷体制の整備も進めていきたいと思っております。

6次産業化では、山都町商工会では既に山都セレクトと称し、地域資源を活用した取り組みを準備中でございます。農商工連携の上、関係機関の支援により農産物も加えた販売促進につながるよう支援をいたします。

第4に、農業後継者の育成等です。国・県の就農支援策の利用はもちろんですが、企業感覚による農業経営者を推進いたします。企業の農業参入もある中、そこに就職し、農業に携わる道もあると思われまます。新規就農者としては、現在の農家の後継者育成支援を強化いたします。あわせて中核となる認定農業者などの個別経営体の育成も進め、地域の担い手育成を支援いたします。また、新規就農者定住のため、若者向けの山都町産木材を利用した町営住宅の建設ができないか検討を進めたいと思っております。例を申し上げますと、長野県の下條村では、独自の入居条件をつけるため、国の補助金を使わず村の単独事業で村営住宅をつくっております。家賃や町行事、消防団加入などの条件も考慮しながら模索してまいりたいと思っております。

次に、林業振興です。

木材価格が低迷している中、加えて後継者不足が原因となり間伐の遅れなどで管理されていない森林が増加し、これに伴って人工林のスギ・ヒノキなどは適正伐期齢が高くなっております。このため、二つある森林組合と連携し、造林・間伐・保育など適正な森林施業を進めます。このことで優良素材の生産が可能となり、林業所得へ結ぶように諸施策を進めます。また、荒れている森林や里山に侵入してくる竹林につきましては、現在、森林、山村の多面的機能発揮事業により、里山林の保全管理は資源として利用する活動内容で利用箇所を選定中です。さらに、林業振

興に資する新規機械施設の導入要望についても、随時掘り起こしながら補助事業等の活用可能性を探り、調整してまいりたいと思います。林業後継者の確保につきましては、森林組合の林業事業体の雇用拡大を図るため、雇用条件の改善、技術習得の場の提供など、県や国の指導を仰ぎながら積極的に進めたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長があんまりたくさん言われたんで、何が何やら後でわからんごとなってしまいました。非常に私も困惑しているところです。

今、課長が言われましたよね。一つ言えば、有害鳥獣駆除の食肉加工場。これにつきましては、本当に9月に上げたいということでございますけれども、再三言いますが非常に厳しい状況にはあると思います。そういう中で、町のほうからまた金をくれとか、そんなことがないように、十分精査して、経営体系の整備をどのようにするのか、議会において否決されないようなきちんとした計画を出していただきたい。ブランド化のことも言われました。山林のことも言われました。農業の振興について言われましたけれども、振興はせないかんですよ。振興せないかんてわかっとなります、私も。今度は具体的に、きちんとした方向性をやっぱり出すべきじゃないかなと、町長の考え方も含めて。それがないと、なかなか町民の人たちも——今、聞かれますね、この放送。多分、わかりにくかろうねと私は思いますけれども、また、今後、農業振興については明確に。例えば集落営農を推進されていますけど、今度、300万の予算で1カ所30万。とてもじゃないが、それでも地域は動かないです。1集落に30万やっても、研修旅行に一遍行ったら終わるぐらいのレベルなんです。ですから、本気でするなら、JAあたり、今、私たちの地域も、もう後継者がいないんですから。70歳の方が93%ぐらいいるんですよ。その中で、若い者はほかに仕事に行くと、その中で農地を守れ、集落営農をせい、ゆいとか手間がえをせいと言っても、ただで貸すって言うても貸さないのが現状なんです。そこ辺を、この荒れ地をどう動かすかということは、JAあたりと手を組んで、畑の持ち主に反当1万でもやれるような、そういう目先の見えることをやってもらわないと、とてもじゃないが形だけ言われても、もうめちゃくちゃですよ、これ。今、何とかせないかんと思えます。そこを、行政マンですので、建前論ばかりばっば言うちもろっとなっちゃ困りますんで、そこ辺をきちんと、今しかないと思えますんで、もう少し政策論だけじゃなくて、こういくんだという町の単独つくって、こんな町にしたい、こんな町につくり上げていきたいということをいつか聞かせてください。

続きまして、もう時間が。商工観光課長にも厳しいこと言わないかんと思いましたので、ちよっと急ぎますけど。

3番目に、国の制度事業、農地・水環境保全型支払交付金。中山間地域等直接支払等に加え、今、モデル事業として、山林の多面的機能支払事業が発足したわけですね。今後、農地・水保全対策交付金等が多面的機能支払交付金になって法制化されるわけですね。平成27年だったろうと思います。中山間についても法制化されるわけです。説明会があつて私も行きましたけれども、非常に書類が面倒くさいです。私たちの地域、70歳以上の人はパソコンも打ち切らん人が、計画書つくって言われてもむちゃくちゃな話はすんなという話になるわけだ。これが、交付金事業

として来ますので、地元が全部書類をつくっていかないかんわけ。私は、もうやめたというようなどころが出てきやせんかなと思います。これ、簡単に結構ですので、今、中山間地域が、どこ地域があるのか。農地水の地域がどこやっているのか。その補助金額、交付金額は幾らなのか、簡単に結構ですので総額と箇所数を教えてください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議員の御指摘どおり、非常に制度事業の変更があり、その変更に伴う名称等の変更もあり、住民の方々にはご理解しにくい部分があろうかと思えます。私も4月1日に参りまして、内容の深さももちろんですが、事業名を覚えるだけでも随分時間がかかっておりますし、まだ今も全部把握しているわけではございません。

今、お尋ねの件ですけれども、交付金事業の25年度の実績についてのみ御紹介を申し上げておきたいと思えます。

中山間地の直接支払事業でございますが、この事業、平成12年度から1期5年の3期目の最終年度にことは当たります。25年度の参加集落数が165、交付対象面積が2,567ヘクタールですね。それから交付金額が3億5,124万6,000円となっております。この事業につきましては、ここ数年、参加集落、対象面積、交付金額等の変更は余りないようです。

続きまして、多面的機能支払、旧の農地・水・環境保全向上対策事業というものですが、これにつきましては平成19年度から実施されております。ことしが8年目となりますが、参加組織数でございますが、こちらは25で自治振興区と同じような単位になっております。それから、交付対象面積が3,272ヘクタール。交付金額におきましては総額の2億飛んで453万1,000円となっております。こちら開始以来、面積、金額等の増減は余りないようでございます。

それから、環境保全型農業直接支援事業でございますが、これは23年度から実施されている化学肥料、化学合成農薬の使用50%削減と地球温暖化防止や生物多様性保全活動に取り組む農業者、こういう方々に出されるものです。25年度の実績につきましては、参加数が83名と八つのグループ108名の方が参加されております。交付対象面積は202.39ヘクタール。交付金額につきましては1,619万1,000円となっております。平成25年度の状況でございますが、夏から秋にかけてウンカが発生し、やむなく農薬を使ったという方がいらっしやり、最後には少し減ったということで、今後の変動については今のところ不明なところで。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、説明がありましたように、交付金事業で約6億程度ですか。これ、今後、地域の中に交付金として算入されるわけですけれども、地域の中で計画して実施しているわけですが、今度、法制化されますと、国の管轄の中で安定的に金が来る、それも増額して来るというふうに思います。そんな中、これをサポートする体制、行政側として、今、蘇陽総合支所も空き部屋があります。それと、清和総合支所にも空き部屋があります。地域の中にはまちづくりやべもありますし、清和資源もあります。こういうところは蘇陽のほうにはないんですけど、こういうのの中にそのサポート体制を整備して、地域をサポートする体制づくり。これは、非常

に私は今後大切じゃないかなと思いますし、そういう体制づくりをして、地域がやめたと例えば、竹原地域でも、私の地域でも、約4,000、5,000万来ているわけです。それをもう事務的にし切らんけんやめたと例えばそれは消えるわけです。消えたらいつの日かまた町はしなくちゃいけないわけです。そういうのに関して、今後、サポート対応をぜひとっていただきたいし、ぜひその強化を図っていただきたい。それで、皆が集合した中で、蘇陽総合支所あるいは清和総合支所の中、まちづくりやべの中で、情報を共有しながら、その制度事業を守っていく体制づくりが必要というふうに考えますが、簡単によかですか。課長、どうお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） はい。制度事業の事務サポートについてのお尋ねです。

後藤議員の御指摘のとおり、農地・水や人・農地プラン作成など、活動記録をつくったり、会計処理など、集落のリーダーの方々はもちろん、集落組織への事務負担は非常に大きいと思います。そのために、事務事業を農家の方から肩がわりするような制度も必要かと思います。これは先進事例として申し上げますが、新潟県の上越市が集落間の連携を促して農業を振興する地域マネジメント組織を設置し、行政OB等を事務局に置き、煩雑な事務負担を肩がわりするなど、市独自の振興策を推進したり、広域的なサポート組織を核とした中山間農業の再構築を図っております。本町におきましても、先進事例を参考とし、制度事業の推進を図りながらサポート体制の検討を進める必要があると思います。また、清和、蘇陽地区におきましても、非常に広いという御指摘もございましたが、それぞれあります各総合支所を利用し、また、矢部地区におきましては、小学校の跡地等の校舎を利用することも可能であると思います。人的サポートとしましても、県の職員、役場、それからJAの職員の方々、OBの方々を事務局として依頼することも今後考えられると思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひこれは実施していただきたいなと思いますし、きょう言われたことが来年の新年度予算に適切に入っていくか十分検証していきたいと思います。これらについては、言われたことを守ってもらわなきゃ何のための議会やらわけわからんことになりますので、ぜひ言われたことを本気で、小手先だけの操りじゃなく本気でやっていただきたい。

最後に提案しますけれども、農業をここに来てやってもらうということは、農業の資本的整備だけじゃ私はないと思います。ここで、山都町に来て農業をしたいというのは、住環境の整備が非常に大切なんです。子育てのことから、福祉のことから、景観のことから、そういうきちんとした、楽しい、明るい未来の見える町を構築すべきなんですよ。農業の資本整備ばかりにとどまらず、そういう社会資本の地域の整備。これがないと、ここに来て農業しませんよ。ちょっとお尋ねですけど、課長、子供さんいらっしゃいますか。

（自席より発言する者あり）

いいですか。個人的なことですので結構です。私、息子が今こっちにいますけれども、自分の息子と相談して、この町に帰りたいやと聞いたときに、いや、やっぱね、保育所問題がとか学校の問題がとか、いろいろな問題ば言われると思いますよ。そういうところをまとめて検証し

ていきながら、こんな町にしたいという町を、農業も含めて、やっぱり今後検討していくという必要があります。そうでなくちゃ帰ってきませんよ。ぜひ、やっぱり戻って子育てしたい、子育てしながら農業やりたいというような町形成に向けて、各課で取り組んでいただきたいと思いません。課長、ありがとうございます。

引き続き、議長、よろしいですか。

○議長（中村一喜男君） どうぞ。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、商工観光課長にお尋ねしたいわけですがけれども、商工観光課につきましては、町長が提案されている商工の振興につきまして、これにつきましては、私も大分商工観光関係は質問しているわけですね。その中で、3月の定例会の中でも、町長も課長も言われました。観光産業は裾野の広い産業で、さまざまな業種への波及効果は大きく、大変重要な産業であると位置づけている。果たして今、裾野が広がっていますか。なおかつ、いろいろところで波及効果があるというふうに言葉では言えますけれども、私も観光というのは裾野が広いんだなと思います。でも、単独施設だけを整備するだけで、私は裾野が広がってないというふうに感じているわけですがけれども、そこ辺のところの課長の認識をお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） お答えしていきたいと思えます。

今、観光は裾野の広い産業ということで、その理由とはということでございますけれども、観光にはいろいろな産業がかかわってまいります。人が移動することによって生産誘発効果や、それから、生産に必要な原材料、それから付加価値、雇用、そういったものが創出されますので、いろいろな間接的な効果が発生するというので裾野が広いというふうに発言したわけでございます。例えば宿泊に例えていいますと、宿泊がふえることによって食材の仕入れや灯油、ガス等の燃料の仕入れもふえてまいります。当然、農家や納入業者の納品もふえてまいります。その中で、雇用もふえていくわけでございます。そういったことで、経済波及効果が生まれるということで、経済用語で言いますと、産業連関分析という言葉でございますけれども、経済の構造や仕組み、そういったものを把握して、生産の経済波及効果等を試算する計算でございます。

それでいきますと、例えば通潤山荘で例えて見ますと、今、大体、約3億円の売り上げが通潤山荘でございますけれども、その仕入れとか、灯油、いろんな原材料、そういったものを試算していきますと、約2倍から3倍の効果があると言われております。山都町の主要観光施設であります通潤山荘、それから清和文楽館、そしてそよ風パーク、この三つの施設を見てみますと、平成25年の総売上が約7億5,000万円です。それで、雇用は約130人の雇用を創出しております。そういったことを考えますと、その経済効果は十数億円になると試算しても過言ではないというふうに思っております。単純な比較ではいきませんが、十数億円ということではいいますと、今、農業総生産のほうで、清和の高原のトマトに非常に頑張ってくださいしておりますが、そのトマトの総生産が約11億から12億というところで推移しておりますので、それからしますと、まだまだ商工観光の努力が足りないなというふうには感じておりますので、今後、こういった各施設の売り上げ等を上げていくことが商工観光課の務めではないだろうかというふうに思っております。

す。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長が言われた施設があれば、町内の事業あるいはその雇用、その場の創出は十分そういう効果が出るでしょう。私が考えている裾野とは若干違うわけなんです。町長が考えている裾野と私の考えている裾野が同じかどうかわかりませんが、私は、観光というのは単独的な施設の経営がうまくいっているとかいってないとか、それはいいんですよ。充実されるのも結構です。ただ、観光産業というのは人が来る、ここに来ていただく、そういう中での位置づけなんです。まちづくりの中で、例えば矢部町の中に道路整備しました。10億かかりました。道を整備しても誰も来ませんでしょう。そこは、行政の考える裾野の広いというのは、町が何を誇りに思っているのか。この町、観光施設があるけ、道ばつくれたけ来るとか、通潤橋があるけ来るとかいうのはごくわずかだろうと思いますけれども、観光に来るお客さんの基本的な考え方は、その町が誇れるもの、健康で安心な農産物があるとか、元気な年寄りがいる。本当にみんなが意気投合しながらいろんなイベントをやる、そういうのに、ああ、この町に行ってみたい。その中で、そこで食べてみたい、そこで観光農業があれば農業してみたい、そこで摘み取りもやってみたいとか、そういう町の方向性。こんな元気ない町、こんな元気な子供がいるというような誇れる町なら、私は行ってみたいと思うわけですね。そうすれば裾野が広がって、そこで波及効果が出てくるし、買い物もしてみたい、ここで物を買いたい。そうしたら、今度は契約される。この前言いましたふるさと納税の話も、そこでこんな物をもらえたら本当に健康でいいな、健康になった気がするような、そういう方向性が裾野の広いと私は位置づけますけど、課長の考えをお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） 議員がおっしゃるとおり、決して観光施設のみの充実に取り組むということではなくて、観光本来のよさ、山都のよさをPRしていくということが非常に大事になってくるというふうに思っております。我々として、今、体験型の観光。通潤山荘で言いますと九州脊梁を登山、トレッキングするための観光プランの作成であったり、ことしモンベル社——アウトドアの大手のメーカーでございますけれども、そのモンベル社とエリア契約をしまして登山、トレッキングを展開する、そういうお客様を呼んでくる、そういったことの取り組みをしております。観光は物見とか見物とか、そういったことでそもそも始まったわけでございますけれども、今はやはり、議員がおっしゃるように、そこに癒やしとか、そういったものを求めて来るわけでございますので、当然、山都にはいろんな安全・安心な食材、それから優しい人柄の人たち、いろんな自然、そういったものがございますので、そういったことをしっかりPRしていかなければならないというふうには十分認識しておるつもりでございます。

きのうの吉川議員の紹介もございましたけれども、通潤橋の前の田んぼで、JAと商工会青年部との田植えのイベントがございまして、その中でお茶やクリ、イチゴ、トマト、そういったものの農産物をPRしていただいたりしておりますけれども、そういった活動、それから白糸大地の皆さんの自治振興区の女性部のほうでは、グリーンツーリズムということで、白糸大地のよさ

を知っていただくために、農村と都市の交流ということで取り組んでいただいております。そういったところで、そういった支援を観光課としてもしていきたいと思っておりますし、そういう具体的なことについて、一つ一つ取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 町の総合計画等もあるわけですがけれども、町の総合計画に基づいてという話がちょこちょこ出てくるときもあります。そういう中で、町をつくると。町をどうにかしようというときは、観光課は観光課のみならず、農業は農業のみならず、各課の皆さんが連携して、10年後にはこんな町をつくりたい。それが観光振興にも農業振興にも後継者対策にも私はつながるんじゃないかなと思いますし、農業の問題を振り返れば、住宅地の整備、まだ若者の住宅整備できてないとか、いろいろありますけれども、そういう全てのことを網羅していきながら町全体の像、10年後高速が来るまでに、その像を町長含めて皆さんと一緒に、こんな町をつくりたいというような姿を町民にわかるように提示しなくちゃ、何に向かって努力していいのかわかる。若者職員、新規採用の人もたくさんいらっしゃいますよ。私たちはこんな町をつくろうと思うとるけんおまえたちはいいアイデア出せというような言葉が出て来ないと思うんです。観光観光ばかりで、お客さんが何人来たよかった、悪かった、上がった、下がった、エレベーターじゃないんだからそういうことを考えるんじゃないかと、こんな町をつくりたいということをぜひ頑張ってもらわなきゃいけないのかなと。商工観光課長におきましては、観光客が相手ですので、非常にスピード感を持たなきゃいけないというふうには思っております。課長の考える問題も多々あるかと思っておりますけれども、自分たちの考え方のみならず、企画課と産業課、福祉課、学校教育課あたりとの連携をとって、総合的に町を、こんな町にしたらいんだろうというような企画をぜひ持っていたきたい。

私、今回、本当は企画課長から福祉課長、学校教育課、全部の課にお話を聞きたかったんですけども、きょう、二つの課の課長さんにお話を伺いましたが、今後、9月、12月に向けて、いろんな課長の話聞きながら、言われたことが次年度の当初予算に計上されて、町長の提案理由がきちんと予算にリンクしているのか、そういうことを検証していきながら町の方向性を見定めていきたいと考えております。

再三再四言っておりますことで、最後になりますけれども、通潤橋周辺の整備はもう3回ぐらい言いました。一向に話が見えないし、通潤橋の前に体育館はどうするのかという話もまた聞かれません。また、蘇陽病院の跡の話も聞かれん。今後どんどん追求して聞かにかんかなと思っておりますけれども、せめて質問した私ぐらいにはこぎゃんばいという話ぐらいしてもらいたいなと思っております。当然、商工観光というのは、通潤橋については、特に商店街の活性化に非常につながります。ぜひそこ辺のところ、高速が来る前にスピード感を持ってやってもらいたいんですけど、課長の考え方をお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、榎林力也君。

○商工観光課長（榎林力也君） 今、企画のほうで音頭をとっていただいて、各課の係長、それから課長、関係者が集まって、高速道路が開通したときに向けて協議を進めているところです。

インター周辺の地図を眺めながら、どういった形で整備していったらいいのかということ、今、論議をしているところです。当然、通潤橋の周辺、それから浜町商店街はそのキーとなるところでございますので、一番議論になるところでございます。役場だけではなくて、商店街の方々にも、この浜町の旧浜町会館の拠点施設の整備事業に当たっては、何回となく会議も進めてまいりました。その中で、商店主の皆さん、それから若い商店の後継者の皆さんも、やはりいろんな熱い思いを持っておられます。そういった方々の意見をしっかり酌み取って、企画のほうにも提案していきたいと思っております。観光でいいますと、観光は、今まで私は光を当てることだと思っておりましたけれども、国の光を観ること、要するに察する、知ること、知っていただくことだということで教えていただきました。つまり、山都の誇るすばらしい自然や食べ物を、しっかり皆さんに食べたり、体験していただいて、そのことが、観光・定住という言葉もありますけれども、後々住んでいただくとか、そういったことにつながっていければと思っております。昨日の一般質問でも、藤川議員のほうから御指摘・激励をいただきましたけれども、商工観光課も商工係と観光係と分かれておりますが、打ち合わせをしっかりとした上で、課全員で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 大変前向きな意見をいただきました。言葉にとどまらず、これが十分に実施され、きょうの話は皆さん聞かれておられますので、本気でやっていただきたいというふうに考えております。きのう、藤川議員のほうからお話がありましたけれども、やっぱり皆さん方は、国で言うなら課長は大臣ですので、あなた方の腕にかかっていますよ。期待していますから裏切らないでください。ぜひ力を込めて町をつくりましょうよ。私も協力します。みんな協力する意思は持っていますので、ぜひこそこそせんでがちっといきましょう。それこそ、山都の将来を担う元気な課長があつてからこそ私は元気な町が生まれると。こそんこそんこそんこそんしよったっちゃつまらんですよ。ばちっと夢を語って頑張っていきましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） おはようございます。5番議員の藤澤和生です。

6月定例会一般質問者、最後でございます。よろしくお願いを申し上げます。

6月2日に九州北部地方は梅雨入りという宣言がございました。それから多少なりと雨が降り

ましたけど、きのう9番議員さんもおっしゃられましたように、大体田植えは済んでいるところがほとんどだろうと思いますけれども、けさ、ゆうべちょっと雨が降りましたもんですから、ちょっと早目に起きて、私の近所も植わつとらんところがございましたので、見てみますと、やっぱり水が足りません。聞くところによると、清和地区で何カ所か雨不足で田植えができてないところもあるようでございます。災害の起こらない程度の雨が欲しいところだと思います。

話は変わりますが、きのう、1番議員さんからの質問の中で、教育長が女子サッカーのことをちょっと申されましたけど、私も一人皆さんに御紹介したい人がおりますので、おつなぎをさせていただけたらというふうに思います。

7月5日、6日、日本武道館で開催される全日本学生剣道選手権、これは個人戦でございます。それに伴って東西対抗戦がございます。これに山都町の矢部中卒業、小学校は洗心会ですかね、そこらあたりで修行された方が出場されます。非常に名誉なことでありまして、東西対抗は名古屋から東のほうを東軍、名古屋から西のほうを西軍と言われて、15名、15名の勝ち抜き戦でございます。そういうことを考えてみますと、今、大学3年生ですけども、非常に大学あたりは、剣道部あたりが物すごかですね、人間あたりが。その中で、西日本代表として15名の中に矢部中出身の方が行っていらっしゃるちゅうことが非常にうれしく、活躍を期待したいと思います。皆さんもぜひ応援をしていただけたらというふうに思います。スポーツ新聞あたりじゃよく出てくるんだと思いますけれども、普通の、熊日さんが見えませんが、そこあたりでなかなか出てこないやなかろうかという気がいたします。

もとに戻りますが、今回は四つの質問を予定しておりますので、時間が余るようでございましたら、執行部のほうもゆっくりと丁寧に説明をしていただくと。もう時間がないようであれば、簡単に、ひとつ回答をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 初めから、非常に職員の方々には頭が痛い問題じゃなかろうかというふうに思いますけども、今、我が町を考えてみますと、非常に高齢化が進んでいると。いろんなところでお年寄りの方々と話をする中で、長男さんはどうされとつですかねと、いろいろ話の中で聞きますと、よそにいとると、市内にいとつとか県外にいとつて話をよう聞きます。その中で、仕事があんならな、近くでよかつばってん。そういう話をよく聞きます。その中で、あえて一般質問の中で取り上げましたのが、職員の定年退職後の再雇用について、これについてお伺いをさせていただきますが、普通60が定年だと思います。ただ、国のほうで、公務員もしかりだと思えますけども、民間企業あたりも65歳定年というのが非常に叫ばれておりますけど、なかなかそこらあたりが定着していないのが現状だろうというふうに思います。ただ、その中で、公務員の方々が60歳で定年というのが非常に、長年御苦勞願ったわけでございますけども、私たち民間に言わせれば、非常に安定した収入を得て今まで来ておられるというようなことを感じております。それで、また60歳以降に再雇用というのはいかがなものかと。勤める気持ちがある人の門を閉ざしとるんじゃなかろうかという気持ちもしております。

それで、まず、そういう部署あたりで足らん部署があったなら、人員も削減されておりますよ。臨時をやたら入ると同じことでもんね、正直言うと。ただ、基本給と金が違うだけの話であって。公募でもされて募集がなかったなら、そりゃ再雇用ちゅうことも考えられんこともないでしょう。ただ、公募も何もなかで、私は全然知らん中で再雇用されとつとだろーと思いますので、そのシステム、制度というのはどういうことになつとるのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま職員の定年退職後の再雇用についてということで御質問をいただきました。まず、制度、それから手続き等、これについてお答えしていきたいと思えます。

今回の再任用制度、これは議員が冒頭におっしゃいましたように、高齢化社会が大変進行しております。この社会に対応するために、高齢者の知識・経験、これらを社会において活用していくという高齢者雇用の推進とともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携によって支えていくことができるようにしていくというものでございます。具体的には、公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴いまして、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図るために、定年等により退職をしました職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員について再任用を行うというものでございます。これは、昨年3月に国家公務員の雇用と年金の接続についてということで閣議決定が行われております。地方公共団体においても、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請があったものでございます。手続としましては、これは選考の方法によっております。再任用を希望します職員から、再任用の意向申出書というものをこちらからとります。再任用を希望する職員について、有する資格ですとか、現役時代の勤務実績、それから希望する職種、そして再任用して充てようとする職の責任の度合い等々、総合的に勘案して選考を行うということにしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、退職後の年金の話がございましたけど、これは民間もそうですけども、私たちぐらいの年から、64歳からだったと思いますけど、保証という形をとるためには前もってそういうことはわかるとるわけなんですよね。今の選考、雇用の確保出ましたけども、皆が皆再雇用ちゅうわけじゃないということはわかりますけども、制度もそういうような形ということは理解を申し上げますけど、やっぱり60歳も働くというなら、そのうちに65から年金は、共済年金ですか、それをもらえるちゅうことはもう初めからわかるとるわけなんです、その間に、退職する前の間にいろいろとそこらあたりのことを考えていただいているのが私は本当だろうというふうに思います。都会あたりで雇用の場が非常に多いとか、そういうところがあれば考えられなくはないと思いますけども、働く場所がだんだん少なくなっているところによって、公務員制度でそういうことが決まるとるようなことを言われても、そりゃ上からの言葉はしゃんむり聞

かんでいいと私は思いますよ、正直言いまして。先ほども言いましたように、公募していただいて応募がないなら仕方ないにしても、私はこれはいかかなものかというふうに考えます。それはそれとしまして、再雇用された人数は今のところ何人この山都町におられますですか。その辺のことをお知らせください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 再雇用されております人数につきましては、平成26年度におきまして8名でございます。内訳としましては、主に小中学校の調理師、これに6名。それから一般事務2名となっておりますが、先に申し上げました調理師につきましては、従前より定年年齢を超えて改めて採用していた者でございます。本町においては調理師という技能労務職として確保する必要があるため、従前より再雇用を行っている者でございます。あとの一般事務2名につきましては、今回の年金の支給開始年齢引き上げに伴います再任用者ということが言えます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今の調理師が6名という話が出ました。一般事務が2名ですね。今、非常に学校の子供さんの人数が減つとるですね。これにまた正式に採用すると抱え込まないかなというような格好でこういうことになつとると思うけども、先ほど言いましたように、何回も言いますけど、ここらあたりを、働きたいという人がおるかもしれん、山都町に。正直言いましてですね。そこら辺のことが、私はどうも、働きたい人がいるにもかかわらず門を閉ざしとるというような気がいたします、その辺がですね。実際に、私は直接本人さんにも聞いたことがありますよ。もうどんこんですね、もうやめようたつとですたい、もう定年したけんって。ばつてんお願いさせしようがなかですもんねちゅう話も聞きますよ。そういうようなことば言つとつとですよ。一つ、学校の給食関係なら、私は前々から思つとつたんですけども、これは給食センターあたりはできんとですかね。今は子供さんもずっと減つとるし、各学校の給食センターも、非常にスペースあたりも狭うなつとつとしますよ。しゃんむり新築とか何かせんでも、ちよつと大きなくこの学校で、調理場が広いとこなんかに集約して給食センターをつくれれば、人数も人員も少なくて済むじゃないですか。ただ、配送問題がいろいろ引かかる可能性がありますけど、その辺のお考えはどうですか。これは教育委員会になつとつかな。

○議長（中村一喜男君） 通告外ですので。

○5番（藤澤和生君） いやいや、議長、そう言われても、通告外で、この中のあれをいちいち通告するばつてん、皆、べらり書いて通告するもんがあるもんかいた。その辺がおかしなばいた。その中の一つで引き出して言いよつとじゃなかですか。そういうことで答弁お願いします。通告外だけんでけんということですかね。ならやめますよ。関連しとつじゃないですか、その辺な。関連しとらんかな、それは。関連しとつじゃないですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 前段おっしゃいました調理師の件でございますけれども、議員のほうから御指摘ありましたように、年々調理師、小中学校等の統廃合ももちろん視野に入れてい

かなきやなりませんけれども、保育園の統廃合のこともございますので、そういったことも考え合わせながら再雇用、再任用を行っていくということにいたしておるところでございます。後段のお話につきましては、また別途検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） ただいま給食センターのことについてお尋ねをいただいたと思います。

今、山都町では小学校が七つ、中学校が三つ、全て単独校の方式でやっています。食べる物をつくる場所から、そしてそれを収穫して、学校でそれを調理していく。家庭もそうなんです、食教育ということも学校の教育活動の中に位置づけて、給食もその大事な一つの、食教育の一つの活動として取り組んでいるところです。ただ単に食べるだけでなく、その食物ができていくこと、そしてそれが私たちの生活の基本になっていることを捉えながらやっています。そして、食材の調達に当たっても、地産地消を基本としながら、地元でとれた野菜、お米、そういうものをできるだけ取り入れてやっているとあります。

今言われました給食センターについては、議員のほうからもありましたように、それをつくれば確かに職員数を減らすことにもなるかもしれませんが、それともう一つ、調理職員の福利厚生にも役立つ部分があるかというふうに思われます。今ある施設を使うということではありますが、改修が必要になれば、働きやすい職場もつくっていくことができるかもしれません。

もう一つ、今度はデメリットといいますか、不都合な部分としましては、各学校が山都町は離れているということがあります。それには、配送するための配送車とか、それを運転する人、それとか配送するための器具、こういうものが新たに必要になろうかというふうには思います。食事の重要性とか、喜びや楽しさ、そういうものを給食を通して学校の中では教えているところがありますが、その点から、今現在においては今の単独方式を引き継いでいくほうが、現段階においてはよいのではないかというふうに考えられると思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） よくわかりました。食教育とかいろいろおっしゃられました。当然のことだというふうに思いますし、今後、ぜひそこらあたりも含めたところの検討をしていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に進ませていただきます。

2番目に、太陽光発電事業についてお伺いをさせていただきますが、個人的に太陽光発電をするというような話も聞きますし、しているところもかなりあると思いますし、各集落、地域でもそういうことをされているところは見受けられます。それで、現在どのような設置状態になつてるのか、山都町ですね。その辺のことがおわかりならば教えていただくなりと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お疲れさまです。新エネルギー関係の担当を企画振興課でやっておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

太陽光発電のためのソーラーパネルにつきましては、今、至るところで設置されているのはごらんのとおりでございます。屋根だけではなくて、農地、それから原野、山林の造成、そして遊休地というところでもかなり広がっていると思います。現在掌握しておりますメガソーラーという大規模な物を含む10キロワット以上の事業用発電が23件。工事中もしくは未確認を含めると、総数で31件を把握しております。事業用ソーラーにつきましては、規模が大きいため法的手続が必要という分がございます。また、固定資産税の課税対象になるということで、その範囲で把握している件数でございます。また、10キロワット以下の家庭用太陽光発電。これは一般家庭の屋根を利用した発電でございますけれども、また、遊休地を使われている場合もございますが、こちらにつきましては町に対する届け出義務などはございません。また、相談義務もございません。もしくは私有財産の活用ということでもありますので、具体的な設置状況を把握できておりません。

しかしながら、町では、住宅用太陽光発電システムの設置補助金というものを用意しております。これは住民環境課のほうで補助事業を行っておりますが、これが平成21年度以降で総数118件交付の実績がございます。具体的に申し上げますと、メガソーラーにつきましては、これは1,000キロワット以上の発電でございますが、現在稼働しておりますのは島木の水増地区の水増太陽光発電所、それから井無田の清和高原メガソーラー発電所の2カ所になりまして、こちらにつきましては、県と町と事業所と協定を結びながら、事業の展開を見守りながら現在稼働中でございます。それから、現在法的手続が必要なものは、大きく農振除外や農地転用という二つの申請がよくありますが、申請が終わっているものが5件、申請縦覧中であるものが6件の計11件。それから、農地転用が自己転用とか所有者移転がありますが、こちらが4条、5条を含めまして計8件という現状になっております。また、林地開発、森林法に関係するものがございますが、今回こちらのほうは把握ができておりませんので、また今後調べていきたいと思っております。

再度申し上げますと、事業用の太陽光発電が31件、家庭用太陽光発電が118件という把握をしているところでございます。町内で太陽光発電をしたいという個人のみならず業者からの問い合わせが今頻繁にあっております。これにつきましては、今申し上げました農地法、それから農振法、森林法、それから文化財保護法というのもございます。それに私どもの町で定めております景観条例、こういったものの手続や届け出が必要ですので、遵守を要するものでございますので、その都度遵守の指示を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、いろいろ固定資産税ちゅうのも話に出ましたけども、土地あたりに関係するのは、当然固定資産税はかかるというふうに理解をしておりますけども、ソーラーパネルを屋根の上につけた場合のこの辺の税金はどういうことになりますかね。その辺のことをもうちょっとお聞かせいただかなばと思いますし、ついでに、今、いろいろ言われましたけども、町からとかよそからの助成は其中でどのぐらいあるかなと、その辺も引っかけましたので、できましたらその辺も含めてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） おはようございます。

税務課としては、固定資産税として償却資産税がかかります。これが、評価額の形から毎年減価償却をしていくわけですが、17年で償却いたします。それで、評価額に対しましての1.4%が税となってきますので、毎年その分は下がってくるということでございます。一応、10キロワット以上に対しては事業として見ておりますので、当然償却資産としてカウントいたします。屋根の上に乗っておる家庭用の発電につきましては、それは家屋として見ておりますので、家屋での評価額となりますので、そこあたりは分けて考えております。ちなみに、10キロワット以上につきましては、最初の3年間につきましては3分の1の減額というか、控除が特例措置として、法的に軽減されるようになっておりますので、そこらあたりが安くなっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 補助金についてのお尋ねですが、現在、先ほど申し上げました町の補助金につきましては、1キロワット当たり2万円、10万円を限度ということで、先ほど申しましたように、こちらは住民環境課を窓口として予算の範囲内で交付している状況でございます。県・国も補助金を用意しておりますが、これにつきましては毎年減額、もしくは廃止というのがありまして、本日現在最終的な確認をしておりますが、これまで補助金は確かに国の財団を通してとかいうことでしたが、随時、国の補助金については廃止であったりと言っている話は聞いているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） そこで、提案にもなるかと思えますけども、山都町は544平方キロ、広大な面積を所持しておりますね。その中で、町有の休用地とか休閑地域、放置されているところがかかなりあるような気がいたします。旧学校のグラウンドあたりも、地域で使われる分もあるかと思えますけど、そこら辺に公募をして、町にとって最も有意義な事業者を選定して貸し付けるということはできないものかと。景観の話もいろいろあろうかと思えますけども、空の上からだったら景観とかなんかは感じられるかと思えますけども、非常に山林が生い茂つとる中で、景観も何もそこら辺な関係ないというような気もいたしますけども、そういうことのお考えはないのか、あるのか。町長にこの辺はお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） この太陽光を含んで、自然再生エネルギーというのは、活用というのは町の施策であると私は思っております。そして、原発以降、これは十分取り組んでいかなければならない部分だというふうに思います。先ほど課長のほうから申し上げた法令の遵守というのももちろんでございますけども、環境面にそぐわないようなところではどうかと思えますけども、できるだけ可能なところについては取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、そういうふうな事業者があれば紹介もしておりますし、その辺の考え方でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、町長から前向きな言葉を聞きましたけども、よその行政のところでも、そこら辺をやっているところもあるわけなんですよ、実際に。そういうことを考えてみますと、ぜひそこあたりを公募していただくといろいろな業者がおられると思います。それで、一番山都町にマッチした有利な事業者を選ぶということは当然ですけども、そこあたりをしていただいて、少しでも税収がふえるなという思いで、提案という形で上げさせていただきました。そういうことをよろしく願っていたと思います。

次へ行きたいと思います。3番目の移住、定住促進。これはもう、きのう、きょうもいろいろな方から話がありましたけども、私も、きょう、少し早目に起きまして、先ほど言いましたように雨がどのくらい降ったかなと思って水田を回って、町道に入ったらちょうど通学途中の小学生と会いまして、須原地域ですが、数えてみたら19名通学をしておりました。私がとまって、あんたどこどこかいて。19名というびっくりするような数だったからですね。和の杜というのが須原地区にございます。上が10名、下が7名、そうすると私の本部落が2名の計19名であります。そういうことを考えると、若い者が住んでいる住宅ちゅうのがいかに大事だろうかということを思いました。19名ですよ。今、清和地区の各地域も、小学生一人おらんとこもどれだけでもあつです。その辺の活性化を得るためには、確かに住宅というのが必要だなと、私は改めて認識をさせていただきました、本当ですね。最終的には人口によって交付金も違うという話もあります。これは当然のことだと思います。まず、そうするためにどうするかと。この前も私、予算のときに言うたことがあるけども、米生の3名の家族の方が離れて寂しいというようなことを言いましたけど、非常に残念なことであると。定住、移住にしても、よそと同じような条件とか支援制度ととっても来ないわけですよ。そりゃもう、市内とか近いほうにしか行かんですもんね、正直言うと。特別によそと違うような支援制度とか、いろんなことを移住者向けに発信せにやいかんと思う、その辺が。そうせんと、もうずっと人口も減る。毎年、私、思うんですけど、今、亡くなる人たちもしょっちゅう防災無線とであるようですけどね、前は300名ちゅうたら、恐らくもう350人ぐらいになつとるじゃなかろうかと。生まれる人、子供さん、100名というところが今はもう80何名ぐらいですかね。そうするともうおのずから人口が減る。全国的にそうですけども、歯どめをかけるためには何らかの施策をせんことにはとまらんわけなんですよ。そういう形で減るならば、よそに行つとる人に地元に戻ってもらうか、よそからの移住者を受け入れるほかに手はないと私は思います。そういう格好で、特別なこと、恐らく同じようなレベルのものじゃなかろうかというふうに思いますが、定住者向けに特別なことをされているか、支援制度と両方ひっくめてでよろしいですので、その辺のことも御説明いただくならと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えしたいと思います。

高齢者問題、人口減の問題につきましては、今議会でも、以前からも、急速な人口減に対する懸念の声は大きく上がっております。移住、定住施策につきましては、町長の3本柱に関係する大事な政策だと思っております。

移住者、定住者向けに特別なことをされているのか、もしくはその支援策はということで、一

緒でよろしいということですのでお答えしたいと思いますけども、移住、定住につきましては、外部からの移住者受け入れと、それからもう一つは後継者の定住対策と二通りあるかと思います。企画振興課では、もちろん後継者のことも重々やっていますけども、今、町外者の移住施策について主にやっている部分についてお答えしたいと思います。

まず、本課には移住、定住の担当者を置いておりまして、相談の窓口を開設しております。問い合わせがあった場合は聞き取りシートを用意しまして、個別の相談を受け付けると。一人一人御事情が随分違います。さあおいでくださいと言って言うものではなくて、いろんな思い、いろんな考え、いろんな生活環境の中でおいでになります。農業をやりたいという人から、老後の生活をしたい、いろんな意味がありまして、一人一人の聞き取りを行っているところでございます。

また、空き屋調査でございますけども、今、町営住宅、若者住宅のお話はもう随分いろんな御意見をいただいておりますが、私どもとしては、各集落に目立ちます空き屋について調査をしながら来ておりますが、およそ5年間隔で実施しております。今回も、4月の区長会議の折に区長さんに改めてその後の調査についてお願いしたところでございます。空き屋につきましては、数を拾うだけでは全く動きませんので、今、非常勤の定住支援員を置きまして、実際に調査した家屋の現地、それから所有者との賃貸、もしくは売買の意向を確認、それから移住希望者がありましたらその方へのおつなぎという形でやらせていただいております。これがケース・バイ・ケースという部分でございます。

それから、もう一つは、昨年度から始めました短期滞在施設の貸し付けでございます。蘇陽病院の医師住宅の跡地を最長1年間ということで貸し付けておりますが、現在満所の状態で、まだまだ足りないんだというのが実感でございまして、途中の入れかわりも随分ございますが、そういった意味では、こちらに来ていただいて、地域の様子、それから仕事探し、もしくは住宅探しをやっていただくために、最長1年間の短期滞在の準備をしていただくということを目的としたものでございます。

先ほどから、議員のほうから御指摘がっております部分についてですが、現在、山都暮らし人交流サイトというのを開設しております。これは何かといいますと、移住者が移住を決断される、判断されるときには、単に飛び込みではございませんで、事前にしっかりと調査をされたり、もちろん現地へおいでいただくということが必要でございますけども、町のホームページの情報とリンクさせながら、一番関心があります町の風土、自然環境、それから子育て、教育環境、それに医療環境、交通、それからもちろん買い物というさまざまな条件がどうかということを事前によくお調べになります。こちらの情報を移住者向けに集約したいという考えで、こういうサイトを設けました。さらに、地域とのかかわりがこういう田舎では大変重要なことになります。そういった意味では、地域の活動がわかるように、さまざまな地域の、例えば自治振興区のホームページをつくっていただくとか、地域の活動をやっている個人の活動でもグループ活動でも結構です。商店でも結構だということで、オープンにできる、地域の様子がわかるサイトを準備したということでもあります。

先ほどありましたように、他の自治体では、移住者向けに、住宅を建てた場合などにかんりの

額の支給をされているケースもございます。ただ、余りに高額の場合、財政的には長続きはしないだろうというふうに感じるところもございます。移住者といろんなお話をする中で、自分たちは100万円もらえるからここに来たいと思ったのではなくて、山都町が魅力的であること、それから暮らしやすいところであること、それからかかわってくれる人たちがいるということが判断条件になるんですよと、そういう施策に取り組んでほしいということは、よく移住を实践された方からはお聞きすることがございますので、やはりそういったソフト面についても重視していくべきだろうというふうに思っております。また、集落維持を考える場合に、住宅も必要ですけども、集落の空き屋に1世帯でも2世帯でも入っていただくことが、集落維持の根幹にかかわる部分に大きく寄与する部分があると思いますので、各地域においても、移住者を受け入れる体制づくりとか、もしくは賃貸、売買ということでやっていただけないか、各集落地域に対しても働きかけをしていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、支援体制でございますけども、こちらにつきましては、本年度予算をいただきましたが、空き屋改修事業を予算化いたしました。これにつきましては、賃貸が可能、もしくは売られるという方に対して、最高50万までの補助金を出しましょうということでございます。これにつきましては、住宅の改修以外に家財の——家財がよく残っておりますので、家財の搬出についてもオーケーだということで、本年度用意しました。さらに、短期滞在施設の貸し付け事業につきましては先ほど申したとおりでございます。

そのほか、先ほど申しました山都暮らし人サイトに記載しておりますけども、一般住民向けも含めて現在紹介しておりますのは13の支援事業でございます。今申しました短期滞在施設の貸し付け、空き屋改修のほか、生活環境として一般住民にも行っております浄化槽とか、先ほどの太陽光発電の補助事業、生ごみ機の補助事業、また、起業に関しましては、本年度からいただいております商店街の改修で起業される方向けですね。それから、もちろんYOU&YOU事業もそうですし、子育て支援につきましてはいろんな医療の補助も15歳までは無料であるとか、そういうことを網羅して、計上しているところでございます。また、農業関係につきましては、町のホームページにも載っておりますけども、農機具のリサイクルも紹介しますよということで載っておりますので、総合的に、移住者のみにかかわらずの支援事業ではございますけど、13事業を紹介しているという現状でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、支援制度あたりも御説明いただきました。その中で、空き屋の調査を今言われました。これ、非常に重要なことだろうと思えますし、賃貸がでるか売買がでるかですね。その中で一つ私が思うのが、トイレはどういう状態のトイレなのか、その辺もちょっと組み込んでいただいて。よそから来られる方は、特にトイレが一番のネックになるんじゃないかと思えますし、ただ空き屋がどれだけあるかじゃなくて、中のトイレはどういう状態なのか、そういうことも調べていただいて、載せていただくというのが非常に重要なことだというふうに思えますし、私も空き屋対策は、売買でできることなら投資をすることも必要かというふうに思います。後で金を生む、税金の対象で山都町に税金を落とさせていただくということになれば、あ

る程度の投資は必要というふうに思いますので、その辺も踏まえて考えていただきたいと思えます。

それと、よそでは移住者向けの情報誌等もございますね。その辺のことで、私、ちょっと見たんですけど、住みたい田舎ベストランキングというのが——御存じだろうと思えますけど、その中で、大体7部門で、70項目のアンケートを各自治体が出してそれを選ぶという格好のものだそうなんですけども、第1が、自然環境がよいと。当然田舎ですけんもちろんそうですよね。そうすると、移住者歓迎の度合い、その町の。移住者歓迎の度がどのぐらいのあれかというのと、3番目が移住者支援制度の充実度。4番目に子供が出てきます。子育てのしやすさ。これが4番目に来ています。5番目が老後の医療介護体制。そういうようなことを含めて、各自治体が自己採点すると、アンケートを実施して。そういうことがあるようでございます。住みたい田舎ベストランキングですね。その辺も含めて、少しでも、今、広大な農地が、せまちがいいところならどうか皆がつくったりできるんですけども、もうちょっと、山田あたりに行くとなんか非常に多うございますし、そのあたりをつくってもらうちゅうことはなかなか難しいと思えますけど、そのあたりが少しでも解消してくるような施策も必要であるし、農業委員会等もいろいろ調査もされておりますし、非常に難しい面もございますけども、先ほど言いましたように、一人でも人口がふえて、少しでも活性化するような町になってほしいと思えますし、課長の皆さん、皆、優秀な方ばかりでありますし、皆全員で、先ほど4番議員も言われましたように、いろいろな意見を集約して、すばらしい山都のまちづくりをしていただきたいというふうに思えます。

次に、最後に行きたいと思えます。

4番目です。米作農家の現状はということで、いつも私は思うんですけども、水田が畑なつとでくるようなところがあるなら非常によろしいんですけども、田んぼにハウスを建てて野菜づくりもなかなか高齢者が多い中で難しいということもありますし、高齢の方々もせまちがいいところの田んぼ、水田ならある程度つくられると。ただし、ちょっと手が要るとこなんかはもうつくらんがよかばいというような形で、後継者もおらんからということになってきよるですね、今。それで、米を主体につくっている農家さんもたくさんおられます。有機農法、アイガモ農法とか、米1俵が少しでも高く売れるような努力をされております。そのことは非常に大事なことだろうと思えますが、なかなかまたこれが、年齢がかさむと田んぼもつけれないような状態になってきやせんかということで、いろいろ考えてみますと、先ほど4番議員さんの中で、中山間地域等直接支払の戸数とか何かは聞きました。戸別所得補償の話もございました。もし4番議員さんの中で不足していることがございましたなら、あえて私が何々とは言いませんので、御説明をしていただけたらと思えますがどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 藤澤議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

重なるお答えになるかと思えますが、まず、戸別所得補償と中山間地域等直接支払に加入している戸数等の詳細をもう一度おつなぎいたしたいと思えます。

まず、戸別所得補償に加入している戸数でございますが、25年度の実績で参加戸数が、これは

申請者の数でございますけれども、延べ2,779件でございます。これは1軒の農家で直接支払交付金を直接受領する人もいれば、転作作物だけについて交付金として受け取る人もおります。また、この制度の中で二毛作をするなど、重複して交付されている農家等もあるため、実数とはちょっと違いますが、延べで申し上げておきました。先ほど申し上げましたように、交付金の総額は2億5,100万円程度になろうかと思えます。

事業の概要でございますけれども、現在の事業名は経営所得安定対策と申します。後藤議員さんのときも申し上げましたが、減反政策でございます。これが平成23年度に農業者戸別所得補償制度に導入されました。これは政権交代により、平成25年度から経営所得安定対策に名称が変更されたということであります。それと、先ほど米の直接支払交付金の中で後藤議員さんに申し上げたんですが、1万5,000円の単価が半額の5,000円というふうに申し上げてしまいました。7,500円の間違いでございますので、申しわけございません。

それから、この事業につきましても、申し上げましたように29年度で終了ということで、米の生産調整はやめますけれども、終了に応じて支援交付金は29年度まで交付されるという状況になっております。それと、中山間地の直接支払に加入している戸数等を申し上げておきますけれども、参加農家戸数が2,614戸。矢部地域で1,615戸、清和地域が540戸、蘇陽地域では459戸ということで、取り組み、協定をする団体は165団体ありますが、そういう団体からこの数の参加農家戸数が出ているところです。交付金の金額も先ほど申し上げましたけれども、3億5,000万程度、集落協定を結んでいるところに出ているところです。制度の概要はもう御存じかと思えますけれども、農業生産条件の不利を平たん地と補正をする観点から、平たんあたりの別、それから農地の傾斜において金額を交付しているところであります。平成12年度から1期5年間ずつ実施されておまして、平成26年度は第3期目の最後の5年目に当たります。27年度からの4期目以降も継続されるであろうという報道がっております。ただ、まだ国からの正式な通知はあっていない状況です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 減反対策、補助金等々いろいろ考えることもありますが、今、農業をされている人は、野菜農家が非常に、収益も8桁農業とか言われますよね。水田はある程度の面積を確保せんからには、もう経営的にはなかなか厳しいものがあるということを私たちも実感しておるわけでございますけれども、8桁農業を目指すためには非常なる苦勞がございます。最低農繁期だったら12時間労働、そこあたりもされておまして、非常に労力的にも厳しい面がございますし、かといって稲作農家がどうのこうのちゅうわけじゃございませんけれども、一つの区切りとして、田植えが終わったならある程度余裕があるというようなことだろうと思えますし、今、山都町の農業生産高も全部含めて農業生産高がどのぐらいで、米が占める割合、これも数字がわかりましたならちょっとおつなぎしていただけたらと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 農業生産高と、それから米作が占める所得の割合についての

お尋ねだと思えます。

これは、平成22年度の農林業政策の統計数値からお答えいたしますが、農業産出総額が70億円となっております。うち、米の産出額が15億7,000万円。農業産出額の22%ということで統計上となっております。ちなみに、農業産出総額の内訳を申し上げますと、耕種作物、いわゆる水稲とか、野菜とか、果樹とかいう分を含めたものが49億7,000万円で71%になります。それから、畜産ですね。肉用牛、乳用牛を含めたところで19億9,000万、28.4%になります。あと、加工農産物が4,000万円で0.6%という内訳です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。米の占める割合は22%という格好で、考えてみればすごい数だなというふうに思えます。そこで、農業をするに当たって、移住者の方もいろいろお話がありましたけども、まず、基本的に農業をさるっという人が多く応募さるっというふうに思いますけども、そのあたりの農家さんが、これはお譲りしてしてもいいとか貸し付けてもいいというようなことあたりも農業委員会で調査されておるというふうに思いますけども、藤島課長が把握しとる範囲でよろしいですので、そこあたりがどうなのか全然わからんならそれでよろしいですけれども、そこらあたりがどのぐらいあるかなど。貸し付けてもよろしいとか、賃貸はよろしいですよ。ただ、土地が荒れとつてもという話も農業委員会の中であるというふうに私は思いますけども、その辺はいかがでしょうか。わかりましたならば。ちょっと外れとるかもしれんけども、まだ調べとらんで言われるならそれでも結構かと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 実際のところ、数字はまだ調べておりません。ただ、国・県の制度事業の中で、新規就農、それから担い手農家を育成するという立場で、農地中間管理機構というものが設立され、県の指導をもとに農地の賃貸借等が進められようということでございます。その事務局につきましては、市町村で置きますと農業委員会の事務局等が窓口になり、補佐的に農林振興課も行っているという状況で、数字については今拾っておりません。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 最後の質問です。

先ほど、戸別所得補償、これは平成26年度より10アール当たり単価が1万5,000円から7,500円に削減と言われました。平成30年度産より廃止となると。そうすると、新たに、この前ちょっと見ましたところ、日本型直接支払交付金が創設されるということを見たような気がいたしますが、大まかでよろしいですので、その辺の内容等がわかりましたら御説明いただくなりと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 後藤議員さんの御質問にもありました中で、少し申し述べたところでございますが、減反政策や補助金等の見直しに係る内容ということで御理解いたしました。何度も申し上げますように、この減反政策につきましては、本年度26年度につきましては43.2%山都町に配分がっております。これにつきましては、平成29年度をもって廃止となるということでありまして、これは、政府による米の生産調整は29年度で廃止となり、その後は生

産者の自由な作付になる。ただし、米のかわりに転作する農業者につきましては、品目、面積に応じた交付金を交付し続け、手厚く保護をするということでございます。重複して申し上げますけれども、米の直接支払交付金、先ほど言いました7,500円につきましては29年度までの交付ということで、その後、水田活用の直接支払交付金、これは転作でも有効利用する主要作物等の作付につきましてはずっと継続していくということでございます。また、産地資金といいまして、地域の実情に応じて加算を行える制度もございます。例えば野菜、加工用米、こういう物が対象になるわけですが、これについては継続という方向でございます。

農業の構造再編の概要につきましては、先ほど申し上げました転作施策につきましては、米価を維持するための生産調整、いわゆる減反を実施しており、現在は生産数量目標を設定し、これを各都道府県に配分する形で過剰生産の抑制をしております。しかし、戸別所得補償制度の一環として導入された米の直接支払制度と米価変動補填交付金制度につきましては、経営規模や生産量を問わず平等に交付される性質から、農業者へのばらまきであるという批判を受け廃止となったものです。

今後の展開でございますけれども、農地集積を促進するために先ほど申し上げました農地中間管理機構の新設など、農政改革プランを出し、農業者の所得安定、米の生産調整の廃止に関する施策見直しが行われております。しかし、御承知かと思いますが、農業委員会、農協、農業法人に関する規制改革などを盛り込み、農業の構造改革や競争力強化は現時点では見えていない、不透明、不安定な状況で、今後の政府の政策から目が離せない状況です。本町としましては、山都町地域農業再生協議会、山都町営農対策協議会等で町内の水田の活用方策を検討しており、作物の奨励品種など、この高冷地特有の気象状況を生かした作物の栽培を検討しているところです。特に、先ほども申し上げましたが、有機栽培等によるお米につきましては、非常に安全・安心というそういう中で流通をしております。これが最終的に水田活用の生き残りになるんじゃないだろうかというふうに思っているところです。

それから、農地集積等を含めまして、先ほど事務サポートのお話を申し上げました。これは、現在農家の皆さんにかわって役場職員とかJA職員、地元の集落の事務局を担ってサポートを行っている集落が多くあります。しかし、地域に密着した、例えば自治振興区の役員とか、PTAの役員、それからほぼ全員入っておりますが消防団、こういう作業を担っておる職員も多く、非常に負担を強いられているような状況にもございます。また、役場やJAなどの職員さんが不在の集落もあり、高齢化も進んでいるところにつきましては、今後、事業に取り組みなくなるような、そういう集落も発生することも懸念され、今後、中山間地域に手厚い制度事業に全町的に取り組むために事務負担を肩がわりするような、そういう組織ができないかということを検討していることを先ほど申し上げました。

失礼いたしました。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私が一番初めに質問しましたように、定年退職後の再雇用につきましても、今、制度事業のサポートという話があったけれども、そのあたりで、現役の役場の職

員さんあたりが非常にサポートをされておるところもありますし、OBの方がされるところもあります。その辺を含めて、そこあたりも活用できるものなら、ぜひ活用していただきたいという考えを持っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間もう残り少なくなりましたけども、最後に、これは要望でございますが、きのうから一般質問の中で町長の答弁を聞いておりますと、私はもうちょっと強力なリーダーシップが必要じゃなかろうかと思ひました。山都町は俺が引っ張る、ついてきてくれという意気込みがちょっと足らんような気がいたします。その辺はぜひ職員を引っ張っていくということもしていただきたいというふうに思ひますし、9番議員さんですかね、少し辛口のことを言われましたけども、当然のことですよ。皆が思っていることをおっしゃっていただいたというふうに思ひます。ぜひ参考にしてください。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって5番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時07分

6 月 12 日（木曜日）

平成26年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年6月5日午前10時0分招集
2. 平成26年6月12日午前10時0分開議
3. 平成26年6月12日午後3時06分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第26号 専決処分事項（平成25年度山都町一般会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第2 議案第27号 専決処分事項（平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第3 議案第28号 専決処分事項（平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第4 議案第29号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第5 議案第30号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第6 報告第1号 平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第7 報告第2号 平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について
 - 日程第8 報告第3号 平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第9 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について
 - 日程第10 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について
 - 日程第11 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告について
 - 日程第12 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について
 - 日程第13 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況報告について
 - 日程第14 議案第31号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第15 議案第32号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第16 議案第33号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第18 農業委員推薦の件
 - 日程第19 委員長報告 陳情等付託報告について
 - 日程第20 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	山本直樹
監査委員	森田京子	教育長	山下明美
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	佐藤珠一
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	田上博之
企画振興課長	本田潤一	税務課長	甲斐重昭
商工観光課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	水道課長	甲斐良士
農業委員会事務局長	山本祐一	住民環境課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長(中村一喜男君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第26号 専決処分事項(平成25年度山都町一般会計補正予算第5号)の報告並びにその承認を求めることについて

○議長(中村一喜男君) 日程第1、議案第26号「専決処分事項(平成25年度山都町一般会計補正予算第5号)の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。議案第26号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により専決した次の事件について、別紙のとおり報告し、その承認を求める。専決第1号。平成25年度一般会計補正予算（第5号）について。平成26年6月5日提出、山都町長です。

これは提案理由にありまして、さきの3月定例会において議決をいただきました第4号補正後に判明、確定をいたしました内容につきまして補正を行いましたけれども、議会を招集する時間的余裕がなかったために専決処分を行ったものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

予算書の8ページをごらんください。8ページ、歳入でございます。歳入につきましては、1款町税は個人固定資産税等、当初の見込額より増額となりましたので、その課税分の増額を計上いたしております。

9ページの、2款地方譲与税2項自動車重量譲与税から、12ページ、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金までは、第4号補正後に確定をいたしました譲与税等につきまして、交付確定金額に合わせ補正を行ったものでございます。

続く11款の地方交付税ですが、これは特別交付税が確定しましたことによります1億8,011万5,000円の補正を行っております。これによりまして、普通交付税が63億5,359万2,000円、特別交付税が6億1,426万4,000円、交付税自体の合計額が69億6,785万6,000円となるものでございます。これは平成24年度の実績額と比較いたしますと、7,151万4,000円の減額というふうになっております。

続く13ページの、16款県補助金の雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金、これは本年2月の13日から14日にかけての大雪によりまして農業用ハウスが倒壊をいたしました。これらの撤去、再建に係る補助金を計上しております。撤去につきましては75%、再建につきましては70%の補助となっております。

18款は、グラウンドゴルフ協会からの指定寄附でございます。5万3,000円でございます。

19款、これは財政調整により、財政調整繰入金を1,420万5,000円減額をいたしました。

続く14ページをお願いいたします。22款町債ですが、1目総務債の臨時財政対策債、これにつきましては財政調整、あとの庁舎建設事業、6目土木債の道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、9目の災害復旧事業債の公共土木施設災害復旧事業につきましては、事業費の確定に合わせまして町債の金額を調整をいたしたところでございます。町債の補正額は2億2,581万8,000円の減額で、25年度町債の計は6億1,068万円となります。

続きまして、歳出は15ページでございます。2款総務費の庁舎建築費は、地方債の減額に伴う財源組み替えでございます。

5款の雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金は、先ほど歳入で説明しましたとおりですけれども、ここには撤去が25件分、再建21件分、これに係る経費を計上いたしております。

7款4目の道整備交付金事業も、歳入で説明いたしました町債の補正によります財源組み替え。続く7目の社会資本総合整備交付金事業についても、次の16ページにかけまして、町道瀬戸福良

線、柚木砥用線の事業費変更に伴う補正ということになっております。

16ページの9款教育費は、寄附金の充実に伴います財源組み替えでございます。

10款災害復旧費も、町債の確定に伴います財源組み替えです。

続く17ページの12諸支出金、ふるさと応援基金は、これも歳入で申し上げましたグラウンドゴルフ協会からの寄附金を積み立てるものでございます。

ページ戻りまして、4ページをごらんください。第2表繰越明許費の補正でございます。まず、今回、上段の表、5件の追加を行っております。

2款の総務費、分収造林保育間伐等事業につきましては、清和地区池の原団地の森林総合研究所との分収造林地内の保育間伐事業と作業道修繕工事が、先ほど申し上げましたような積雪によりまして現場に立ち入ることができず、工期内完了が見込めなくなったというものでございます。

3款の民生費、浜美荘電気設備改修工事につきましては、これも変圧器の在庫が消費税増税前の駆け込み需要等の影響から在庫不足が生じまして、納期がおくれることが判明したことによる今回の繰り上げ計上でございます。

5款の農林水産業費の雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業は、今回補正予算に計上した予算に係る繰り越しでございます。

6款の商工費、仙者ヶ淵遊歩道整備事業は、資材不足等によりまして、資材調達に不測の日数を要したために年度内完成が見込めなくなったことによりまして繰り越しを行ったものでございます。

7款土木費の大矢野原演習場周辺民生安定事業は、事業用地契約の年度内契約の締結が困難となりましたために、繰り越しにて今後進めていくものでございます。

次の高速道路対策事業、事業認定関係業務委託は、北中島インターチェンジ部分の事業認定に伴います環境影響調査業務を現在行っておりますけれども、県との協議におきまして、委託期間を延長して今後調査を行っていくとの協議が調いまして、それによりまして今回繰り越しを行ったものでございます。

続く、下段の変更は、第4号補正予算で設定をいたしました繰越明許費のその後の事業費変更によりまして補正を行っております。ただ、この中で一つ、道整備交付金事業のみ増額となっておりますけれども、これは路線の変更ですとか、事業量の増加ということではございませんで、3月に発注予定をしておりました工事が、先ほど申し上げました天候不順ですとか資材不足等によりまして、発注がおくれたことによりまして繰越額が増額となったものでございます。

次に、5ページの第3表、地方債補正です。先ほど歳入で説明をいたしました町債のこれは記載目的ごとの変更でございます。補正額が2億2,581万8,000円の減額となっております。補正後の額は6億1,680万ということになります。

続きまして、表紙の次のページをおおげください。平成25年度山都町一般会計補正予算、平成25年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,634万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億4,534万6,000円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明

許費の補正第2条、繰越明許費の追加、変更は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成26年3月31日専決、山都町長でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つだけ教えてください。特交が7,000万減額されたということですね。

（「トータルです」と呼ぶ者あり）

トータルで。失礼しました。

○議長（中村一喜男君） よろしいですか。

○12番（中村益行君） いや、トータルでも特交が7,000万というのは大きいんですよ。トータルで大体特交が6億ぐらいかな。どういう特別事情がなくなったのか。それを聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの中村議員からの御質問でございます。

まず、7,151万4,000円、これは地方交付税全体の24年度比較との差額でございます。7,151万4,000円が減少しているということでございます。中で、ただいま特交の、特別交付税の御質問がございましたけれども、特別交付税のほうは約このうち3,500万から4,000万弱ですね。失礼しました。3,500万ぐらい、今回、24年度から比較しますと減少しております。これは内容につきましては、災害等が最近減少しておりますので、そういった災害、連年災等、過去の災害3カ年ぐらいは特別交付税で見てもらえますけれども、これが最近、直近ではもうほとんど件数が少なくなってきております。こういった部分の一般財源部分の持ち出し分、そういったことが大きく影響しているものというふうに考えております。

ちなみに、これは23年度も6,300万、地方交付税全体では減少しております、これも内容的にはそういった影響だというふうに認識をいたしております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 要望しておきますね。さっきの説明と違うんです。あなた、交付税そのものが7,000万と言ったみたいに今、説明してくれたけど、さっきの説明ね、特交といったものだから、前年度に対して1割近くカットされとるというのはね、この特交は隠れたこっちの財源、知恵の絞り方次第でこういう特殊事業がございますということで割り増しをしてもらっているわけだから、その辺はどうだったのかなど。技術的な問題もあります。さっきの説明と、今のはね、若干違います。ここではもう論議しません。いいですか。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「専決処分事項（平成25年度山都町一般会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第27号 専決処分事項（平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第27号「専決処分事項（平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第27号について説明いたします。

議案第27号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、専決した次の事件について別紙のとおり報告し、その承認を求める。専決第2号、平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号について。平成26年6月5日提出、山都町長。

予算書をごらんください。専決第2号、平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号。

5ページをお開きください。歳入のほうから説明させていただきます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金ですが、補正額2,023万8,000円。1節療養給付費現年度分。これにつきましては、療養給付費現年度分の追加交付変更額の増額補正となります。次、3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金です。補正額2,229万7,000円の減です。1節普通調整交付金、1,584万3,000円減額、2節特別調整交付金、645万4,000円減です。これにつきましては、交付決定による確定額となっております。

次、4款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金ですが、4,040万5,000円の増です。これにつきましては、概算交付額の変更による増額補正となります。

次のページをお開きください。6款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金で、補正額が1,337万3,000円、1節の財政調整交付金ですが、これにつきましては交付決定による増額となっております。

次、9款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金で、補正額のほうは5,171万9,000円の減です。これにつきましては、前期高齢者交付金、それから共同事業交付金等の歳入が増額されたことで、歳出については共同事業拠出金等の減額に伴い、繰り入れが減額というふうなことになりました。

そのまま7ページをお願いします。歳出ですが、2款保険給付費のほうから、1、2、3、4

目、それから、次のページの8ページですが、一般被保険者高額療養費、退職者被保険者等高額療養費、それから3款の後期高齢者支援金等の1目後期高齢者支援金ですが、これは全目、補助金等の交付決定に伴う財源の組み替えとなります。

次は、表紙の次のページをごらんください。平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。平成25年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年3月31日専決、山都町長。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「専決処分事項（平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第28号 専決処分事項（平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第28号「専決処分事項（平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長、甲斐良士君。

○水道課長（甲斐良士君） おはようございます。

議案第28号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決した次の事件に関しまして、別紙のとおり報告をさせていただきます。専決第3号、山都町簡易水道特別会計補正予算第5号について。平成26年6月5日提出、山都町長工藤秀一。

まず、歳出のほうから説明をいたしますので、8ページをお願いします。今回、山都中央簡易水道御所地区におきまして事業が完了いたしましたので、事業費の確定をいたしまして、45万5,000円の減額を提案させていただきます。財源の内訳といたしまして、地方債40万、その他、これは地元負担金でございます。5万5,000円の減額となります。

次に4ページをお願いします。第3表、地方債の補正でございますが、簡易水道事業債が

6,260万円から6,220万円になります。

次に、3ページ、第2表をお願いします。繰越明許費で、県道改良事業に伴います水道管布設がえ工事の工事費を100万8,000円をお願いしております。

次に、表紙の次ページをお願いします。平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,712万9,000円といたします。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。繰越明許費第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。地方債の補正第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるところです。平成26年3月31日報告、山都町長工藤秀一。

以上、審議方、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「専決処分事項（平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第29号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第29号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） おはようございます。山都町税条例等の一部改正条例の専決処分について説明いたします。

議案第29号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。専決第4号、山都町税条例等の一

部改正について。平成26年6月5日提出、山都町長。

専決処分書並びに改正しました条文は次ページ以降に掲載しております。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成26年4月1日から施行されました。これに伴い山都町税条例等の一部を改正する必要がある、また平成26年4月1日から施行する必要があったため、専決処分を行ったものです。なお、一部改正する条例は、山都町税条例（平成17年山都町条例第49号）及び山都町税条例の一部を改正する条例（平成25年山都町条例第17号）の2件でございます。

平成26年度の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から及び税制抜本改革を着実に実施するために行われたものです。今回、地方税法等の改正された主な部分につきましては、所得税の最高税率が100分の40から100分の45になったことに伴う各条文の改正になります。所得税法に伴うもので、直接的には町民税の寄附金額、寄附金の税額控除の算定について改正されることになります。

次に、法人の町民税における法人税割が、標準税率において100分の12.3から100分の9.7に引き下げられたことに伴う各条文の改正。次に、子ども・子育て支援法の施行に伴い、学校法人、社会福祉法人が就学前の子供に関する教育、保育等の施設の固定資産税について非課税とすることになったことに伴う各条文の改正。それから、軽自動車税の税率が見直され、それぞれの年額を最低2,000円とし、100分の25から100分の50上乘せすることになり、また、13年を経過した三輪以上の軽自動車について標準税率のおおむね100分の20を重課することになったことに伴う各条文の改正。また、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税について、その免除を行う期間を平成27年度から平成30年度まで延長されたことに伴う条文の改正等でございます。

その他、内容が多岐にわたりますので、別途資料として配付いたしました、当初からしておりますけれども、山都町税条例等の改正概要というのをお配りしております。その中で内容的に説明を行っていきたいと思います。

左側のほうが山都町税条例という形になってまいります。真ん中が対応する地方税法等で、右側が改正の概要ということになります。左側の税条例の下のほうに日付を書いておりますけれども、この日が施行日ということになります。

主なものを申し上げます。まず上から行きますと、34条の4、法人税割の税率、ここが先ほど言いましたけれども、右側に書いてありますが、100分の12.3から100分の9.7へと引き下げとなっております。

それから、次のページに行きますと、82条、これは軽自動車税の税率でございます。平成27年4月1日施行というふうに書いております。これに伴いまして、中身がちょっとわかりにくうございますので、きょう別途差し上げておりますので、そちらのほうも見ていただきますとおわかりになるかと思っております。きょう配りました中で、現行の税額と改正案としておりますけれども、その金額を並べております。原動機付自転車、50cc以下が1,000円が2,000円という形で、ここに

つきましては倍というふうになっております。その他、大体25%から50%の増額ということになります。これにつきましては平成27年度からになりますけれども、三輪以上の軽自動車につきましては、平成27年度から登録したものにつきまして平成28年からかかるということになります。ちょっとわかりづらいところがございますので、そういうことで、右側のほうで三輪から下のほう、括弧を閉じておりますけれども、これにつきましては27年登録から、27年4月1日以降に登録したものから上がるということになります。したがって、それまでに登録したものは現行のままいくということがございますので、おわかりになるかと思えます。

それから下のほうが、13年を経過した車につきましては、普通乗用車はもう前から上がっておりますけれども、軽自動車につきましても今回2割上がるという形になりますので、軽自動車のグリーン化を進める観点から上がるということになります。つきまして、普通の軽自動車、自家用の7,200円だったものが、これにつきましては1万2,900円に上がりますということです。13年経過した車はですね。そういうことになっております。

それから、ちなみに最低額の2,000円という形は、原付の50cc以下が1,000円が2,000円という形になりますと、これはなぜ2,000円かといいますと、延滞金を加算するための基礎金額というのが最低2,000円なんです。そこあたりから延滞金を加算できる金額にそろえたというところがございます。それから、ここあたりの金額は、一応標準税率として国から定めたものでございまして、これは郡内ある程度、全部統一した形でしております。軽自動車税の税率につきましてはそこのところがございます。

それから、今度は附則の第8条、5分の2のところですね。附則の第8条、これは先ほど言いました肉用牛の事業所得の課税の特例ということで、平成27年度までだったのが、平成30年度まで延長されるということで、肉用牛を飼われておられる方の軽減のために延長されたということになります。

それから、附則の第16条ですね。附則の第16条、右のほうに入っていきます。軽自動車税の税率の特例、ここあたりがいろいろ言葉としてわかりにくい形がございますので、先ほど言いました表の中で申し上げております。税率が、軽自動車につきましては平成27年4月1日以降に購入したものについては上がるけれども、それまでについては上がらないとか、そこあたりを文言として書いてありますので、ちょっと内容的には面倒になって、わかりにくい形になっているかと思えます。

それから、改正附則の第4条から6条ですね。これは右側の5分の5ページですね。5分の5ページのほうになりますね。改正附則第4条から第6条につきましては、これも軽自動車でございます。軽自動車の重課といいますけれども、要するに加算する形の金額の対象をどうするかというところを文言としてうたわれております。そういうことで、13年以上たった車につきましては1万2,900円に上がるということを御理解いただきたいと思えます。

今回の改正で町民の皆様が一番影響があるものは、今言いました軽自動車税の変更となりますので、本日配付しました別紙の改正案の内容をもう少し吟味いたしまして、広報に載せまして、住民の方々には周知していきたいというふうに思っております。なお、この条例は平成26年3月

31日に公布いたしまして、原則として翌4月1日から施行しております。各条文の改正概要記載のとおり、それぞれの条文におきましてはそれぞれの施行期日が定められております。

以上で、専決処分についての説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっと簡単なことなんですけれど、50cc以下が1,000円と、50cc以上が1,200円ですかね、改正がされるのが、それは変わるわけですけど、普通のバイクの場合、通常使われているバイクの場合、50ccで判断していいわけですね。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） ここに書いてありますとおり50ccとしますので、あくまで50ccの単車というか、原動機付自転車ですので、普通乗っておる、高校生あたりが乗っておるのが50ccかと思しますので、そういうことです。

（「50cc以下じゃ」と呼ぶ者あり）

以下ですね。今、以下となっておりますけど、50ccそのものというのはほとんどないと思いませんからですね。以下です。

（自席より発言する者あり）

はい、そういうところですので、御理解いただきたい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） ふるさと納税の話が出ましたが、他町村に私たちがそういった行動をした場合に、税額から控除されます。そのときに国民健康保険税には反映されてきますか。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） ふるさと納税につきましては、まず所得税のほうから減額されますけれども、あと住民税のほうから減額されます。でありますから、国民健康保険では減額はないということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第30号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第30号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第30号について説明いたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。専決第5号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。平成26年6月5日提出、山都町長。

次のページをお願いします。専決第5号、専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。平成26年3月31日、山都町長。

この改正の内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が平成26年の3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成26年4月1日から施行されることとされましたので、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるということで提出しております。

改正の内容につきましては、賦課限度額の後期高齢者支援金等課税額分が14万円から16万円、それから介護納付金課税額分が12万円から14万円、軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の算定が5割軽減、2割軽減というふうなことで額が変わることになります。これは高所得者層の負担をふやし、中間所得者層の負担軽減につながることが狙いというふうなことであります。

次のページをお願いします。山都町国民健康保険税条例をここに公布するということで、山都町条例第8号、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。山都町国民健康保険税条例（平成17年山都町条例第52号）の一部を次のように改正する。第2条第3項ただし書中、14万円を16万円に改め、同条第4項ただし書中12万円を14万円に改める。これは課税限度額の引き上げになります。第18条第1項中、第24条の第37、第1項を第24条の36に改める。これは条のずれの措置となります。第23条中、14万円を16万円に、12万円を14万円に改め、同条第2号中、当該納税義務者を除くを削り、同条第3号中、35万円を45万円に改めるというふうなことでありますが、これは減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更になります。

附則。施行期日第1条、この条例は平成26年4月1日から施行する。適用区分第2条、改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

最後のページに新旧対照表を添付しております。そちらのほうは参考にしてください。

よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第6 報告第1号 平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、報告第1号「平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、報告第1号、平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

本件につきましては、平成25年度第4号及び第5号補正予算におきまして設定、追加及び変更を行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまり平成26年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

それでは、計算書をごらんいただきたいと思います。

まず、2款、上から順次説明をいたします。町有林再造林事業です。これは矢部地区御所団地の造林作業が2月の積雪によりまして休止となったことによる繰り越しでございます。次の分収造林保育間伐等事業でございます。これは先ほど5号補正で説明したとおりでございますが、清和地区の池の原団地の分収林地内で昨年末からの積雪によりまして立ち入ることができなくなったということで、工期内完了が見込めなくなったことによりまして繰り越しでございます。続く新庁舎備品等配備支援業務委託事業でございます。新庁舎の各課配置計画の未確定によりまして、業務の一部が完了しなかったために、今回52万5,000円繰り越しをお願いしたものでございます。新庁舎建築事業取り付け道路等建設事業です。これは24年度の繰越工事で、盛土工部分の安定期間確保に不測の日数を要し25年度工事に影響を受けたことで、また町道つけかえ工事に係ります用地購入に不測の日数を要したということによる繰り越しでございます。

3款の浜美荘電気設備改修事業でございます。これも先ほど5号補正で説明したとおりでございますけれども、変圧器等の電気設備改修事業で、消費税増税前の駆け込み需要等の影響等から、部品の在庫が不足を来しておりまして、納期がおくれることが判明したことによる繰り越しでございます。

次の子ども・子育て支援制度システム改修委託事業です。これは国のシステム改修に係る情報提供、これが平成26年にかけて行われることとなりましたことによる繰り越しでございます。

続く5款の雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業です。本年2月の13日から14日にかけての大雪により、農業ハウスが倒壊をしまして、この撤去を25件、再建が21件、これを行うものでございます。農業農村整備事業。これは国の補正予算対応によるものでございます。郷野原地区の用水路改修、それから御所地区の水路管理附帯施設の改修等でございます。続く林業土木管理費、林道清和矢部線補修です。これも2月の積雪によりまして工事が休止となり、工事期間が不足したことによる繰り越しでございます。続く山のみち地域づくり交付金事業、林道菊池人吉線改良です。現場への道路、内大臣林道ですけれども、これが森林管理所によります治山工事のために一時通行ができず、その完了を待っての着工となりましたために、適正工期が確保できなかったということの理由によります。

6款の仙者ヶ淵遊歩道、歩道整備事業です。これも資材不足等により、資材調達に不測の日数を要したために年度内の完了が見込めなくなったというものでございます。

7款に入りまして、道路新設改良事業、瀬戸福良線ほか5路線。境界確定のおくれや交差点協議に日数を要したことによります繰り越しでございます。続く道整備交付金事業、これは藤木万坂線ほか3路線でございます。用地交渉の難航ですとか、それによります着工時期がおくれたり、農繁期と着工時期が重なったりということで、そういった理由によります繰り越しとなっております。続く大矢野原演習場周辺民生安定事業です。これは事業用地の用地交渉におきまして不測の日数を要し、年度内の契約締結が見込めなくなったということによる繰り越しでございます。続く社会資本整備総合交付金事業です。これは瀬戸福良線ほか10事業です。農繁期を避けての着工ですとか、設計協議に不測の日数を要したこと。それから国の補正予算対応によるものがこの中に含まれております。続く高速道路対策事業、事業認定関係業務委託でございます。北中島インターチェンジ部分の事業認定に伴う環境影響調査業務において、委託契約期間が延長となったことによるものでございます。高速道路対策事業、町道小鶴釜出線改良でございます。これも北中島インターチェンジ建設に伴います、町道山中下鶴線の工法検討による設計の見直しが必要となりましたことにより適正工期が確保できなくなったということによる理由でございます。

8款に入りまして、消防倉庫移設工事です。町道瀬戸福良改良工事に伴います福良消防倉庫の移転先が2月上旬に決定をいたしましたものですから、それからによる着工となりましたために繰り越しということになりました。全国瞬時警報システム総合型自動起動装置整備。これはJ-ALERTのことでございますけれども、これも国の補正予算対応によるものでございます。最後の教育費、中央グラウンド流末排水整備工事です。これも工法検討や設計に不測の日数を要したことによる繰り越しでございます。

それから、財源等について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、分収林の2款の2行目、分収造林保育間伐事業の既収入特定財源につきましては、森林総合研究所、保育間伐の事業の補助金に充当いたしております。260万9,000円ということになっております。それから、新庁舎建築事業の取り付け道路等建設事業のその他の

欄は、これは新庁舎の建築基金の繰り入れでございます。

5款に入りまして、農業農村整備事業、540万。これは受益者負担金分でございます。20%分がここにその他として入っております。それから、山のみち地域づくり交付金事業、林道菊池人吉線改良事業のその他につきましては、89万8,000円、これも受益者負担金ということになります。八代市からの負担金ということを充当いたしております。それから、道整備交付金でございます。既収入特定財源の13万は、これは町債の端数処理によるものでございます。それから、地方債の1億2,220万です。これは過疎債が3,540万、辺地債が8,680万を充当いたしております。一番下の社会資本整備総合交付金事業です。この8万も地方債の端数処理によりまして、こちらに充当いたしております。なお、5,890万の内訳は、過疎債が2,230万、辺地債が3,660万となっております。

ページをめくっていただきまして、最後の行の中央グラウンド流末排水整備工事の500万につきましては、九州地方計画協会からの寄附金ということで、既に25年度に収納いたしておりますので、これを500万、特定財源ということで充当いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第1号の説明が終わりました。

よって、報告第1号「平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は報告済みとします。

日程第7 報告第2号 平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、報告第2号「平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について」の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 報告第2号、平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書について説明をいたします。

このことにつきましては、平成24年度に設定をいたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成25年度から平成26年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。本件は、平成24年度から26年度までの3カ年にかけて設定をしました庁舎建築事業に係る継続費の繰越計算書でございます。

表紙をめくっていただきまして、計算書でございますけれども、まず、継続費の総額、15億9,238万5,000円でございます。このうち25年度に予算計上しました4億8,302万8,000円のうち、前払い予定でありました約2億5,000万、それから同じくこれに伴います管理委託料の約1,400万等について出来高が上がりませんでしたので、今回4億7,520万9,000円を26年度に繰り越すこととしたものでございます。この表の財源でございますけれども、一般財源の繰越金500万円、それから合併特例債が9,500万円、その他は庁舎建築基金でございます。3億7,520万5,000円となっております。これによりまして、26年度当初予算に計上いたしております5億4,011万1,000円と合わせて10億3,462万5,000円の予算を26年度執行するということになるものでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 報告第2号の説明が終わりました。

よって、報告第2号「平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について」は報告済みとします。

日程第8 報告第3号 平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、報告第3号「平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の説明を求めます。

水道課長、甲斐良士君。

○水道課長（甲斐良士君） 報告第3号、平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を申し上げます。

次のページをお願いします。事業名、県道改良に伴う水道管の移設工事でございます。金額、2億1,264万、翌年度繰越額、100万8,000円でございます。

財源の内訳といたしまして、その他、99万6,000円。その内容といたしましては、補償費が67万円、地元負担金が32万6,000円でございます。一般財源、1万2,000円でございます。

事業の内容でございますが、県道改良事業ということでございまして、県道名、稲生野甲佐線、水の田尾地区におきまして現在改良事業が進めております。県の事務の手続によりまして翌年度繰り越しの手続がなされましたので、今回水道管の布設工事に係る100万8,000円につきまして繰り越しをいたしております。

以上、報告します。

○議長（中村一喜男君） 報告第3号の説明が終わりました。

よって、報告第3号「平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は報告済みとします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、報告第4号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について」の説明を求めます。

商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） それでは、2分の1以上出資しております、第三セクターの

経営状況について報告を申し上げます。

報告第4号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「虹の通潤館」の経営状況を、地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。平成26年6月5日提出、山都町長。

虹の通潤館につきましては、資本金350万円でございます。そのうち町が200万円、JAが75万円、商工会75万円ということで、町の出資率57%でございます。

虹の通潤館につきましては、通潤山荘、それから道の駅通潤館、その中に物産館、史料館、レストランとございますので、まず、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

通潤山荘のほうの経営状況のほうから報告してまいります。表1のほうに25年度の人員、それから売上金額をしております。宿泊、宴会、レストラン、売店、大休憩室、温泉館ということで、総人数が13万4,657名、売り上げが2億2,012万1,000円となっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。表4に稼働率並びに客単価表ということで書いてありますが、4段目に部屋稼働率52.6%としてありますけれども、大体ホテルの場合、都市部でいきますと70%、それから地方でいきますと60%の稼働率が必要ということで、それを下回っております。部屋の構成を見ますと、4人部屋の部屋がもうございまして、団体向けの客室の構造になっておりますので、近年の少人数、小旅行のニーズからしますと、部屋構造がミスマッチではないかというふうに思っております。

それから、4ページ、5ページと部門別の計算等がしてありますけれども、6ページを見ていただきたいと思います。利用宿泊者の発地別の分析ということで6ページにしてありますけれども、25年を見ますと、熊本県内が3,700人ということで約29%、福岡県が20%、2,371名ということで、この二つで大体半分の48.8%を占めております。予約の媒体等を分析してみますと、最近インターネット経由の予約等がふえてございまして、宿泊全体の30%を超えるような状態となっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。通潤山荘宿泊の収支報告ということで書いてあります。売り上げが2億2,012万円ということで、それから直接原価、粗利、人件費、その他管理費ということでしてございまして、トータルで営業利益が赤字、三角の740万4,000円となっております。この原価率を見てもみますと40%を超えております。平均の原価率でいきますと、こういうホテル宿泊施設の場合は三十数%ということで、この原価率が40%を超えているということにも、こういう経営状況の悪化の原因にもなっておると思います。

それから、それぞれ部門別の物産館、いしばし、史料館等、月別の部門別とか、してありますけれども、12ページを見ていただきたいと思います。放水の回数、それから観光バスの増減ということで書いてあります。平成20年度まで700回を超す放水回数がございましたけれども、22年度に方向転換しまして、放水の数を減らしました。160回前後ということで、平成22年度からなっておりますけれども、それに従いまして、観光バスのほうも、2,200台以上来ていた観光バスが1,300を切るような状態となってまいりました。そして、迎えた平成25年度が161回に対してバスが878台ということで、ようやくこの下限のほうのバスの減少については底を打ったかなとい

うような感じで見えております。その証拠に、前年度対比の売り上げを見てみますと、24年を上回っておりますので、この辺がバスの限界かなというふうには思っておりますけれども、今後、1日1回の放水回数としておりますので、この放水回数の見せ方について、観光協会が今、物産館のほうの指定管理を受けておりますので、1回当たりの放水の見せ方等を工夫してやっていきたいというふうに思っております。

13ページに経費部門、物産館について書いてございますが、25年度、6,000万ということで、24年度を見ますと5,900万ですので、そこらあたりは下限のほうになったかというふうに思っております。営業損益で言いますと、87万6,781円の黒字ということになっております。

それから、14ページをごらんいただきたいと思えます。いしばしのほうでございます。レストランのほうですけれども、売上高が1,133万1,000円ということで、こちらのほうも経費を引きまして、営業損益でいきますと162万3,000円ということで黒字を見ております。

それから史料館のほうが15ページに書いてあります。売上高が238万1,000円ということで、こちらのほうは営業損益でいきますとマイナス11万6,000円となっております。

決算報告のほうを説明申し上げたいと思えます。

貸借対照表、17ページをごらんいただきたいと思えます。資産の部、現金預金、2,200万、それからいろんな未収金、それから建物附属品、附帯設備、有形固定資産、そういったものを合わせますと、純資産が3,634万8,971円となっております。負債の部が、未払い金、それから預かり金等を合わせますと1,890万2,698円となっております。資本金350万、それから利益準備金87万5,000円、別途積立金350万合わせまして957万1,273円となっておりますが、トータルでマイナスの302万780円となっております。資本の総額が1,744万6,273円となりまして、300万ほど資産の部を減らしております。

18ページをごらんいただきたいと思えます。損益計算書です。物産館売り上げが6,000万、それから、いしばしの売り上げが1,100万、国民宿舎のほうが2億2,000万、史料館のほうが200万ということで、総売上高が2億9,400万円となっております。それからいろいろな仕入れ原価等を差し引きまして、最終的に当期の純損失として302万781円となっております。原価率を見てみますと35%ということで、やはり30%、ちょうど30%ぐらいの原価率で推移しないと非常に経営的には難しいということとなっております。

それから、19ページに販売費及び一般管理費のほうを掲載してございますが、給料、それから雑給与、法定福利合わせますと、約9,790万ほど人件費としてかかっております。これにつきましては正職員、それから臨時アルバイトを入れまして、大体年間43名ほどになっております。9,700万円ほどの人件費がかかっております。

それから販売手数料とありますが、これはJTBとか旅行代理店への手数料でございます。JTBあたりは10%の手数料をとりますので、やはりロコミ、あるいは通潤山荘自体のホームページを見て予約をしていただくというようなことで経費の節減を図っていくような工夫が必要ではないかというふうに思っております。

以上、大まかに説明してまいりましたけれども、最終的に虹の通潤館のほうの収支が赤字とな

ってしまいました。大変残念な思いがしております。日ごろから御支援いただいております議会の皆様方には深くおわびを申し上げたいと思います。

赤字の原因につきましては、経営状況報告の中でいろいろと人事や職員管理体制のことが書いてあります。放水のことも書いてありますけれども、私は本来その原因としましては、組織体制のやっぱり弱さとか、原価計算の甘さ、何よりも通潤山荘の本来のよさを出していない。山都町の安全安心な農産物を使った食事の提供とか、そういったものができていないことが原因だというふうに思っております。こういったことを受けまして、組織の改編強化、役員体制、現在3名でございますけれども、監査員の増員も含めまして6名体制とすること。あるいは、着地型の旅行業に取り組むなどして経営の改善を図りたいということで、定款の変更も行いまして、さきの取締役会のほうで承認をいただいております。

町といたしましても、赤字の報告を受けましたので、早速経営分析の専門家を入れまして、経営状況の分析、あるいは改善策の検討をしているところでございます。また、不在でありました支配人につきましても、ホテルの経営に経験の深い支配人を4月に採用し、着任しております。その手腕にもまた期待したいというふうに思っております。山都町を代表する観光関連施設として、その牽引役を山荘にはしていただかねばなりません。今後9月の議会では決算審査もございまして、議会及び経済建設常任委員会には改めて説明を申し上げ、御審議をしていただきたいというふうに思っております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第4号の説明が終わりました。

よって、報告第4号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について」は報告済みとします。

日程第10 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について」の説明を求めます。

商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） それでは、報告第5号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。平成26年6月5日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては資本金2,000万でございます。町の出資金1,000万です。それから一般出資者合わせまして2,000万で、町の出資のほうで50%となっております。株式会社まちづくりやべにおきましては、中心市街地の活性化を目的として設立されました組織です。企画事業部のまちづくり活動、あるいは人材派遣事業部、地籍調査事業部といった収益活動に力を入れまして、財政基盤の強化のもとに中心市街地の活性化等に取り組んでおります。

3ページを見ていただきたいと思っております。まちづくりやべの事業部門の詳細について書いてございます。人材派遣事業部のほうで、町立保育園の23名の保育士の派遣、あるいはいろんな民間

への派遣等で、受注額が7,809万2,622円ということで、粗利のほうが639万2,000円ほど出ております。それから、地籍調査事業部、こちらのほうは一筆調査事業等を行っております。矢部地区、蘇陽地区等を行っておりますけれども、その受注総額が5,715万1,000円となっております。また、企画事業部でございます。企画事業部のほうは中心市街地の活性化に向けたいろんな事業ということで、まちあるき推進事業、あるいは中心市街地の活性化委員会、それから新裏町ソラ屋とか、各商店街のイベント、夏祭り、八朔の無料休憩所、アンケート調査等々、いろいろな活動をしていただいております。中心市街地活性化協議会の実行委員会のほうでは、毎月1回の委員会をしまして、中心市街地のまちづくり活動について若手の皆さんで協議をしていただいております。受注総額が1,446万6,000円となっております。

それでは、決算書のほうを見ていただきたいと思います。4ページをお願いします。貸借対照表でございます。流動資産、それから貯蔵品、固定資産等を合わせますと、資産合計が5,985万1,269円となっております。それから負債の部につきましては、未払い金等合わせまして693万595円ということで、純資産の分につきましては総額、現在5,292万674円でございます。

それから、5ページの損益計算書を見ていただきたいと思います。売上高が、先ほど申しました派遣事業部、それから企画事業部、地籍調査事業部等を合わせまして1億4,971万541円となっております。それからいろいろ売上原価等々を引きまして、最終的な当期利益が一番下に書いてございます588万8,945円となっております。

それから7ページをごらんいただきたいと思います。余剰金処分についてということで、株主出資の配当につきましては、余剰金のうち1株当たり5%ということで、1株5万円ですので、町のほうには200株でございます。5万円の200株、1,000万円ですので、50万円の配当をいただいております。

今、概略決算のほうを説明申し上げましたけれども、まちづくりやべにおきましては安定的な経営基盤のもと、中心市街地の活性化のためにさまざまな事業に取り組んでいただいております。今後は職業紹介事業や、町が進めております空き店舗対策、それから店舗改修事業のアドバイザーといった活動、それから浜町商店街のさまざまな活動のみならず、町全体の活動について、その展開を期待しているところでございます。

以上、説明申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第5号の説明が終わりました。

よって、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について」は報告済みとします。

日程第11 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告について」の説明を求めます。

商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） 報告第6号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況

報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、一般財団法人「文楽の里協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。平成26年6月5日提出。

文楽の里協会におきましては、清和文楽館、それから清和物産館、そして清和天文台ということで、三つの施設を管理していただいております。文楽館につきましては1,628万円の委託料、それから天文台につきましては569万円の委託料を出しております。その中での決算ということで、また説明してまいりたいと思います。

2ページのほうに財団の発足から、概況から、いろいろなことを書いてございますけれども、これは皆さん御承知のとおりでございますので割愛させていただきます、6ページをごらんいただきたいと思います。

利用者の状況でございます。文楽館は、平成25年度でいきますと1万1,371名ということで、文楽館の入場者数としてはふやしております。それから物産館のほうは7万3,357名ということになっております。また、天文台のほうは4,425名ですけれども、天文台につきましては、収益部門であります宿泊者の減少を見ておりますので、非常に経営的には厳しいものがございます。全体の成果として、今4番目に書いてございますけれども、天文台の20周年の関連事業によります天文台、それから清和文楽の啓発等に努めてまいりましたけれども、3施設の利用者の合計は8万1,153人ということで、昨年を上回りましたけれども、収支状況としては非常に厳しいものがございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。それぞれの事業のことについて書いてございます。文楽館は、開館後、21周年を迎えました。総入場者数が1万1,371名ということで、公演回数も200回を超える公演をしていただいて、清和文楽の情報発信をしていただいております。それから、いろんな伝承事業とか、対外事業とか、文楽人形芝居保存に関するいろいろな事業に取り組みまれておりますけれども、それは見ていただきたいと思います。

13ページのほうをごらんいただきたいと思います。清和物産館についての状況でございます。物産館の今年度の売り上げは1億4,270万4,000円ということで、若干昨年を上回しまして、損益についても372万2,000円ということで推移しております。

それから、16ページをごらんいただきたいと思います。清和天文台、清和高原の宿ということで書いてございますけれども、こちらのほうの宿泊のほうは減少しております。議会でも質疑を受けましたけれども、天文台長の交代等ございまして、その辺の体制のところ非常に厳しいものがございまして、宿泊数も減らしております。

決算書のほうの説明をしてまいりたいと思います。

貸借対照表、19ページでございます。現金、預金、それから未収金、前払い金等、流動資産の部は2,421万8,542円ということで、有形の固定資産等を合わせますと1億4,916万2,822円となっております。それから流動負債の部でございますけれども、買掛金、未払い金等、それから仮受金等、負債の部の合計が1,273万1,758円となっております。正味財産の部です。トータルが1億3,643万1,064円となっております。

20ページの損益計算書のほうを見ていただきたいと思います。総売上というところに書いてございますけれども、基本財産の運用益等もございますけれども、受託料収入というところでもここに書いてありますけれども、受託料収入2,197万円とありますが、これが町から出しております文楽館に対する1,628万円と天文台に対する569万円の委託料でございます。それから公演料の収入等、利用料の収入が1,734万7,154円となっております。それから、天文台のほうの販売収入が49万125円、それから物産館のほうが1億403万6,159円となっております。郷土料理館のレストランのほうは4,165万8,531円となりまして、トータルの1億9,128万5,206円となっております。

それから損益計算書でございます。売上原価等の明細が出ておりますけれども、給料手当、臨時職員の賃金等を合わせますと、法定福利まで合わせました人件費が6,442万3,237円となっております。年間の正規職員、臨時アルバイトを合わせますと、大体42名前後で推移しておりますけれども、人件費としてこれだけの6,400万円があらわれております。トータルいたしまして、当期の純利益となりますが、これは純マイナスですね。741万9,327円となっております。

収支を見てみますと、それぞれ、清和文楽館のほうは1,628万円の委託料も受けておりますけれども、437万1,000円の赤字。それから物産館のほうは372万2,000円の黒字、それから天文台のほうは569万円の委託料は受けておりますけれども、308万9,000円の赤字となっております。合わせまして734万7,000円の収支の赤字となっております。

天文台や文楽館は文化教育施設としての面も非常に強うございます。物産館は収益性でありますので、この違った趣の3施設を同時に運営しているわけもございますけれども、やはりここは区分経理をしっかり意識を徹底した上で運営を行うべきかというふうに思っております。文楽館については、清和文楽人形芝居保存会の後継者の育成のめどが立ちました。安堵したところがあります。本年7月にはギリシャ公演も計画されております。世界に向けた清和文楽の発信をこの機会にしっかりとさせていただければというふうに思っております。また、清和天文台につきましましては、星空のきれいな高原ということで昨年表彰も受けました。こういったことを誇りに、さらに地域の皆さんと連携して運営に取り組んでいただければと思っております。物産館につきましても、本年20周年を迎えます。清和高原の野菜を初め、地域の農産物、それから加工品の販売にさらに力を入れていただいて、ぜひ経営の正常化、黒字化を目指して努力していただければというふうに願っております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第6号の説明が終わりました。

よって、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告について」は報告済みとします。

日程第12 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、報告第7号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について」の説明を求めます。

商工観光課長、楢林力也君。

○商工観光課長（楢林力也君） 報告第7号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。平成26年6月5日提出、山都町長。

有限会社そよ風遊学協会につきましては、基金の取り崩し、それから累積赤字の財政的なマイナスのイメージが非常に強うございます。しかしながら、従業員の皆さんの努力によりまして、道の駅の開業による経済効果もあらわれつつあります。わずかでございますけれども、長期の借入金の返済が100万円、それから累積赤字の348万1,000円を本年は減らしていただいております。

それでは、状況について説明を申し上げたいと思います。

決算のほうを見ていただきたいと思います。まず、4ページのほうを見ていただきたいと思います。第5期の推移ということで、これは指定管理、最後の第5期でございましたので、第5期ということで書いておりますけれども、平成25年度がフロントのほうで4,300万円、それからレストランのほうで1億697万8,000円、それから販売のほうで、これは物産館のほうでございまして、6,585万3,000円ということでございます。それから、ブルーベリージャム、パンなどの体験、竹づくりの体験等のほうで1,204万4,000円となっております。また、お客さんのほうも、25年度につきましては、フロント、それからレストラン、浴場、販売のほうはふやしております。浴場のほうは減らしております。

決算報告書のほうを見ていただきたいと思います。

貸借対照表でございます。流動資産として、現金、預金とか売掛金、クレジット等、流動資産の合計が1,492万9,621円。それから固定資産と合わせて3,642万8,921円となっております。負債のほうを見ていただきたいと思います。7ページです。買掛金、未払い金等合わせまして7,856万6,840円となっております。資本の部。資本金1億円。それから繰越利益剰余金、マイナスの1億4,213万7,923円となっております。資本合計がマイナスの4,213万7,923円となっております。依然として累積の赤字を見ておりますけれども、平成24年が4,500万ございましたけれども、三百数十万円は減らしていただいております。

8ページのほうを見ていただきたいと思います。経常損益の部ということで、売上高2億6,241万8,430円ということで、営業利益が429万7,261円ということで、この中から借入金の100万円の返済、それから経常赤字の分を348万1,451円減らしております。

それから9ページを見ていただきたいと思います。一般管理費、役員報酬から給与、雑給、法定福利、厚生費合わせますと9,594万2,740円となっております。大体正規職員、それから臨時、パート合わせますと9,594万2,000円の人件費となっております。やはり水道光熱費とか、そういった燃料費の高どまりの影響でコストカットのほうが非常に厳しい状態ではございます。

そよ風パークにつきましては、今後は採算ベースに合う施設の運用や、そよ風パークが持つスケールメリットとかロケーションを生かした事業の展開を図っていただいて、南阿蘇の玄関口として、高森や南阿蘇村と連携して今後認知度を上げていただいて、さらに経営の安定化に向けて、それから累積赤字の解消に向けて努力をいただきたいというふうに思っております。

以上、商工観光課が所轄しております4団体の経営状況について報告をさせていただきました。説明の中で、私、黒字とか赤字とかいった表現をしまいたけりけれども、各施設にはそれぞれ委託料であったり、特別会計の財政的な補助、あるいはいろいろな支援をしております。各施設においては、本来の生業であります利益を計上していただいて収支計算の評価をすべきことは十分承知しているところでございます。

町が管理いたします11の指定管理施設につきましては、設立当時のそれぞれの町村のさまざまな経緯、それから事情があったわけですがけれども、さきの一般質問でも御指摘がありました、この合併10年を機会に、やはり専門的な財務の状況分析、それから事業の検証、また評価を行った上で、やはり今後の施設のあり方、それから、将来この施設をどうやっていくのかという検討につきましては、またしっかりとしていきたいというふうに思っております。

議会の皆さん方には改めて御協議を申し上げたいと思いますので、また今後御指導、御支援のほうをよろしく願い申し上げまして、以上、報告とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第7号の説明が終わりました。

よって、報告第7号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について」は報告済みとします。

日程第13 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第13、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況報告について」の説明を求めます。

企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） それでは、報告第8号について報告させていただきます。

報告第8号、有限会社「清和資源」の経営状況報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「清和資源」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。平成26年6月5日提出、山都町長です。

この清和資源につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。お手元にあります13期の決算報告書で説明をさせていただきます。

まず、3ページをおあげいただきたいと思ひます。損益計算書をごらんください。売り上げでございますけれども、測量設計受託収入、5,192万、ほかに測量助手人夫賃収入として187万8,000。あわせまして右側にありますが、5,380万2,650円が総売上でございます。一番下のほうに表に①、②ございますが、明細が掲示してございます。

次に中段の販売費、一般管理費といたしましては、右側の3段目にございますが、3,901万円ということでございます。この一般管理費につきましては、次ページの4ページに詳細のほうに計上してございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、同じく3ページでございますけれども、損益計算書に戻っていただきまして、これらの一般管理費を除いた営業利益が1,479万894円ということになっております。その他の営業

外収益等々を引きますと、中段でございますが、1,470万200円ということになります。これは昨年度よりも87万円程度の減となっております。その他、特別利益、特別損失を差し引きしまして、税引き前の当期利益が1,471万7,200円、税等の法人税、県民税、事業税、町民法人税と合わせました充当額の422万6,600円を引きますと、当期純利益は1,049万600円となっているものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。貸借対照表でございますけれども、一部について御説明させていただきます。

右側の純資産の部をごらんいただきたいと思っておりますけれども、損益計算書による本年度の利益剰余金は1,049万600円でした。これを純資産の部でもごらんいただきますと、前年度まで6,502万3,293円ございましたので、本年度の繰り越し利益剰余金は、その純資産の部の下段にございます7,551万3,893円ということで、現在7,851万3,893円の純資産ということになっております。

平成26年度の事業計画、本年度の事業計画につきましては、引き続き清和地区、蘇陽地区の一筆調査や測量業務を予定し、6,200万程度の事業計画、そして経費が4,200万程度ということで、26年度につきましては2,000万円程度の利益を予定しているということでございます。

以上で、有限会社「清和資源」の経営状況報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第8号の説明が終わりました。

よって、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況報告について」は報告済みとします。

ここで昼食のため、12時50分まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後0時49分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第31号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第31号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第31号、平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について、説明をいたします。

予算書を願ひいたします。

まず、歳出から説明をいたします。9ページをお開きください。この歳出の説明に入ります前に、人件費の補正が今回出てきております。この人件費の補正につきましては、当初予算編成後に行いました人事異動等に伴います補正でございますので、説明のほうは省略させていただきたいというふうに思います。

それでは2款1項総務管理費でございます。

まず、広報費です。68万1,000円の補正を組んでおります。テレビデータ放送利用契約料ということでございます。これはRKK熊本放送、これを活用したテレビデータの放送ということで、現在、4月から6月までの3カ月間を試験放送期間ということで行っております。テレビのリモコンがございますけれども、このdボタンを押しますと、中にデータポンというものが出てまいります。そこで防災情報ですとか、お知らせ、これは今回、農業委員選挙ですとか乳幼児検診のお知らせとかを掲載いたしております。また、イベントですとか、そういった情報を掲載いたしておりますので、テレビを見ながらリモコン操作でそういった情報を取得できるというものでございます。また、情報提供のほうも役場のパソコンから直接入力をして放送に乗せることができるというものでございますので、テレビという非常に身近な媒体を使って、お年寄りの方にも簡単に操作ができるというものでございます。今回は、先ほど申しあげました4月から6月の3カ月間は試験放送期間ですので無料ですけれども、7月以降、来年の3月までの契約料ということで計上させていただきました。

続きまして、11ページをお願いいたします。

18目の地域振興費でございます。ここは731万6,000円の補正をいたしております。この中で主なものを説明いたしますと、委託料として、地域資源利活用型就職促進支援事業委託ということでございます。これは熊本県の緊急雇用創出基金事業というものが平成26年度から実施をされております。これは、これまでと同じ基金事業でございますので、その459万というのは、このまま全額県補助金として委託料に充当されるものでございます。同額になっております。内容としましては、町内外の小中学生を対象に昔ながらの生活体験ですとか、食品の加工、それから里山フットパス、自然観察、そういった体験学習ですね。それから、食育、森林などのインストラクターや環境カウンセラー等の資格取得、そういった資格取得に向けて、実習、研修を通した人づくり研修によって体験プログラムの企画実習を行っていくということでございまして、委託先はNPO法人の地球緑化の会というところを予定しております。2名の雇用を予定をしているところでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金でございますけれども、230万、コミュニティ助成金を計上いたしております。これにつきましては、上差尾自治振興区で行われますコミュニティ活動、これに係ります備品、具体的にはグラウンドゴルフですとか玉入れなどのスポーツ用品、それからイベント用のテント、芝刈り機、そういったものを整備されますので、それに係るコミュニティ助成金が今回交付されるということで、その他のところの230万は宝くじの助成金ということで、この財源を充当するという。全額230万は宝くじの助成金が充当されます。

それから、飛びまして13ページをお願いいたします。13ページ、一番下の障害者福祉費でございます。障害者福祉サービス確認システム使用料ということで38万9,000円計上いたしました。これは障害者自立支援給付費の支払い確認システムに係ります使用料でございます。障害者福祉サービスの支払い審査、これをより正確に、迅速に行うために、今回7月から来年3月までのシステム利用料を計上したところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。5目の老人福祉費です。高齢者福祉施設人材確保支援事業委託料です。これも先ほど申し上げました熊本県緊急雇用創出基金事業の一つでございます。754万7,000円、全額県費補助でございます。この事業によりまして、福祉施設で必要な人材を育成、確保するということで、福祉の目的を図ることを目的といたしております。二つの福祉施設に計5人を雇用するという計画でおります。

次の6目の老人福祉施設費、これは清楽苑のスプリンクラーの配管の凍結防止の修繕を今回行うものでございます。

16ページをお願いいたします。16ページは、1目の児童福祉総務費23節です。平成25年度の放課後児童健全育成事業費補助金の返還金でございます。これは計画時より利用人数等に変動がございましたので、その精算ということで今回返還を行うものでございます。

17ページ、3目の環境衛生費をごらんください。一番下の28節操出金です。簡易水道特別会計操出金です。これは後で簡易水道特別会計の補正予算が説明があると思っておりますけれども、簡易水道事業会計への人事異動、それから水道管の移設に係るものを今回776万8,000円計上をいたしましたところでございます。

次の19ページ、農政費でございます。今回、19節負担金補助及び交付金に8,054万8,000円を計上いたしております。まず、農林振興事業補助金ということで578万2,000円、これはトマトハウス、トマトのハウス設置とイチゴの病害防除設備、そういった経費に係る補助ということで、40%補助をいたしております。相手先は蘇陽地区のトマト生産組合、またはイチゴ施設の整備組合、こちらのほうに補助金を交付するものとしております。

それから、次の、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金でございます。6,420万5,000円です。これはトマト、それからベビーリーフ、チンゲンサイ等のハウス施設、それからイチゴの光合成促進整備システム、そういった整備に係る補助ということで、トマトや野菜の生産組合等に交付をするというものでございます。

それから、次の農協青壮年部海外視察研修助成金、10万円です。これは1名の方が農業大国でありますオランダ、フランスのほうに農業研修に視察研修に参りますので、その町からの助成金ということで10万円を計上したところでございます。

続く経営体育成支援事業補助金、749万4,000円です。これにつきましては、新規就農者や意欲のある経営体等で、経営規模の拡大をする場合ですとか、経営の多角化を図っていくために必要な農業機械の整備、それから経費の支援ということでございます。今回は2件、2名の方がこれに該当しまして、どちらも新規就農者でございます。トラクターですとかラッピングマシン等々のそういった農業機械の整備、これに係ります補助を今回計上いたしております。

それから、次の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金、236万7,000円です。これはJAかみましきの茶部会のほうに交付をするものでございます。茶の被覆資材、それから防霜ファン、こういった整備に係る経費を今回計上いたしましたところでございます。

それから、鳥獣被害防止対策助成金、60万です。こちらにつきましては、山都町の鳥獣被害防止対策協議会というものが県、それから森林組合、森林管理所、もちろん町、町議会のほうも入

っていただいております。こういったところで組織しております協議会のほうに交付をするものでございます。今回は箱わな、この導入20基、それから箱わな講習30人分、こういった事業に係る助成金を計上したところでございます。

これらの特定財源としまして5,139万2,000円、内訳としまして、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金としまして4,280万2,000円、それから地域特産品産地づくり支援対策事業補助金として109万6,000円、経営体育成支援事業補助金としまして749万4,000円、この3件が当たっております。合計の5,139万2,000円ということでございます。

続く19目のふるさと・水と土保全対策費では45万の補正予算を計上いたしております。中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金でございます。こちらにつきましては、旧矢部の菅地区におきまして、もう十数年以上続いておりますけれども、棚田ふれあい探訪ツアーというものを実施をいただいております。これに係ります経費ということで、全額県費補助をいただきながら事業を実施をしているところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

中ほどの2目林業振興費です。消耗品費としておりますけれども、内容は、有害獣の駆除対応の腕章を今回つくりかえるということでございます。現在、腕章をつくっておりますけれども、非常に古くなっておりますので、今回腕章のつくりかえをするものでございます。

続く3目の林業土木管理費です。まず修繕料として155万円。これは林道松尾線、それから林道矢部水越線、この2路線の道路修繕に係るものでございます。工事請負費の480万、これは林道青石線の舗装補修工事ということで、3月、当初予算計上以降に判明した箇所につきまして、今回それぞれ補修を行うものでございます。

続く21ページ、商工費の3目観光費でございます。

まず地元企業の歴史及び酒づくり説明ガイド養成事業委託料ということで、182万7,000円を計上いたしております。これも先ほどの熊本県緊急雇用創出基金事業、これの一つでございます。通潤橋の観光客をいかに浜町町内に誘導するか。これが一つの大きな課題であるというふうに考えております。地元企業の酒蔵といいますのは年間多くの観光客が訪れておりまして、そういったところに観光案内の人材育成をいたしまして、より多くの観光客、そういった方を呼び込んで、酒蔵を訪れた観光客に食事どころですとか物販施設、そういったところに案内することによりまして地域経済の活性化につなげていきたいということが目的でございます。1名の方を雇用することで予定いたしております。

もう一つの委託料200万円でございますけれども、合併10周年記念ビデオ制作委託料です。これは今回、先日から一般質問でもやっておりましたけれども、合併して10周年を迎えます。これを機に町のプロモーションビデオを作成したいと思っております。観光促進ですとか移住、定住促進につなげ、それからいろんなイベントとかキャンペーン時に放映をしていきたいと。また、DVDとして制作をしましたものを配付、または町のホームページ等で掲載をしていくということを行ってきたいということでございます。200万円の制作委託料を計上いたしております。

それから22ページでございます。こちら、委託料に517万7,000円、建設業人材育成事業委託料

ということで計上いたしております。これも熊本県緊急雇用創出基金事業でございます。全国的に深刻化しております建設業の後継者、人材不足、これらに対応するために建設業におけます人材育成、こういったことを支援するために、働きながら資格ですとか勉強の取得のための講習、訓練を実習しまして、将来的には正規雇用につなげていきたいというものでございます。地元建設業に2名の方を予定をいたしているところでございます。

これまで熊本県緊急雇用創出基金事業として4件の事業を説明してまいりました。総額で1,954万1,000円ということになります。

続く同じ22ページ、7款でございます。この道路維持費に390万、トンネル点検業務委託料を計上いたしております。昨年度、25年度に町全体のトンネル、これは15トンネルございますけれども、これの調査を行っております。そのうち今回は御所トンネル、それから中ノ原トンネル、これは下名連石冷水にあるトンネルでございますけれども、この二つのトンネルが特に詳細の調査を要するというので、今回390万の調査費を計上いたしました。近接の目視でしたり、打音検査、点検ですね。そういったことを内容としているところでございます。

続く23ページでございます。道路新設改良事業費ということで、300万の用地調査等業務委託料を計上いたしております。内訳としまして、町道中町線、県道南田内大臣線に九州電力の矢部営業所がございますけれども、そこから入る道路でございます。町道でございます。矢部広域病院の南側に当たりますけれども、この町道中町線と、もう一つ、町道牧野上司尾線、これは浜町の下馬尾交差点ですね。この箇所に係ります2路線の用地等、調査等の業務委託料ということで300万の調査費を計上したところでございます。

続く4目の道整備交付金事業です。これは2,000万の減額補正を行っております。内訳としまして、長谷埋立線ほかの工事ということで、全部で5路線の工事でございます。今回、路線数を減じておるということでございまして、事業量で調整をしておりますので、先ほど申し上げました5路線の中でそれぞれ内容に照らしながら今回事業量で調整、2,000万の減額補正を行ったところでございます。これは補助金の内定額減額に伴います減ということでございます。

続く7目の社会資本整備総合交付金事業です。まず委託料としまして、測量設計委託料が減額の720万、それから合併工事委託料が減額の7,500万でございます。これにつきましては、国の補助金の内定が今回決定をいたしまして、1億ということで内示額をいただきました。これに合わせて当初1億7,500万計上いたしておりましたので、その分の7,500万を今回減額補正をいたしましたということでございます。

それから、次の工事請負費です。減額を1億8,820万としております。町道長谷線ほか改良工事ということで、全22路線、失礼しました。全12路線ですね。12路線の今回事業に係ります減額をいたしたところでございます。これにつきましては、平成25年度から29年度までの5カ年の事業でございまして、現在この5年間の全体計画につきまして当初認定を受けているところでございます。

そういうことで、今年度の補助金減額、これにつきましては、それぞれ路線ごとの実情に照らしながら事業量を調整したところでございますけれども、この今回調整しました事業量につきま

しては、先ほど申しあげました5年間のトータル、つまり5年間の総額の中で順次、次年度に先送りしながら完工を目指していくというものでございます。つまりは、事業を廃止をするのですとか、路線をどれかとりやめるとか、そういった事業量を縮減したということでは、することはございません。認可を受けております以上は、今回実施できない分については次年度以降に再度申請を行っていくという、必要事業量を確保するといった性格のものでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

なお、今回のこの6月に当初予算の補正前、7億6,279万4,000円、これに対しまして事業費ベースで約65%になります4億9,239万4,000円となる今回の補正予算を計上させていただきました。これは例年ですと、5月の中旬から6月の中旬にかけて配分の国からの内報というものが参ります。これで直近の9月補正予算にて計上を行っておったところですが、今回はことしの3月31日に内報が参りまして、その事業の見通しがついたと、また内報である程度金額が決定したということを見ました時点において、直近の今回の6月補正にて計上を行ったところでございます。なお、交付金自体も減額をしておりますけれども、25年度実績額と比較しますと、25年度が2億5,051万4,000円でございます。今回の内報額では2億9,558万円と、額にして約4,500万円、率にして18%の増を見ておるということでございます。

続きまして、10目橋梁新設改良費です。これは橋梁長寿命化修繕計画に基づきます2橋、これは所野尾橋ですね。下名連石です、と、新生橋、清和の川の口です。この2橋につきまして、先ほど申しあげました橋梁の長寿命化修繕計画に基づいて、今回補修工事を行うというものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。これは高速道路対策事業費の中で、今回委託料と工事請負費を計上いたしております。それぞれ200万と1,000万でございますけれども、これは北中島の大星の集団墓地移転に係ります国の代行工事です。これに伴います測量設計委託料と工事請負費ということになっております。委託料につきましては、移転先の造成の設計、それから1,000万の工事請負費につきましては、移転先の用地造成工事ということになっております。この移転完了後には、国のほうから町に対して代行工事ですので補償費がその分全額支払われるという性格のものでございます。

続く8款の消防費、災害対策費です。19節に120万、コミュニティ助成金を計上いたしております。これにつきましては滝上、木原谷の自主防災組織に対して、今回この二つの自主防災組織に対しまして交付がなされます。これも宝くじ助成金でございます。全額120万、その他のところに財源を充当いたしております。防災用の資機材がないようございまして、今回は担架ですとかジャッキ、それから発電機、それとはっぴや長靴等々、そういった資機材の購入を計画をされているようでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。9款の教育費2目の学校振興費です。19節に20万、生きる力を育む研究指定事業補助金ということでございます。確かな学力の育成を目指した授業の改善と学習習慣づくり、これを研究主題として、蘇陽中学校に対しまして20万の補助を行う予定でございます。うち10万、2分の1は県費が補助ということになっております。

それから、29ページ、給与費の明細書でございます。29ページから31ページにつきましては、今回3月の当初予算の編成時以降、新規採用職員予定者等の1名の辞退ですとか、産休、その時点で判明しておりませんでした産休等によります減ですとか、簡易水道事業会計の1名の異動、そういったことの減額を今回反映した内訳になっております。31ページまでがその明細ということでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

歳入につきましては、この7ページからなんですけれども、それぞれ、ただいままで歳出予算の財源として説明いたしましたものにつきましては省略をさせていただきたいというふうに思います。説明しました以外のものにつきましては、11款の7ページ、一番上ですけれども、地方交付税ということで、7,043万7,000円の特別交付税を計上したところでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。今回は事業費減に伴います9,740万円の減額補正を行ったところでございます。

表紙の次をお願いいたします。平成26年度山都町一般会計補正予算、平成26年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,900万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成26年6月5日提出、山都町長でございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 23ページの、多分建設課のほうの予算と申しますけれども、この中款の土木費1項道路橋梁費の中の道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業ですね。これについて大体2億ほどの減額がなされております。これについては、当初、町長からの提案理由の説明の中にも入っていませんでしたので、何のこった、どうしてこんな事態になったのかというふうに感じたわけなんですけれども。

大体基本的には、こういう事業というのは前年度の10月ごろ申請して、基本的に6月の頭ぐらいいから決定通知が来るということで、今回は4月に新年度予算を組み、なおかつ6月ということは1カ月そこそこで減額がされているということで、いかなる努力があったのか。交付金が決定したので仕方がないということなのか。それと路線別にどの程度の減額がされているのか。この路線別の減額については、どういう経緯をもって役場のほうで査定されたのか。ここが現場によって査定したのか。それとも路線ごとにそういうふうな減額されたのかということもあわせてお伺いしたいと思いますし、今、先ほど総務課長のほうから説明がありましたけれども、5カ年間でやっていくと、計画ですので、やっていかれるということは総務課長から説明がありました。ともすれば、突発的なことがあれば5年か6年やるということもあるかもしれませんけれども、

この事業費の路線名と減額した金額ですね。道整備事業と社会的資本整備事業の中での内訳を御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、お答えをいたします。

交付金事業につきましては総務課長が先ほど申しましたように、例年ですと5月の中旬から6月の月上旬に内報が出るという形でございます。申請につきましては、要望、調査につきましては10月の下旬から11月の月上旬にかけて要望書を提出し、内報配分は先ほど申しましたように5月中旬から6月の月上旬に内報を受けるところです。事業の減額または増額につきましては、例年9月議会にお願いしていたところでございます。事業の取り組みの考え方につきましては、社会資本整備交付金事業は65%の交付金がつくということで、優良な交付金事業であります。今回の社会資本整備交付金事業につきましては、平成25年度から29年度までの5カ年事業でございます。しかし、要望額に対しまして40ないし60ぐらいの配分しかないというのが現状でございます。今回につきましては、総務課長が申しましたように、事業量ベースで4億9,239万4,000円の65%ということで事業を減額させていただいたところです。

それから道整備交付金事業につきましても、2,000万円減額をいたしておりますが、これも社会資本と一緒に内報が26年3月31日ので出ましたので、今回減額をお願いしたところでございます。路線につきましては、まず、道整備交付金事業ですが、5事業を実際今やっております。その中で大きい路線ごと、議員さん、言うたがようございますか、それぞれ。

（自席より発言する者あり）

では、道整備につきましては、それぞれ500万円ずつ、4路線減額をいたしております。それから、社会資本整備交付金事業につきましては、瀬戸福良線、それから柚木砥用線、長谷線、これは高速道路関係です。それから藤木猿渡線、西谷線、大川大矢線、小笹井無田線、上川井野日名田線、長谷花立線、二瀬本花上線、仮屋神ノ前線、杉木田小野線。それから委託業務として、橋の点検業務、道路点検業務ということで、減額いたしましたのは、柚木砥用線が1,000万円、それからインター関係の7,500万円、合併工事後7,500万円、それから西谷線が400万円、大川大矢が6,000万円、小笹井無田が1,500万円、上川井野日名田が2,500万円、長谷花立が1,690万円、二瀬本花上線が470万円、仮屋神ノ前線が470万円、杉木田小野が5,150万円、委託業務が、橋点検委託が360万円ということで減額をさせていただきました。事業量ベースで、1億8,820万円と、委託の8,220万円ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） その10月ごろに国のほうに申請して、予算に上がったのは新年度、当初予算で上がった。その間、約1カ月もしないうちに減額ですよということになっているわけですが、これは全国的に減額されているのか。そうであれば、各市町村におかれ、いろんな市町村におかれても、これは要望がちょっと待てよというようなことが全国的から上がってくるようなことも考えられるし、うちのみならずであれば、当然、その他町村との連携をしながら、まず予算復活というようなことは、努力すればあるのじゃないかなというふうにも考えますし、時期尚

早じゃないかと、のっかってもいいんじゃないかというふうには考えるわけですが、そこにつきまして、各町村、ほかの町村との連携とか、いろんな形の中で交渉するというようなことができなかつたのか。なおかつ、また当初の予算の計上について、ちょっと多額に、減額されても118%ですか。ということであれば、当初の申請がちょっと多目に出したというような結果でこのようになったのか。そこら辺のところの2点について、今後の取り組みについてもぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 7億6,279万4,000円につきましては、それぞれ工事を5カ年間でやるわけでございますので、なるだけ5カ年間で済むように見積もりまして申請をいたしたところでございます。それに対しての、先ほど総務課長が申しましたように、前年比に対しまして4,500万ほど多く交付金をいただいて、内報をいただいたわけですが、県一括に交付金が来まして、それを県でまた町村ごとに配分をするわけですが、その配分につきましては県のほうで配分しますので、町のほうでどうだということではありません。しかし、あくまでも7億6,279万4,000円に対して2億9,500、交付金がついたということで、逆算しますと、2億9,500万の事業量につきましては、4億9,239万4,000円というようなことで御理解いただきたいと思えます。

それから、努力のほうにつきましては、総務課長のほうから。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま建設課長が申しましたように、県に一括して、まず交付金自体が配分として参りますものですから、なかなか町村間で自由にいろいろ申請したりとか、町村間の調整というのが、非常にこれは難しいということが一つございます。それが、まず、済みません、先ほどの前段の御質問に対する、一つ、回答の補足でございます。

あと、努力につきましては、申請を、先ほどありましたように、10月から11月にかけて要望を行います。それから内報が来るのが、例年でしたら5月中旬から6月上旬ということでございますけれども、この間にやはり私どももしっかりと関係各方面に話を、実情を訴えながらやっていたかなくてはいけないと思っております。今回は、済みません、そういった一応申請を出して、もちろんこういったヒアリングの中で一生懸命、県並びに国のほうには説明いたしておりますけれども、内報があつてからのそういった調整ということに関しては、今回はやっていないということでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 実情はよくわかりますけれども、できましたら、ちょい休憩をとつても、路線ごとのわかるように配付ができればお願いしたいと思いますし、この事業につきましては、当初予算が出た段階から、地元のほうには話もしているところもあるわけなんです。ですから、地元に対しても予算はこしこつきましたと話して、いや、下げられましたということはなかなか言いづらい議員もいらっしゃると思いますよ、実際。

そういう中で、これは行政側としても説明責任もありますし、当然説明していただくとは思

ますけれども、ちょっと休憩とつてもよろしいですから、路線ごとに、コピーすればできるような品物であれば、この会期中に配っていただきたいと思いますし、その説明責任というのも、きちんとした中でお願いしたいというふうに考えておりますし、私たちもやっぱりこういう、理由はわかりましたのでね、幾らぐらい減額されたということで、4,000万のうちの100万、200万したら全然問題ないわけですがけれども、多いところは6,000万、7,000万という話もありましたし、そこへの説明責任も、私たちも説明していかなきゃならないし、行政側としても全員そこら辺のところには気を使っていたきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 御指摘のとおり、3月の当初予算に7億を超える予算を計上いたしました。また、6月に今回4億、5億弱ですね。約65%となる補正予算を計上という形になりましたことにつきましては、事業費、国の枠配分という性格のものもありながらも、非常に私も今回については御指摘ありましたように各関係方面に少なからずいろんな影響を与えたのではないかなというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますけれども、今回、事業量である程度縮減といいますか、それで調整をさせてもらっております。路線を廃止するとか、そういったことではなくて、次年度以降に先送りをしながら、5年間の中で完工していくと、目指していくということにしておりますので、何とぞここらあたりは御理解いただきたいなというふうに思っております。私どもも、またそういったことについては丁寧に地元関係者のほうには説明していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず資料はね、後で出していただくといいです。結論から言うと、町民にどう説明するかと。町民は、期待しておったのに当てが外れたと。議員さんたちは恐らくそれぞれの地域でそういう報告をなさっておるんですね。だろうと思うんです。だから、町民に期待外れのことを報告してしまったということも一つあるかと思えます。

ただ、今、説明を聞いておましてね、総務課長、結論から言うと、見通しが甘かったということじゃないでしょうか。内示が来るのが、いつもよりことは早かったと。だから早く減額補正をすることができた。そういう説明でしたけれども、これは早いほどいいですけれども、早かったからこういう結果になったんじゃないんです。早くても遅くてもね、9月になっても同じ減額補正しなきゃならない。だから、時期が早かった、遅かったはあなたたちの免責要件にはならない。問題は、さっきから出ているように、どういう見通しだったのか。あれはヒアリングの段階で大体のことがつかめなかったのかどうなのかですね。そこが一番だったと思うんですよ。あれは建設課のほうも、建設課長は4月になったばかりでお気の毒だけれども。

（「建設課長は違うて」と呼ぶ者あり）

あなた、建設課はそのまま。ごめん、ごめん。経済課がそうだったか。

（「修正せい」と呼ぶ者あり）

とにかく、建設課の見積もり、それを受けての、これは総務課長も、あるいは建設課長もヒアリングを一緒にするんですかね、県に対しては。建設課長だな、うん。だから、そこがどうなっ

たかですよ。やっぱり今後の教訓にするために、ここは少し私も言っておきたいんです。これは建設課の問題ばかりでなく、いろんな事業。今、地方自治体は、昔は3割自治と言われておったけれど、3割自治でもない。もう1割自治です。百二十何億の予算の中で自前は11億しかないので、町税は。全ては補助金やいろんな制度に乗っからなきゃいけない。あるいは起債だって、一番いいのは起債だけれども、ほとんど過疎債で。ということであなたたちも苦労していると思うんです。なるべく制度的に有利なものをと。これは65%だから、これに飛びついたのはとてもいいことです。その場合にきちんと見通しを立てた予算編成をしていただかないと、今度のようなことを繰り返すようになれば、町民の不信を招きます。

これは町長、よう聞いてってください。各課どこでも、これは建設課だけがしかられているんじゃないんですよ。みんな、今度の一般質問でも執行部の士気がちょっと緩んでおるんじゃないかという、各議員さんたちからの意見が出とったけれども、こういうところに象徴的にあらわれるんじゃないかな。どうですか。そのヒアリングの段階でわからなかったかですね。1カ月前にヒアリング、あるいはその前からしておったか知りませんが、もう5月にはあなたんところはこれだけですよと、一方的に通知が来た。だから、これに今度減額した。減額補正せざるを得ない。やったことを悪いと言いません。一番問題なのは、そういう見通しがどうだったか。予算編成段階での見通しがどうだったか。そこを総務課長がどれだけ把握して、それを受け入れて、この予算編成をしたかということにもなるんです。そこをちょっと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 事業量につきましては、県のほうに申請する段階で精査をして、各路線ごとに、5年間の事業でございますので、5年ごとの、1年にどれだけしなければ5年でここまで行き着かないという目安がありますので、1年ごと1年ごとに目安を立てましてやっていくわけでございます。昨年につきましては、25年度につきましては、6月時点で大型補正が出るという打診がされておりました。ですから、昨年につきましては9月も12月も補正をせずに、最終的には3月の補正をお願いしたということでございます。今年につきましては、事業量の7億円につきまして、事業量を精査して県にはお願いしたわけですが、予算化につきましては、議員御指摘のように精査が足りなかったのではないかとされますと、大変言葉に苦しゅうございますけれども、そういうことだったのかなということで、今後は財政当局とも十分協議いたしまして予算化を努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「地元についての」と呼ぶ者あり）

事業につきましてはの地元説明でございますが、それにつきましては、事業に入ります前には必ず地元に区長さんなりにお話をしてから工事に入りますので、それは十分説明をして今年度もやりますけれども、計画していたしこはできませんということでおつなぎをしようと思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長の答え。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま建設課長のほうから適正な計画に基づいて今後やってい

くということでございます。今回、国の配分とはいいいながら、本当に一部を先送りせざるを得なかったということは、財政を管轄する総務課としても非常に心苦しいところでございます。当該路線関係の住民のみならず、いろんな各方面の方に影響を与えたということは、これはしっかりと肝に銘じたいと思っております。

今後ですけれども、計画を策定します際には十分中身を再度精査をしながら、本町の実情というものを国や県等、各関係機関に十分訴えながら、満額のもちろん交付要望を行っていくということは重要であるというふうに思っております。ただ、そういった要望額を基本としつつ、今年度のような形にならないよう、過去の配分実績等を十分勘案しながら、適正な計上に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私はちょっとマッチポンプみたいなことを言うことになってしまいますけれども、担当から前のめりに、前倒し的に要求するのは、私はこれは当然だろうと思うんです。そして、それから先が問題なんですね。これでびびってしまって、また議会でやられるから、内輪に要求しておこうと。内輪に予算は編成しておこうなんていうことにはならないでください。私もはあなたたちの揚げ足をとるばかりがというつもりはありませんので。応援もしたいんです。しかし、やっぱり的確な見通しは立てなきゃいかんということですね。前のめりになることは、もう心情としてよくわかります。よくあればあるほど、1カ月も早く終わりたいわけです。ただ5年間の継続であれば、事業の配分がどうかというのは、今、総務課長が言ったように、過去の例から見ても大体わからんですよね。そういうことを踏まえた上で、きちんとした根拠を持った予算編成をしていただきたいと、これは要望いたしておきます。

私は質問を3回しかできませんので、ついでに立って申し上げておきますが、緊急雇用対策で3事業所にそういう人たちを委託した。こういう人材をどういう形で選ぶのかですね。あるいは、さっき出た地域緑化の会というのは、地球緑化の会というのはどういうものなのかですね。これくらいのことで子供たちに環境教育、自然教育、私はこれを40年ぐらいそれをずっとやってきているけど、私も地球緑化の会の大先輩だな。どういうことで大仰にこういうふうなことが出ているけど、悪いことないんです。これはぜひやってほしいと思いますわね。

それから、教育委員会、生きる力ということで、わずか20万だけれども、これはどこかの学校に指定するという説明でしたが、生きる力と、具体的にどういうことかな。説明では学習習慣をつけさせるという説明でした。具体的にはどういうことなのか、聞いておきます。

とにかく、この補正で一番眼目は、今の減額補正、建設課。恐らくほかの議員さんたちもいろいろ御意見があろうかと思ひまして、私一人では時間をとりません。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁させます。雇用対策。

企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 中村議員の御質問の一部にお答えしたいと思います。緊急雇用全体、県の緊急雇用対策につきましては、各課に要望を出して、それを取りまとめて県へ申請

して採択があったかということでございます。たまたま私どものほうで予算計上しておりますのが地域支援利活用型就職促進支援事業ということで、地球緑化の会というところが、今回その申請が採択になりましたので、その会はどういうものかということですので、若干お答えしておきたいと思っておりますけれども。

まず、この会は県内にあるNPO団体のようです。メンバーは、造園業、建設業、木材業、設計事務所、アジアやアフリカに砂漠の緑化とかをやったりとか、山都町も吉無田のところには何か植林をやったとかいう団体みたいですね。存じ上げるところでは、地元の企業とかがおりますが、そういうNPOがこの山都町を基盤にこちらで子供たちの活動の場、フィールドをこの町でやりたいからこの町で申請されたということで、県のほうへ出して採択を受けたということでございます。もちろん緊急雇用でございますから、そういった事業を今後も、この事業が終わった後もこの場でずっとやっていきたいという希望はあるようですので、きっかけとして一般質問等で議論になっております子育て支援とか定住維持に何らかの形で寄与すればありがたいなと思っておりますのでございます。

○議長（中村一喜男君） 生きる力。

学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 今、御質問がありました、生きる力を育むということでの研究指定のことについてお答えいたします。

熊本県の教育委員会の指定になるわけですが、県の教育委員会は、食育ですとか健康教育ですとか、いろいろ研究して行っております。今回は生きる力を育むということで、学力研究の推進指定、学力研究の推進実践とかそういうことでの指定がっております。ことしの26年度、27年度においては、蘇陽中学校のほうが生きる力を育む研究指定校ということで指定を受けております。

研究主題のほうは、確かな学力の育成を目指した事業改善と学習の習慣づくりとなっております。学習習慣の定着、これが一番大事なことです。学校の教育のみならず家庭学習を含めたところでの学習習慣の定着。そして積極的な授業への参加とか、授業以外で進んで勉強していく。そういう子供たちを育てるための研究推進校となっております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、佐藤一夫君。

（「13番」と呼ぶ者あり）

13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 13番です。

建設費のことですが、多額に減額されたわけですので、当初予算で予算がついたからといって、私たちが地元によろしくいろいろ聞かれるから、どうなりましたかという町民からの声が聞かれるから、何とかありましたよと言っとるわけですよ。今度は多額の減額をされた。それはさっき建設課長、また総務課長からいろいろ聞いて内容はわかりました。でも、その減額の内示が来てから、町長は、また県、また国に対して何らかの要望をされたかどうかを1点だけお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まずは当初予算で認めていただきながら、この6月の補正で減額をしたということについては、本当に申しわけないなという気持ちであります。

一つは、やっぱり国の補助金がつかなかったら、やはり町の単費でもやるというような勢いも必要であるというような御意見もあるかとは思いますが。そういう勢いで、そういう気持ちで予算要求もしていかなきゃならないし、予算上程もしていかなければならないというふうには私を考えますけれども、何分この社会資本総合整備交付金事業というのが、先ほど総務課長からも説明しましたとおり、5カ年計画で、25年度から29年度までやるということで、国のほうに認可を受けておりますし、それを地元で説明しているとか、いろんなことでこれを単費で、起債事業でやるというのもこれはなかなか難しかったわけでごさいます、こういう苦渋の決断をしたわけでごさいますけれども。

もう一つ、この補助金の割合というのは65%ぐらいついたということでもありますけれども、これは県のほうは、私が課長のときに経験したことなんです、内報のほうですね。これは各町村の内報額については明らかにいたしません。それで、減額が大きかったところは、やっぱりこれは情報が聞こえてきます。うちは低かったけど、おたくはどうだったかというのがですね。そういう中で聞きましたところが、やはり申請額に対して40%も満たないというところも過去には私は経験したことがございます。それは山都町、本町のことでありませんけれども、よその町ではそういうこともあったということで、大変この事業について非常にどうやって説明していけばいいのかということを悩まれた課長さんもいらっしゃいました。

そういうことで、ふたをあけてみないとわからないというところがちょっとありまして、非常に私ども、困惑しておるんですけれども。この国土交通省補助事業は、この道整備交付金と、今、社会資本整備交付金事業、これは二つで今やっております、昔の道路改良整備事業だとか、特会だとか、そういうのが今ないわけですね。今後この社会資本整備事業も維持工事にも、先ほど説明のあったとおり、長寿命化計画なるものを立てれば、維持工事にも使えていくということで、これに非常に特化されてきやせんかというふうなことも考えております。そういうことも考えますと、今後の予算要求の仕方というのは非常に難しいなという考えであります。総務課長も説明したとおりでありますけれども、本当に適正な額をどうやって当初予算で盛り込んでいくかというのは、非常に苦心しなければならないなというところでもあるというふうに思います。

そういうことで、うちの町の現状からいえば、約1,000本あります、町道がですね。約1,000本はないですけど、1,000本近くあります。九百何十本あって、延長が1,000キロも超えております。こういう中で、補助事業を捉まえてやっぱり改良の整備率を上げていかなければならない。これは地元の皆さん方の要望をとっても、この道路改良というのが一番要望としては大きい。これはもう事実でありますから、何とか他省庁の補助事業も取り入れながら、今後やっていかなければならないというふうに考えております。

それで、御質問の内容でありますけれども、どのくらいの働きかけをしたのかということでもありますけれども、私はこの町の実情、それぞれ面積は広いながらも、谷ごとにやっぱり集落があ

って、非常に道整備がおくれているということは、常々高速道路の要望活動、そして県道とか幹線道路の要望活動ですね。これは国、県のほうに参りますけれども、そのときにあわせてこのうちの実態を説明しながら要望もしているわけでございますけれども、結果としてこういうことになれば、やはり不足していたと、要望活動が不足していたということを言わざるを得ないというふうに思います。

今後、議会の皆さん方の御協力も得ながら、しっかりと要望活動、そしてどういった効果的な要求になるか、要望になるか考えて、御協力もお願いしていきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 今の答弁で、町の単費でも取り崩してでもやろうかという町長の意気込みは大変私も結構だと思いますけど、なかなかそういうふうに単費を取り崩しますと、町の財政も苦しくなりますので、やっぱりできれば、この25年から29年までの5年間で完工するというような約束でございますので、できるだけ早目に、今、計画されているところを完了させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁は要りませんか。

○13番（佐藤一夫君） 答弁は要りません。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。失礼しました。8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） はい、8番、工藤です。

今の件に関連しまして、要望なり質問なりさせていただきたいと思っておりますけれども、この件につきまして、経済建設委員会ではこの件だけで2回、委員会を開かせていただきました。3月の当初予算のときに7億6,000万という、非常に多くの工事請負費が出されました。そのことで非常に執行部のやる気というのも見えてきて、やるときはやるばいなというふうな思いもしたわけですが、今、2カ月たってここに来て、また2億円の減額という、非常に寂しい予算書になってしまいました。

そういうこともありまして、結果として補助金がつかなかったということで減額ということでございますけれども、これだけの、済みません、こういった期待をしながら、やはりここで2億円の減額をせざるを得ないということになりますと、町民の人たちもやっぱりこの2億円の経済効果というのは、やはり山都町内大変なものになると思います。

ですから、何とか、私たちは委員会としてもまだあきらめてはおりませんので、これまでは事務方の努力ですから、これからはやはりこの結果をもとに、町長、それから副町長の政治的な手腕、政治努力によってやっぱり少しでも復活折衝をしていただきたいというふうに思います。また、副町長は幸いなことに総務省からの出向でございますので、東京に帰られて、関係機関にこの社会資本整備の必要性を訴えていただくなら、私は1本か2本の補助はまだまだ可能性は十分あると思っておりますので、これは私どもの委員会の中でもそういった意見もございまして、まだまだあきらめちゃおらんぞと、私どもは最後までやっぱり当初予算の額を、町民と約束した仕

事をやっぱりやっていきたいという思いがありますので、要望しておきます。

町長と副町長に答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 補正をしながら、また頑張りますと言うのもなかなか言いづらいのですが、補正はしましたものの、今、そういう叱咤激励をいただきましたので、頑張らして、また予算が復活しましたら、本当に申しわけないですけど、補正予算にまた上げさせていただくというような恥ずかしいことをやりますけれども、頑張ってやっていきたいと、議員さんのお力もいただきながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 副町長、山本直樹君。

○副町長（山本直樹君） この町の本当に道路事情の厳しさ、それから「やまトーク」を回りますと、一番、もう本当に課題山積の中なんですけれども、道路の御要望が非常に多うございます。その事情はよくわかっております。

今回は本当に御迷惑なり、町民の皆さんを含めて御迷惑をおかけしているところですが、やはり今後の国の補正やいろんな取り組みをしっかりと捉まえながら、お願いすべきところはしっかりお願いをして、町長や委員の皆さん、それから職員の皆さん一体となって、この町のインフラが少しでも進むように頑張っていかなければならないというふうに思っておりますので、御支援をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） ちょっとほかのことでよろしいですかね。何かうわさしとらしてまた違うとならて……。

よかですかね。それじゃあ19ページの農政費の中で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金というのが6,400万円上がってきております。先ほどの総務課長の話じゃ、トマトとかイチゴとかベビーリーフの話が出ました。恐らくハウスの導入に関してだろうというふうに思いますが、以前私たちが非常に恩恵を受けましたハウスリースあたりが、単棟当たり、大体160万から200万ぐらいの間だったというふうに私は思います。今回組んであるのが、10アール当たりどのぐらいの金額で試算をしてあるのか、その辺をお尋ねしますと同時に、これは補助率はどのぐらいになるのか。その辺のことをもしわかりましたならお答えいただくならと思っております。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 藤澤議員の御質問にお答えいたします。

今回、農林振興のほうで、農業の基盤整備、これで約8,000万の補正予算をお願いいたしました。まさに農業基盤の整備ということで、即できる、農業の生産向上につながるということでしております。このくまもと稼げる園芸産地育成対策事業の補助金6,400万組んでおりますが、これは実際、県の事業でございまして、国庫事業に該当しなかった、そういうものを今回県の事業にのせたということでございます。補助金が、補助率で50%ということで、県が3分の1つけておりますので、町費をつけて50%の補助にかさ上げしておるところでございます。

事業の中身につきましては、高度トマト生産、これはトマトですけれども、14名の方。それから施設野菜の生産されている農家ですが、ベビーリーフとかチンゲンサイ、ピーマン、この方々が9名。それからイチゴの高設栽培、これが3名。それとイチゴの光合成促進装置、炭酸ガス発生装置ですが、これをされる方が3名ということで、今回、認定農家の方だけですけれども、29名の方を該当させております。

今、計算をしましたところ、事業費が、トマトにつきまして計算しましたところ、約210万ぐらい、単棟かかっております、はい。それから、ベビーリーフとチンゲンサイにつきましてはもう少し高いようございまして、200万をちょっと超す金額になるようです。

そういうような形で、一応農協がとりまとめをしまして、入札をかけておりますので、最終的に補助金の交付決定をすれば、入札をかけて、もう少し下がってくるんじゃないかとは思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今の件で課長にお尋ねですが、ちょっと私、聞いた範囲では、今のベビーリーフ、チンゲンサイについてはちょっと県のほうのハウスに関しての助成がないというふうな話を聞いておりますが、今、制度がないというような話を聞いておりますが、もし、そうであれば、ぜひとも農家の皆さん、農家がハウスを導入したいというようなことで申し込んであるわけですので、課長なり、たびたび出ますが、町長さんなりが県のほうにかけ合いをしていただいて、そういった予算もつけていただくような措置をしていただきたいと思います。そういった予算があるかないかを、一応質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 藤原議員の御質問にお答えいたします。

今回、申請がっております、この施設野菜生産組合から出ておりますベビーリーフ、それからチンゲンサイ、ピーマン、このハウスにつきましては単棟ハウスの申請がしてあります。今回、繰り越しでも申し上げましたが、積雪等の被害、こういうものも含めたときに、やはり高耐候性のハウスをつくるのが、やはり国としても進めるべく道じゃないかということで、連棟ハウスを国が推進しているということでございました。

ただ、県に参りまして、従来、平成12年度ぐらいから、特に清和地域につきましてはトマトの単棟ハウス等を入れた経緯がございまして、地形に応じた、そして単価が安く、移動も自分でできるということもございまして、その付近につきましては生産局長等と御依頼を申し上げ、そして上益城地域振興局の農林部長さん等にもそういう要望はしております。

御承知かと思いますが、4月に経済建設常任委員会の皆さんと一緒に東京に参りましたときに、農林委員長の坂本先生のほうにもその要望をしておりますので、その結果等につきましても、またこちらのほうからお尋ねしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません、何か質問が今、農業のところに行ったところなんです、私、先ほどから手を挙げましていた件は、ちょっとバックします。

盛んに建設費、土木費のほうの削減についていろんなお話があっていました。私、聞き漏らしたのかもしれませんが、国からのいつもの内報が早かったためにこういうことになったというふうな話もありました。そして、過去の例をちゃんと考えながら、こういうことにならないように計画していくことが大切だということもそれぞれおっしゃっていました。国が決めてきたことだからというようなところで、国がそういうふうに例年にない動きをしてきたというところの事情は何か御説明があったんでしょうか。私が聞き漏らしていたんだったら済みません。私もなかなかそういったことには全くうといものですから、皆さん、ひよっとするとわかっていらっしゃることかもしれないんですが、申しわけありませんが、私のためにだけでもお答えいただければうれしいです。

それから、もう一つ、先ほどから緊急雇用対策費のことが出てまいりました。これは地球の緑化のところは名前が具体的に出ておりました。それから、福祉関係のところ、高齢者福祉施設人材確保というところですね。2施設に対してありますというふうなことがありました。それから、観光のほうですが、これは酒蔵というふうに書いてありますが、多分通潤さんだろうというふうなことは容易に想像ができます。あと、建設のほうでも、建設会社に対して2社支援をすることになったというふうにもおっしゃっていました。

こういったところを具体的に教えていただければ、どこどこにそういった人材の派遣が行っているのかということ。そして、またこういうものは常々、この県の緊急雇用対策というのは、大変耳なれてきた言葉ではありますが、この間まで一般町民だった私にとっても「ああ、緊急雇用で雇われていらっしゃるのね」ということはよく話題にも出てきていましたので、何だかわかっているのですが、これは果たして、何というか、どういうふうにして選定をされ、これは一方的にどういうふうな情報を、こういう県の雇用対策がございませよということをどういうふうなルートでお知らせをしていらっしゃる。お知らせ板とか広報とか、私はあんまり目に、お知らせ板で見たような気がしますけれども、そういう広報の方法あたりを教えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 内報が早まったという経緯については、国が直接お話をされたわけではございませんけれども、国の国交省の予算の配分を見ますと、社会資本整備の中で、道路改良の予算が、平成26年度で9,100億円、それから防災安全対策ということで1兆800億円ということで、比重が防災安全対策のほうに今、向かいつつあります。それは3月の第1回定例でも御説明をしたところでございますが、笹子トンネルの天井板崩落事故がありまして、平成24年12月に発生したわけですが、国は25年の1、2、3月のうちに、これは大変なことになるということで、橋、トンネル、それから附属物、そういうものの総点検をやりなさいということで大号

令が出ました。そういうことで、その防災安全交付金のほうに予算の配分が行きつつあります。それとともに、バックグラウンドに東京オリンピックが2020年に開催されるということで、平成26年から32年までの7年計画というのが国が明示しております。そういう関係で内報が早まったのではないだろうか。これはあくまでも推測でございますけれども、資金の流れから、それから、東京オリンピックを控えているというようなことから、早目に国の予算の確定を図ったのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） 緊急雇用のことにつきましてお答えいたします。

今回の緊急雇用につきましては、国のほうから、あるいは県のほうから、こういうことで募集がありますよということであったわけでございます。26年度の緊急雇用創出事業というのは、地域づくり事業ということで、雇用拡大プロセスという名前がついておりまして、民間企業、あるいはシルバー人材センター、NPO法人、こういったところにこういう緊急雇用の事業がありますので募集しませんかということで、町のほうに来ましたので、町のほうではいろんな事業所、あるいは広報、そういったところで募集いたしまして、その中から手が挙がった分に対して今回予算を上げさせていただきました。先ほど若干説明はありましたけれども、NPO法人の緑化の会、あるいは地元の建設会社、それから通潤酒造、そして福祉施設ですね。合わせまして9名の方の雇用ということで今回しております。

これまで緊急雇用につきましては、いろんな人づくりであったり、雇用拡大であったり、いろんな形で、約3億円ほどこれまで、平成22年から始まっておりますけれども、いろんな雇用の募集をしております。そういった形で、今回のケースにつきましては、もう民間企業から上がってきた分についてしたということで、今回予算がつきますれば、今度はまたハローワークなりに募集をしていただいて、人材の雇用をしていただくということになります。

事業所名は、今、申請が上がっている事業所は、NPO法人の緑化の会ですね。それから清和建設、それから通潤酒造さん、それからほたる、そしてけあふるということでございます。

○議長（中村一喜男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の緊急雇用に関係しますが、要するに、先ほど言われました緑化の会というのは、その方たちが緊急雇用の申請をして、本町でしたいと。ということは、本町はただ金を受けて出すというばかりですか。事業主体は、あくまでも委託料で払うけれども、向こうということですか。

（「そこで雇用が生まれるかどうかたい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、それぞれの事業に対しまして事業所からの要望を上げていただきまして、今回予算が通りますれば、今度はその事業所と契約をいたします。事業所のほうは、今度

はハローワークとかに出しまして、今度は地元から応募があればその採用をするわけで。これについては山都町内と限ったことではありませんので。これまでの経過を見ますと、大体町内の方のほうが多かったわけですが、今回採用する場合も広く上益城のハローワークのほうに出していただきますので、内容についてはそこで最終的にどの方が入ってくるかというのはわかりますけれども、そういうことになります。

また、私、今、言いましたとおり、22年と言いましたけれども、21年からの事業が始まっております。これはふるさと雇用と緊急雇用ということでですね。トータルで5億7,400万円でした。総雇用人員は202名になっております。これは建設のほうの草刈り作業の雇用とかがございましたので、そういう大きな数になっておりますけれども、実際にこの緊急雇用が雇用の長期雇用につながったかというところが非常に大事なことになっていくわけですが、正直に申しますと、大体1割ぐらいです。ですから、20人が正式な雇用に継続してなるというようなことではありません。

制度上、いろいろな制度がございますので、1年間雇用した後に正社員にすると30万円の助成金をあげますよというようなこともあって雇用される会社もありますけれども、なかなかこの緊急雇用が長期継続の雇用につながったかという点につきましては判断の分かれるところだと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今言われたところが一番気になるところです。せっかく県が満額、助成金を出してしていく。それがたった1年で終わるという話になってきますと、うちでも何か後をせないかんという話にまたなってくる。やはり継続性のあるやつをしっかりと選んでほしいと、まず思いますし、やはり今から先、財政的にかなり厳しくなってきます。そういったところも勘案しての事業であってほしいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） 議員のおっしゃるとおりでございます。事業所においては、せっかく緊急雇用が1年あるから人を雇おうというようなことで、安易な雇用をしていただいているので、当然今回の事業につきましても、人材の育成、技術者の養成、そういったことによって1年間技術を養成して正社員につながっていただくということが大前提でございます。ですから、そういったことをしっかりとそれぞれの施設では取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 済みません、今に関連して、要望なり、お願いをしたいと思っておりますけれども。

緊急雇用で、対象者が失業者ということが決まっております。ですから、なかなか募集しても、失業者がハローワークを通さななりませんので、この制度は、失業者がおっても、その人がその仕事に向くかどうかによって、予算は通しても、実質的には採用者はゼロというふうな結果が大体ほとんどですね、これまでの流れとしましてはね。ですから、この制度そのものが、私は今、

臨時で雇用している人を正職員にすると。そのときに、その賃金の補填を、町が、町というか県がその雇用の補填をしてやるという制度であれば、かなりうまく移行していくわけですよ、正職員に。ところが、失業者を新たに雇うて、その管理しながら仕事を覚えてもらって正職員にこなげるとするのは、なかなかやっぱり適任というのは、非常に予算は通っても、現実的には難しいと。ですから、効果のあるような、せつかく予算を通すわけですから、効果のあるようなそういった形に県にも要望していただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、榎林力也君。

○商工観光課長（榎林力也君） 議員のほうからも再三指摘を受けております。需要と供給というか、求人に対する募集のところで非常にミスマッチが起こっております。実際臨時で雇っている人をそのまま正式に雇用したいといった場合の救済ができないとかですね。どうしてもそれは失業していないとだめですと。これは非常に実際の事業所のニーズと、県が思っていること、国が思っていることと違う場合がございます。このことについては、商工労働部のほうにも再三にわたってうちの担当のほうからも言いましたし、商工の課長のほうにも、私のほうからもお願いしたことはございます。ただ、制度上の、国の制度をなかなか変えるということについては大きな力も要ると思いますので、やはりこれは政治的な英断も必要かと思っておりますけれども、今のところはそういったことで推移しております。

また、事業所については、そういったところについてはしっかりと対応していただくようにということで、100%の事業の契約をしても、実際、議員がおっしゃるように求人がなかつたりして、8割ぐらいに消化できないという場合もございますので、できればせつかくの制度でございますので、それが十分発揮できるようには、また県のほうにも要望していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今度あんたじゃなかけん。減額が、先ほどからいろいろ意見が出て、ある程度わかってきました。ただ、安倍内閣、国の予算の中で消費税対策、8%対策ということで、公共事業費を増額といいますか、力を入れるということでしたので、建設事業はいけいけどんどんだと思っておりました。多くの人がそう期待をしていたと思います。過疎が進み、高齢化が進めば、どうしても道路というのはそういうところに必要でございます。それが今度の補正予算の中で減額が建設関係だけだということで大変なショックを受けております。同時にどうということかということでもございます。

それなりに国、県、そして1割にも満たない地方、その力関係というのはわからないということではありませんが、お互いがやっぱり上のほうに向かってかみついでいかんと予算分捕りができんごとなつてきやせんかと思っております。そういうことで、町長のほうも行かれたということですし、大変努力はなされたということはわかりますが、もっとやるべきだろうと思います。今度減額された部分について、補正で、次の補正のときに国、県から金が多くなったときは、増額されたときは、また戻される気なのか。この扱いをどうされるかということが一つですね。ま

ず第1点がそれです。

それから、19ページ、さっきから出ておりました、イチゴ、トマトのハウスです。農協からの丸投げというふうにとれましたが、そういうふうなことですかね。それから、もう一つは、これをつくれる人たちが2名、3名というような話もされたが、面積をふやされるのか。それとも新しくつくって、今までの施設を休ませるのか。どういう考えでされるのかということです。トマトもイチゴもですね。

目的の稼げる農業です。稼げる園芸ということですが、施設が休むようなことでは稼ぐことにはつながらないということですね。眼鏡はめにや字の見えんごつなつた。稼げることにつながらない、休ませるならば。トマトのハウスでもいっぱい建てておられますが、いっぱい休ませておられるところもあります。そういうことでは稼げる農業につながらないということで、このところを、そのことをどう考えて、どう指導していくつもりですかということですね。

それから、経営体育成事業、740万、750万ぐらいですね。個人で農機具買うということよりも、農機具屋さん、あるいは農協あたり含めて、リースです。農機具の貸し出しというような事業の育成に努力をされてはどうか。一般質問のごたる質問になるばってんが、そういうふうなことを考えられないのかということです。

それから、酒屋さんの案内。これは檜林課長かな。百八十何万です。国、県、この人材関係の仕事に、事業について人件費が少し安くありはしないかという感じで見ております。課長、国、県に対しても、人件費というのはあなたたちの給料と見合わせて考えてみてはいかがですかというようなことを言われてください。職員にも同じですよ。雇う人たちにも、自分たちにも考えて、自分たちの給料を考えて、この人たちに払う給料がいかがなものかというようなことも考えてみてください。その答弁してください。

まず、それだけを質問します。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、消費税増税の件でお尋ねでございました。本年4月からの消費税増税に関しましては、経済の失速、それから減退にならないよう、国の補正予算が3月に提示されましたので、本町におきましては3月の最終補正で計上をいたしたところでございます。その早期執行について、今現在、鋭意努力しているところでございます。

それから、補正予算につきましては、仮にまた事業の見通しがつきましたならば、直近のまた補正予算でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） まず、くまもと稼げる園芸の補助のことでございます。先ほど申し上げましたように、トマト、それから施設野菜のベビーリーフを初めとするもの。それとイチゴ、それからイチゴの光合成促進の装置でございました。

ハウスの種類につきましては、先ほど10アール当たりの単価を申し上げましたが、今回導入してあります事業につきましては、単棟ハウス等も含めて強化型ということで、若干単価が間違っておりましたので訂正を申し上げます。申しわけございません。単棟ハウスの強化型で、今回

167アールの面積が入っておりますので、反当たりの面積が通常のハウスよりもちょっと高くなりまして、350万程度かかるようです。事業費ベースで見えておりますが、そういう形になるようでした。大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

丸投げといいますが、意味合いがちょっと私もわかりませんが、事業の推進に当たりましては、今回出ておりますのは上益城農協の第3営農センターでまとめた部分でございます。この高冷地野菜につきましても、このハウスにつきましてもトマト等を中心とした雨よけハウスでございまして、やはり品質を高めるということで、この事業趣旨にありますように、品質と販売単価、それから生産の出荷量、それとコスト等のこのバランスをとった非常に高技術のハウスをつくるということで、農協がその申請者等をまとめてしておりますので、丸投げという表現、ちょっと私も理解できない部分がございますが、事業としては農協が事業主体となってやっているということでございます。

それから、面積の増加か、新規かというちょっとお問い合わせがありました。名簿もこちらに出てきておりますけれども、議員御存じかと思っておりますけれども、トマトにつきましても、やはり2年から3年ぐらいで忌地が出ますので、ローテーションをしていくということも随分多いようでございます。そういうことからしますと、多分、新規の方もいらっしゃるし、そういうふうに変うところに持っているハウスを休ませて、変うところにまた持って行ってつくると。これが新地につくった場合につきましても、全く忌地現象が出ませんので、トマトにつきましても反収は非常に高いということで、そういう取り組みをしている農家が多いということをお聞きいただきたいと思っております。

それから、経営体育成支援事業のことでございますけれども、これは単県の補助金でございまして、うちは補助金が、単県が来た分がもう丸々通っていくという事業でございます。これは担い手と企業参入支援からのほうでやっている部分でございますが、きのうもちょっと申し上げましたけれども、人・農地プランに位置づけられた中心経営体の育成を図るため、融資を受けて機械等を導入する際に融資残に対し県が補助をするというような事業でございます。今回は畜産を主体とした農家が2戸、この事業を県のほうに申請しておりますので、その方々2名にこの単県の補助金として流れているようであります。

以上です。

(自席より発言する者あり)

それからリースですね。先ほどちょっと答弁の中でも申し上げましたが、以前、一時的な負担をやっぱり減らすということでリース事業を取り組んだ経緯もございまして。これも県のほうに今お尋ねしておるんですけども、国、県を通してリース事業をしているという情報、まだ今のところいただいておりません。議員の御指摘のように、そういう事業があれば、ぜひまた今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○議長(中村一喜男君) 商工観光課長、榎林力也君。

○商工観光課長(榎林力也君) 緊急雇用のほうの賃金のことのお尋ねでございました。雇用形態がそれぞれ建設業であったり、福祉であったり、ガイドであったりする場合に違いますので。

ただ、補助の内容としては、2分の1以上が人件費でなければならないということが一つの要件。それから、それぞれの業種によって賃金を決めるということで、今回の場合は、見てみますと、時給であったり、週何時間というようなことでの計算とか、いろいろございますけれども、押しなべて言いますと、大体時給の720円から50円であったり、1日が8,500円であったりということで推移しております。おっしゃるとおり、いろいろな職種の給料について、この緊急雇用の場合も決して高い額をもらえるわけではありませんで、その辺のところについては実情に合った、それから能力に合った賃金を計算して払っていただくように、県のほうもその補助をしていただくようお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず、5%から8%になった。あんたもまだおんなほり。3%から、5%から8%になった。そのための刺激策という、対応といいますか、対処というか、そのための予算が国で組まれておるが、我が町にはどれくらいの効果があっているのか。場違いだと言われればちょっと困りますが。

それから、せっかく座っておられるので、先ほどからも出ておりましたが、定住、この来ていただくという仕事をする人たちが矢部町に永住していただく。永住をされるというか、そういうふうなシステムでの募集、仕事をしていただくというようなことを真剣に考えていただきたい。先ほどからも話があっておりましたが、なかなか定住してもらえないということのようですが、それならばよそからおいででおる、定住しておられる人たちに優先的に仕事を回すと。そういうことも含めて、定住を目的にして、永住を目的にしてやってください。せっかくの事業でございます。地域活性化とか、そういうことも含めて。詳しいことを言えばちょっと足引っ張りになりますから控えますが、そういうこともお願いです。

それから、先ほどの国のお金がいっぱい、13兆円の補正が去年の、おとしだったかな。安倍さんが内閣になってすぐ組まれた、そのお金が本町にどしこ来たかという、微々たるもので、ほとんどわからなかったというような形になってしまいます。国のお金がですね。景気刺激策、いろいろ言われるが、本町もそれに乗って、ぜひ景気浮揚につなげていかなければと思いますので、尋ねております。わからなかったならば、わからないで仕方ありません。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） じゃあ、緊急雇用のほうからお答えします。

赤星議員のほうからもありました、募集はどうするのかということがございましたけれども、ハローワークにしますので、当然、町内、町外からも募集があります。4月にも緊急雇用の予算を認めていただきましたけれども、その中には、やはり町外から募集がありまして、事業所に採用された方もございます。その中にはやっぱり将来的にはこの山都町に就職して住んでみたいというような希望を面接のときに語られて事業所に採用になった方もいらっしゃいますので、そういう方は定住につながっていかれたら、非常にこちらとしてもありがたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議員お尋ねの消費税の増税分につきましての直接の影響額ですか、そういったことについては、町のほうとしてはちょっと把握はしておりませんが、後段の質問にございました景気浮揚、私、先ほど景気の失速、減退につながらないような事業ということで、国のほうから補正予算を3月に組まれまして、本町でも、正確にちょっと金額のほうは、済みません、今持っておりませんが、たしか4億程度、国の補正予算を対応する予算を編成したのかなというふうに思っております。この金額については、また後で議員のほうにお伝えしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時46分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第32号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第15、議案第32号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第32号について説明いたします。

議案第32号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）。今回の補正につきましては、生活介護支援サポーター養成の実施に伴う補正をお願いするものです。

5ページをお願いします。歳入のほうです。3款国庫支出金2項国庫補助金4目介護保険事業費補助金、補正額、82万1,000円。1節現年度分生活介護支援サポーター養成事業費補助金、この補助率は10分の10となります。

6 ページをお願いします。歳出です。5 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業費 4 目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額、82万1,000円。財源の内訳としましては、国の補助金、82万1,000円、8 節報償費、12万、ケアマネジャー研修会講習費謝金 3 名分です。9 節の旅費、37万8,000円、それから11節需用費、消耗品等です。それから、12節役務費、保険料等です。14節使用料及び賃借料、20万。これは研修に係るバスの借り上げ料となっています。

表紙の裏面をお願いします。平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算。平成26年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,267万1,000円とする。第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年6月5日提出、山都町長。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番、赤星喜十郎君。

○6 番（赤星喜十郎君） 一つだけお願いします。このサポーター養成としてありますが、どういった人たちを何名ほど養成されるか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 募集のほうをしまして、地域の住民の方たちに募集をします。大体20名ほどの方がこちらのサポーター養成のほうに参加するという形になると思います。はい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第33号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第16、議案第33号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長、甲斐良士君。

○水道課長（甲斐良士君） 説明申し上げます。

議案第33号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

今回は人事異動によります人件費の総額と、15節の工事請負費において給水管の更新工事、配水管ですね。配水管の更新工事をお願いいたしております。内容といたしましては、歳出の1款1項1目の2節から4節までは人件費の計上となります。15節の工事請負費の説明を申し上げます。これは旧蘇陽地区の菅尾地内におきまして配水管が宅地内に埋設をしてあることから、配水管の布設がえをするものでございます。財源の内訳でございますが、一般財源776万8,000円を計上いたしております。これは一般会計からの繰り入れをお願いをいたしておりますのでございます。

表紙の次のページをお願いします。平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,939万7,000円といたします。2番、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。平成26年6月5日提出、山都町長。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第17、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 人権擁護委員の候補者の推薦の件について説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成26年6月5日提出、山都町長。

意見を求める方は次のとおりです。住所、熊本県上益城郡山都町仏原318番地1、上村正則さんです。生年月日は、昭和25年1月6日です。

諮問理由です。この諮問をするのは、人権擁護委員の1名が平成26年9月30日をもって任期満了となるので、後任の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるからです。上村正則さんは長年農業協同組合活動に携わってこられ、高い見識と豊富な経験を持たれています。また、退職後は区長や自治振興区会長につかれるなど、地域活動に積極的に参加され、地域の方からの信望も大変厚く、誠実賢明な方でございます。人格も温厚で、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をいたす意見を求めるものです。

よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 諮問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時58分

平成26年第2回全員協議会

山都町議会会議録

平成26年6月12日

午後2時58分開会

平成26年6月第2回山都町議会全員協議会目次

○6月12日（第1号）

出席議員	138
欠席議員	138
職務のため出席した事務局職員	138
開会・開議	138
日程第1 農業委員推薦の件	138
閉会	139

平成26年第2回山都町議会全員協議会

1. 平成26年6月12日午後2時58分招集
2. 平成26年6月12日午後2時58分開会
3. 平成26年6月12日午後3時0分閉会
4. 会議の区別 全員協議会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程

日程第1 農業委員推薦の件

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午後2時58分

○議長（中村一喜男君） 引き続き、全員協議会を開会します。

日程第1 農業委員推薦の件

○議長（中村一喜男君） 本日の会議において、農業委員の推薦についてお諮りする予定です。推薦する予定者について、あらかじめ経済建設常任委員会に選任をお願いいたしております。その結果について報告していただきます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 経済建設常任委員会では、議会が推薦する農業委員の推薦予定者として、山都町島木5661番、稲葉富人さんを選任しました。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。ここで議会が推薦する予定者の名簿をお手元に配付させます。

これで全員協議会を閉会します。

閉会 午後 3 時 0 分

山都町全員協議会規則第 8 条によりここに署名する。

山都町議長

再開 午後3時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 農業委員推薦の件

○議長（中村一喜男君） 日程第18「農業委員推薦の件」を議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は4人とし、お手元に配付した名簿のとおり、佐藤幸代君、門岡和美君、高橋富美代君、稲葉富人君、以上の方を推薦したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は4人とし、お手元に配付した名簿のとおり、佐藤幸代君、門岡和美君、高橋富美代君、稲葉富人君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

日程第19 委員長報告 陳情等付託報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第19「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情第3号「新庁舎の全面禁煙及び受動喫煙防止施策の推進を求める申し出」について報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） それでは報告をいたします。

事件番号、陳情第3号。付託年月日、平成26年6月5日。件名、新庁舎の全面禁煙及び受動喫煙防止施策の推進を求める申し入れ。陳情者、山都町浜町167-1、山都町医師会会長、永本展英ほか7名。審査結果、採択です。審査意見、禁煙は自身のみならず周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪い影響を及ぼすことが指摘されています。また、疫学的推計によると、がん、脳卒中、循環器疾患などの健康被害を誘発するということが広く知られているところです。新しく完成する役場庁舎内においては、これまで同様、全面禁煙とし、受動喫煙の防止策を講ずることは重要であると考えます。よって本陳情を採択とします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号「新庁舎の全面禁煙及び受動喫煙防止施策の推進を求める申し入れ」は、採択とすることに決定しました。

陳情第5号「建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情」について報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） それでは報告をさせていただきます。

事件番号、陳情第5号。付託年月日、平成26年6月5日。件名、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情書。陳情者、熊本市中央区九品寺1-17-9、熊本県建築労働組合内熊本建設じん肺・アスベスト被害者と家族を支える会、会長木村正。審査結果、採択です。審査意見、アスベストが原因による疾病が広がりを見せる中、その取り扱いも全面禁止されたが、これを吸い込んだ労働者の被害は増加する一方である。石綿被害は、吸引し、30年から40年を経過した後に発症することが多く、早期に労働災害として認定されることは困難である。法律により、建材として認められ大量のアスベストが使用されてきた経緯や原因から結果の発生まで、長期にわたるといふ現実から、国においては早期において万全の救済措置を講ずることや、その補償が必要である。よって本陳情を採択とする。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号「建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情」は、採択とすることに決定しました。

日程第20 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第20「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで、平成26年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時06分

平成26年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第26号	専決処分事項（平成25年度山都町一般会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月12日	原案承認
議案第27号	専決処分事項（平成25年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月12日	原案承認
議案第28号	専決処分事項（平成25年度山都町簡易水道特別会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月12日	原案承認
議案第29号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月12日	原案承認
議案第30号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月12日	原案承認
議案第31号	平成26年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	6月12日	原案可決
議案第32号	平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	6月12日	原案可決
議案第33号	平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	6月12日	原案可決
報告第1号	平成25年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月12日	報告済み
報告第2号	平成25年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について	6月12日	報告済み
報告第3号	平成25年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月12日	報告済み
報告第4号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告について	6月12日	報告済み
報告第5号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告について	6月12日	報告済み
報告第6号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告について	6月12日	報告済み
報告第7号	有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告について	6月12日	報告済み
報告第8号	有限会社「清和資源」の経営状況報告について	6月12日	報告済み
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月12日	原案答申

て
議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出に
ついて

6月12日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
